

かながわ困難な問題を抱える女性等 支援計画

(2024 (令和6) 年度～2028 (令和10) 年度)

神奈川県

ともに生きる



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

困難な問題を抱える女性等が自立し、 安心して自分らしく暮らすことができる社会をめざして

皆さんは「女性の福祉」という言葉をご存じですか。

近年、女性が抱える課題はDVをはじめ、性暴力や性搾取等の被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、社会的な孤独・孤立の問題など多岐にわたっており、女性が女性であるがゆえに課題が複雑化しやすい状況にあります。

これまで家庭内における暴力被害者や性暴力、性搾取等の被害者など、様々な困難な問題を抱える女性への支援は、1956（昭和31）年に制定された売春防止法を根拠に行われてきました。

売春防止法では「性行又は環境に照らして売春のおそれのある女子」を「要保護女子」と定義づけ、性道徳に反し社会の善良な風俗をみだす要保護女子を「補導処分」し、「保護更生」の措置を講ずることとされてきました。ここには、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進の視点、つまり「女性の福祉」の視点はありませんでした。

2022（令和4）年、売春防止法は66年ぶりに改正され、2024（令和6）年4月からは、女性支援の考え方が抜本的に変わる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。新たな法律では、その目的に「女性の福祉の増進」が初めて明記されました。女性がなぜそのような状況に至ったのか、表面的な事柄だけでなく本人の声に一生懸命に耳を傾けることで、「保護更生」の考えでは成しえない当事者の目線に立った本当の意味での「女性への支援」ができるのではないのでしょうか。これからは行政をはじめとした支援者には、当事者目線に立ち、女性の意思を尊重した支援を行うことが求められています。これは、本県がめざす「ジェンダー主流化」、「当事者目線主流化」の考え方と軌を一にするものです。

県は、こうした考え方に立って、困難な問題を抱える女性やDV被害者を包括的に支援するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「かながわDV防止・被害者支援プラン」の改定と合わせた一体的な計画として、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定することとしました。困難な問題を抱える女性に寄り添い、つながり支えることで、少しでも不安を取り除き、困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざします。

この計画の策定に当たっては、神奈川県男女共同参画審議会や、神奈川県DV対策推進協議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様、関係団体、県議会から貴重なご意見やご提案をいただきました。皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。

「いのち輝くかながわ」の実現に向けて、計画の着実な推進を図ってまいりたいと存じますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2024（令和6）年3月

神奈川県知事 黒岩祐治



目 次

第1章	女性支援事業の経緯と今日的意義	1
第2章	計画の基本的な考え方	4
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の性格	5
3	計画の期間	5
4	計画に関する評価と公表	5
第3章	困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項	8
1	困難な問題を抱える女性の状況	8
2	重点的に取り組むべき事項	28
第4章	計画の内容	32
1	基本目標	32
2	基本理念	32
3	対象地域	34
4	対象者の考え方	34
5	重点目標	35
6	支援の体制	36
7	施策の体系	42
8	具体的な取組み	46
9	数値目標	66
第5章	推進体制	68
1	神奈川県男女共同参画審議会	68
2	神奈川県共生推進本部	68
3	かながわ困難な問題を抱える女性等支援調整会議（仮称）	68
参考		70
1	女性等が抱えるそれぞれの問題の状況	70
2	支援の状況	87
3	当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）	107
資料編		123

第1章 女性支援事業の経緯と今日的意義

<女性支援の歴史>

本県における女性支援の歴史は、古くは終戦直後の1950（昭和25）年までさかのぼります。1950（昭和25）年、県は当時横浜市磯子区にあった県立屏風ヶ浦病院内に婦人更生相談所を設置しました。これは売春を行っていた女性の更生相談を目的とした全国初の施設であり、その設置は、のちに現在まで続くことになる女性支援の根拠法、売春防止法が公布される6年前のことでした。

売春防止法制定以前にこうした更生施設を設けた理由は、神奈川県が占領下の横須賀基地及び厚木基地、そして海外との玄関口である港町横浜を抱え、「他の府県には見られない戦後売春婦の蝟集地（いしゅうち）」と化しているという認識があったからでした。その後、婦人更生相談所は婦人相談所と名称を改め、相談内容も売春だけでなく家出・浮浪などが加わります。そして、1956（昭和31）年に売春防止法が制定されると、売春からの保護更生に、転落の未然防止と女性に対する基本的人権を擁護する機関として業務を上げていきました。こうした県の動向は、売春防止法が規定する更生施設のテストケースとして全国から注目をあびました。

こうして、「女性であること」に着目した支援は、売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子（要保護女子）に対する保護・更正を図るために今日まで実施されることとなります。

要保護女子に対する保護・更生のため始まった女性支援ですが、女性が直面している問題が多様化し、また複合的な困難な問題を抱える女性の増加を背景に、女性支援事業の対象者も拡大されました。

1970（昭和45）年に、国通知¹により「売春を行うおそれのある女子」以外にも拡大されたのを皮切りに、2001（平成13）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法²」という。）」におけるDV³被害者、2004（平成16）年に策定された「人身取引対策行動計画」における人身取引被害者、2013（平成25）年に改正されたストーカー規制法におけるストーカー被害者が女性支援事業の対象となりました。このように対象者を拡大する一方で、売春防止法の女性支援に関する規定が抜本的に見直されることはありませんでした。

¹ 「国通知」

昭和45年度 婦人保護事業費国庫負担及び補助について（昭和45年厚生省社会局長通知）。

² 「DV防止法」

DV防止法上の「配偶者」は、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の相手を含み、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力にも準用されます。

DV防止法上の「配偶者からの暴力」には、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き受ける暴力を含み、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き受ける暴力も含まれます。

³ 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」

本計画においては、「配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力」という意味で記載しています。

<売春防止法の限界と女性支援法の成立>

売春防止法の施行から60年以上が経過し、売春防止法に婦人保護事業の根拠を置くことそのものの制度的限界が指摘されるようになり、女性支援事業の根拠法である売春防止法からの脱却をめざす動きが強まりました。

こうした中、2015（平成27）年には、神奈川県議会が国に対して「売春防止法の抜本的な改正又は、新たな法整備に関する意見書」を提出しました。

意見書には、

- ・「生活困窮や家庭環境の破綻などにより、正常な生活を営むことが困難であるなど、保護、援助が必要で、かつ他法で支援できない女性やDV被害者への支援は、女性相談所等の保護事業が担っている」こと
- ・「支援対象者のほとんどは、施設設置の根拠法である売春防止法が当初想定していた『売春』とはかかわりないが、同法は昭和31年の制定以来抜本的に改正されることなく現在に至っている」こと
- ・「女性の貧困や性被害が大きな社会問題となる中で、女性保護事業の果たす役割はますます大きく、重要になって」おり、「女性を人権侵害から守り、自立に向けて適切な支援を行うため、その根拠となる売春防止法の改正又は新たな法整備を行うことが必要である」こと

が記載されています。

こうした活動が実を結び、2022（令和4）年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）が成立しました。女性支援法では、売春防止法の「性道徳に反し、社会の善良な風俗を乱す売春する恐れのある女子を保護・更生させる」という目的から脱却し、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現」をめざすこととされ、日常生活又は社会生活を送る上で、様々な困難を抱える女性の福祉の増進のため、本人の意思を尊重した切れ目のない福祉的な支援を実施することとされています。

<困難な問題を抱える女性の今日的な課題>

近年、女性を取りまく状況は変化しています。2020（令和2）年から急速に感染拡大した「新型コロナウイルス感染症」は当事者に深刻な影響をもたらしました。非正規雇用者の解雇や雇止め、シングルマザーの失業率の上昇、自殺者の増加、DV相談の全国的な増加、子どもがいる有配偶者の非労働力化の進行など、社会的に弱い立場にある人ほど状況が深刻化するという事態が浮き彫りとなりました。

また、近年、路上で売春を行う女性の中には、自身ではそのことを困難な問題であると気づかないまま、性的搾取等の社会の構造に取り込まれている人もいるという報道もなされており、支援の存在を知らず、支援を受けようとも考えていない女性が存在することも明らかになっています。

社会経済状況の急激な変化に伴う女性の就業率の上昇、働き方の多様化や、婚姻に関する意識や家族関係の変化などに伴い、予期せぬ妊娠・出産、女性に対する暴力、生活困窮、性被害問題等、女性が女性であるが故に抱える問題は複雑化し、支援ニーズも一層多様化してい

ます。このような性別による不平等や不均衡は、そのような状況を生み出す社会的な構造に起因するものです。

こうした社会的に弱い立場にある、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないようにするとともに、困難な問題を抱えた方を自立へとつなげ、社会全体で支援していくことが課題です。

そのためには人権意識の醸成などの意識啓発や、支援施策の周知が大切であるとともに、一人ひとりが抱える背景に寄り添い、当事者の目線に立った支援が必要であることから、支援者も、従来の売春防止法に基づく考え方から、一人ひとりの人権を尊重し本人のニーズに即した当事者目線に立った支援を改めて意識することが求められています。DV被害をはじめ、様々な困難を抱える女性等を支援するため、また、支援が届きにくい人にも早期にかつ切れ目なく支援していくためには、行政、関係機関、民間団体が対等な立場で協働しながら、個々の状況に応じて柔軟に支援していくことが必要です。

<本計画の策定>

こうした女性を取り巻く現状や、課題認識を踏まえ、本計画の基本目標や基本理念を設定し、県の当事者支援に対する考え方や方向性等をわかりやすく示すとともに、施策を総合的に推進し、「困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現」をめざすため、従来の「かながわDV防止・被害者支援プラン」の内容を含めて、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を新たに策定するものです。

コラム 「当事者」

本計画の対象者は「**困難な問題を抱える女性**」及び「**DV被害者**」です。本計画においては、両者を併せて「**当事者**」と記載しています。

- ・「**困難な問題を抱える女性**」とは、様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えた女性（そのおそれのある女性を含む。）のことを指します。年齢、障がいの程度、国籍等を問いません。また、適切な支援を受けなければ将来的に問題を抱えるおそれのある女性を含みます。

性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダー⁴であることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮した支援をしていきます。

- ・「**DV被害者**」には、DV防止法の対象である配偶者からの暴力を受けた方に加え、交際相手からの暴力（デートDV）の被害者も含めています（セクシャリティ⁵は問いません）。

⁴ 「トランスジェンダー」

生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）に違和感がある人のこと。

⁵ 「セクシャリティ」

性のあり方の中で、多種多様な要素のグラデーションと言われている。主な構成要素として「生物学的な性（性染色体、内外性器の形状などの身体的性別のこと）」、「性自認（自分は女／男である、そのどちらにも当てはまらないなど、自分の性をどのように認識しているかということ）」、「性的指向（恋愛感情や性的欲求が主にどの性別に向いているか、いないかということ）」、「表現する性（言葉遣いやしぐさ、服装など、個人が表現する性のこと）」等がある。

第1章 女性支援事業の経緯と今日的意義



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本計画は、女性支援法及びDV防止法に基づき、当事者を支援するための基本計画として、より実効性のある取組みを推進するため「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）」を策定するものです。

県はこれまで、DV防止法に基づき、2002（平成14）年に配偶者暴力相談支援センターを設けるとともに、2006（平成18）年には「かながわDV被害者支援プラン」を策定しました。その後、2009（平成21）年に「かながわDV被害者支援プラン」を改定し、DV被害者の相談や保護、自立の支援などに取り組んできました。

2013（平成25）年には、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者についても配偶者からの暴力被害者に準じて扱う」とされ、対象者を拡大する法改正が行われました。この改正を踏まえ、2014（平成26）年に計画名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」に変更するとともに、これまでの被害者支援の取組みに加え、DV防止の取組みを強化する改定を行いました。

2018（平成30）年には、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のための啓発の強化や、被害者への相談支援に対応する職員研修の充実などの取組みを盛り込む等の改定を行ってきました。

この計画では、めざすべき社会を基本目標として掲げ、当事者を取り巻く現状や、県が取り組むべき事項、行政・民間団体・関係機関等の役割や連携について明示し、2028（令和10）年までの5年間に県が実施する具体的な施策内容について記載するとともに、その施策を重点的に推進していくこととします。

施策を推進するに当たっては、人権を尊重し、ジェンダー平等⁶の実現に資する支援、常に当事者目線に立ち、本人の意思に沿った支援、様々な機関と連携、協働し、切れ目のない支援をすることが必要です。

今後、この計画に基づき、当事者が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、毎年度、計画の状況を評価しながら、県の取組みをより一層進めていきます。

⁶ 「ジェンダー」／「ジェンダー平等」
6 ページコラム参照。

2 計画の性格

この計画は、次の性格を持つものとします。

- (1) 女性支援法第8条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。
- (2) DV防止法第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。
- (3) 県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画です。
- (4) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画である「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援及び困難を抱えた女性等に対する支援を重点的に推進するための計画です。
- (5) 人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶をめざし、2015（平成27）年に国連で採択された「SDGs⁷」における17ある目標のうち「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」と理念を共有するものです。



3 計画の期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

ただし、法改正や国の基本方針の見直し、社会情勢の変化に伴い、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて、見直すこととします。

4 計画に関する評価と公表

数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について神奈川県男女共同参画審議会による評価を行い、それらの結果をとりまとめ、公表します。

⁷ 「SDGs」

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）で2030年までに達成すべき17のゴールを示した国際目標のこと。

コラム ジェンダー平等とは 【かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）より抜粋】

＜基本的人権の保障・男女平等＞

1946（昭和21）年に制定された日本国憲法において、すべての国民は、法の下に平等であり、性別によって、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことと定められ、「男女平等」が保障されています。

＜男女共同参画＞

男女平等を当然の前提とした上で、意思決定過程に参加すること（＝参画）を重要な理念として、1999（平成11）年に男女共同参画社会基本法が施行されました。同法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

＜ジェンダー平等＞

一方、国際的には、生物学的性別（セックス）に対して、社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と呼び、その格差は、本来の能力とは関係ない社会的構造として生まれた性別の役割が増幅していった結果であり、そうした性別による不均衡・差別や偏見を「ジェンダーの平等」という主張によって意識的に解消しようという意図で用いられるようになりました。

本計画においては、ジェンダー、ジェンダー平等を次のように整理します。

ジェンダー

生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された点に着目して「性別」に言及するために用いられる表現

ジェンダー平等

「男女共同参画」と比べ、次の点に焦点を当てていることが特徴

- ・男性、女性だけではなく、性的マイノリティ⁸を含め、すべての人を対象とする
- ・機会の平等だけではなく、格差の解消に結びつくこともめざす

○性別による不平等や不均衡は、そのような状況にある個人の責任ではなく、社会的な構造に起因するものであるという考え方は、「ジェンダー平等」も「男女共同参画」も同じ

○「ジェンダー平等」も「男女共同参画」もめざす方向性は同じだが、「ジェンダー平等」は「男女共同参画」よりも幅広い考え方として用いられることが多い

⁸ 「性的マイノリティ」

LGBT（女性の同性愛者であるレズビアン、男性の同性愛者であるゲイ、同性が好きになることも、異性が好きになることもある両性愛者であるバイセクシャル、出生時に割り当てられた性別と性自認に違和感があるトランスジェンダー）を含む、性自認や性的指向などが少数派である人を表す言葉の一つ。

LGBTのほか、セクシャリティを決められない、又は決めていない人であるQ（クエスチョニング）、他者に対して性愛の感情を抱かない人であるA（アセクシャル）など、多様なセクシャリティが存在する。

コラム 暴力の種類

DV防止法における「暴力」とは、「身体に対する暴力」又は「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。

暴力には以下のような種類があり、本計画においては、以下のような行為を広く暴力として扱っています。

- ・身体的暴力 … 殴る／蹴る／首を絞める／髪を持って引きずり回す／
包丁で切りつける／階段から突き落とす／
タバコの火を押し付ける／熱湯をかける など
- ・精神的暴力 … 暴言を吐く／脅かす／人格を否定する／無視する／
浮気・不貞を疑う／家から締め出す／大事にしているものを壊す／
子どもに危害を加えると脅す など
- ・経済的暴力 … 生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／
借金を重ねる／家計費の使い方を細かく追及する など
- ・性的暴力 … 性行為を強要する／ポルノを見せたり、道具のように扱う／
避妊に協力しない など
- ・社会的暴力 … 外出や親族・友人との付き合いを制限する／
(社会的隔離) メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視
する など
- ・その他 … 「おまえは家事だけやればいいんだ」、「この家の主は自分だ」
など特権のように振りかざす／暴力をふるう原因や責任をパートナーに転嫁する など


第3章 困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項

「困難な問題を抱える女性」と言っても、抱えている問題の背景、家庭の状況、年齢、国籍、障がいの程度等その状況は様々です。県では、本計画を策定するに当たり、困難な問題を抱える女性当事者に対して2023（令和5）年に「困難を抱える女性に係る実態調査」を行いました。また、支援に当たる県内市町村及び民間団体に対してヒアリングを実施しました。本章では、調査から見えてきた当事者の現状やニーズ、支援者からみた当事者の状況と求められる支援施策、今後において県が取り組むべき事項を示します。

1 困難な問題を抱える女性の状況

(1) 当事者に対する実態調査の状況

調査概要

調査対象	神奈川県在住の18歳以上の女性で、 配偶者からの暴力、性暴力、生活困窮及びその他日常生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性
調査方法	インターネットアンケートの登録モニターに対する調査
調査の進め方	困難な問題を抱える女性に対する調査として、以下の2段階で実施。 ※アンケートアクセス総数：7,168 サンプル ①スクリーニング調査 登録モニター（神奈川県在住18歳以上女性）から、何らかの困難な問題を抱える女性（経験者含む）を抽出するため、困難経験の有無を問うスクリーニング調査を実施。  ②本調査 スクリーニング調査で特定した調査対象者に本調査を実施。基本属性や生活状況・意識、抱える困難の内容や対処状況、相談・支援ニーズ等を把握。
有効回答数	1,050 サンプル 年代割付3区分（18～30歳代以下、40・50歳代、60歳代以上）×350 サンプル

《スクリーニング調査項目》 困難を抱えた経験

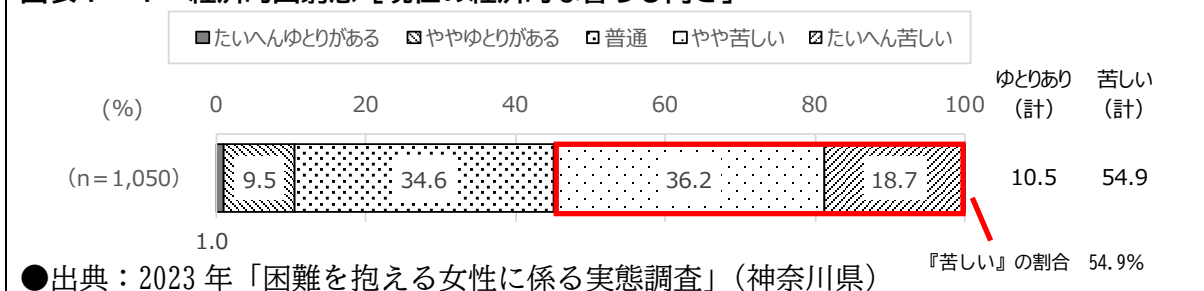
<p>Q：あなたは、次のようなことで困ったり、悩みを抱えたことはありますか。（複数回答）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者・パートナーから暴力（DV）や、恋人からの暴力（デートDV）がある 2 配偶者・パートナー以外の家族から暴力がある 3 家族とうまくいかない、家族に関する問題を抱えている 4 職場や学校等で人間関係がうまく築けない、いじめやハラスメントを受けている 5 仕事が見つからない、仕事不安定 6 経済的に困窮している（光熱水費・食糧費・医療費等を支払えない等） 7 健康面の不安が大きい（メンタルヘルス含む） 8 住まいが定まらない、家に居場所がない 9 孤独・孤立を感じる 10 性的な被害や問題を抱えている（性暴力や性的虐待、望まない妊娠など） 11 どれもあてはまらない 	<p>選択肢1～10のいずれかに該当した人が本調査に回答</p>
---	----------------------------------

ア 生活意識・生活状況

(ア) 経済的困窮感

現在の経済的な暮らし向きでは「やや苦しい」(36.2%)の割合が最も高く、次いで「普通」(34.6%)となっています。また、『ゆとりあり』(たいへんゆとりがある+ややゆとりがある)10.5%に対して、『苦しい』(やや苦しい+たいへん苦しい)が54.9%と過半数を占めています。

図表1-1：経済的困窮感【現在の経済的な暮らし向き】



『苦しい』の割合は、年齢別では30～50歳代で、家族構成別では一人暮らしや二世帯世帯(親と同居)で6割以上と高くなっています。(図表参考3-1(107頁))

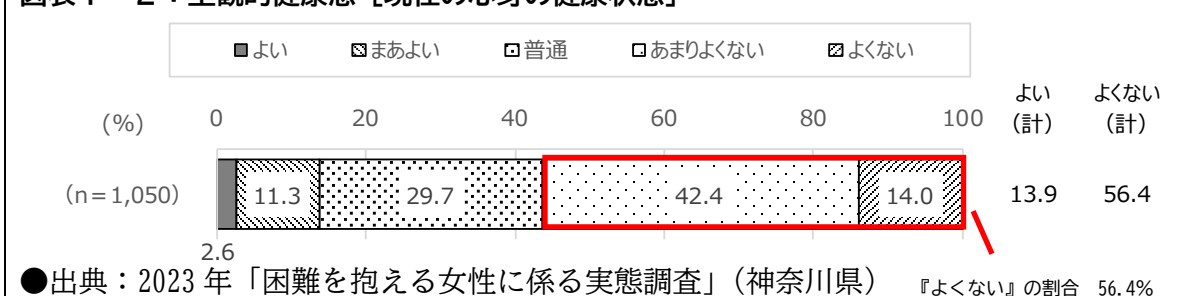
世帯年収別にみると、世帯年収が低いほど『苦しい』の割合が高く、年収100万円未満、100～199万円では8割を占めています。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど『苦しい』の割合が高く、4種類以上では6割を超えています。

(イ) 主観的健康観

現在の心身の健康状態では「あまりよくない」(42.4%)の割合が最も高く、次いで「普通」(29.7%)となっています。また、『よい』(よい+まあよい)13.9%に対して、『よくない』(あまりよくない+よくない)が56.4%と過半数を占めています。

図表1-2：主観的健康感【現在の心身の健康状態】



『よくない』の割合は、年齢別でみてもすべての年代で5割を超えていますが、40・50歳代で6割と他の年代に比べてやや高くなっています。家族構成別では二世帯世帯(親と同居)や一人暮らし、その他の世帯で6割前後と高くなっています。(図表参考3-2(108頁))

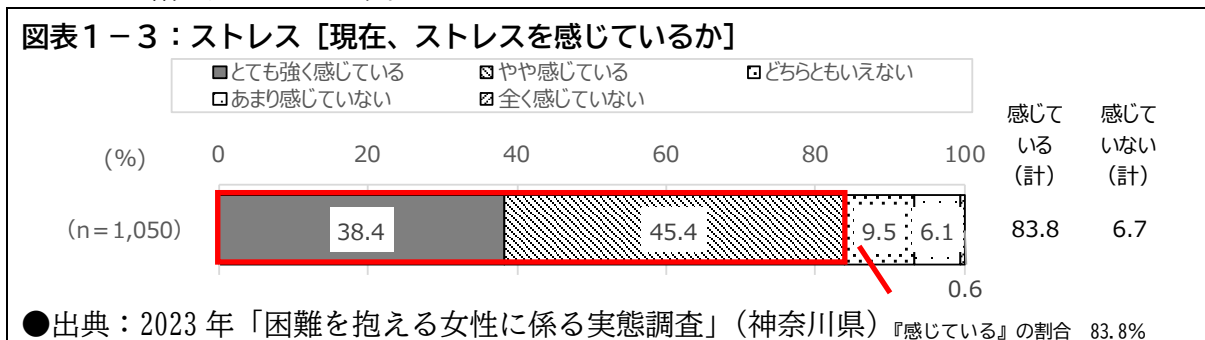
世帯年収別にみると、概ね世帯年収が低いほど『よくない』の割合が高く、年収100万円未満では6割を超えています。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難が4種類以上の層では『よくない』の割合が6割を超えています。

(ウ) ストレスと生きづらさ

a ストレス

ストレスについては「やや感じている」(45.4%)の割合が最も高く、次いで「とても強く感じている」(38.4%)となっており、これらを合わせると『感じている』(83.8%)が8割を超えています。



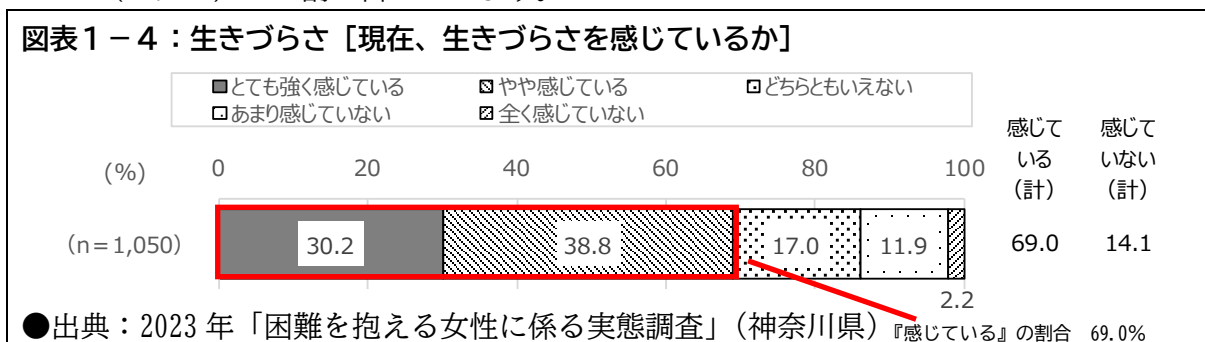
「とても強く感じている」の割合に着目すると、年齢別では30・40歳代で5割弱と他の年代に比べて高くなっています。(図表参考3-3 (109頁))

家族構成別では二世帯世帯(親と同居)やその他の世帯で4割強と高い状況です。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど「とても強く感じている」の割合が高く、抱える困難が4種類以上の層では5割弱を占めています。

b 生きづらさ

生きづらさについては「やや感じている」(38.8%)の割合が最も高く、次いで「とても強く感じている」(30.2%)となっており、これらを合わせると『感じている』(69.0%)が7割を占めています。



「とても強く感じている」の割合に着目すると、年齢別では40歳代で、婚姻状況別では未婚で、家族構成別では二世帯世帯(親と同居)で4割程度と他に比べて高くなっています。(図表参考3-4 (110頁))

世帯年収別では年収200万円未満の層で顕著に高まり、特に100万円未満では5割弱と高くなっています。

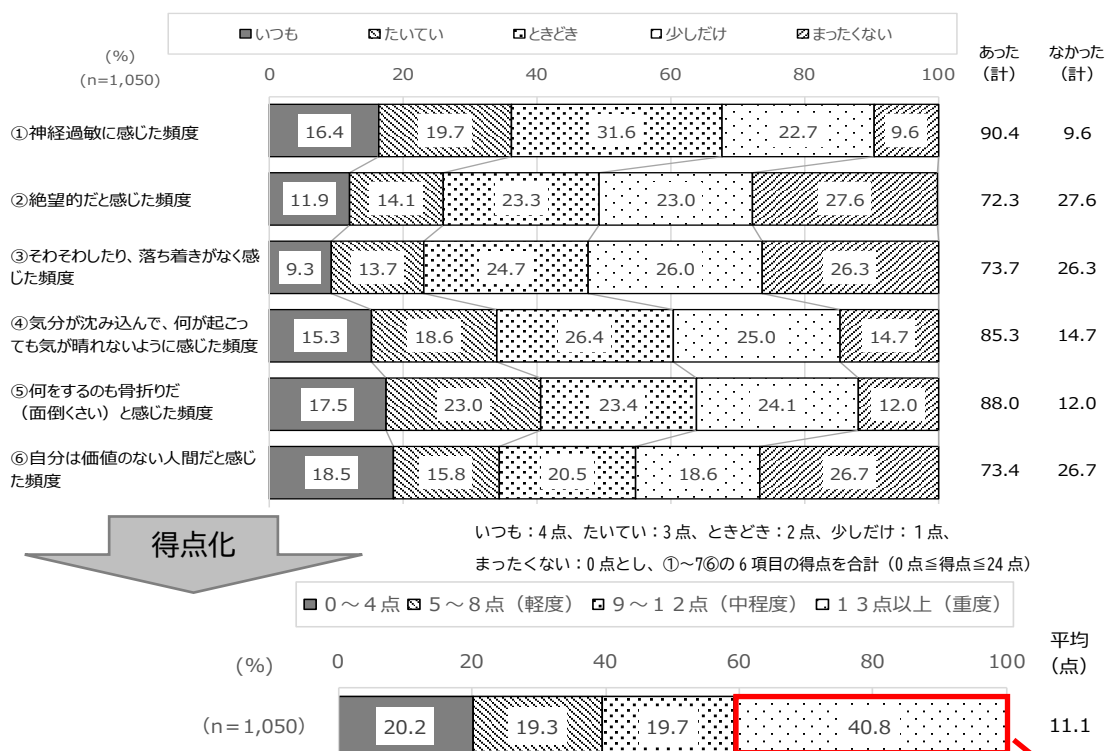
困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど割合が顕著に高く、抱える困難が4種類以上の層では4割を超えています。

(エ) メンタルヘルス

過去1か月間の心の状態に関する6つの質問の回答を下記の基準で得点化して合計した値は、心の状態（メンタルヘルス）を測定する尺度⁹として使用されており、点数が高いほど心の状態が悪い（精神的な不調を感じている度合いが強い）ことを表しています。

得点の分布をみると「13点以上（重度）」（40.8％）の割合が最も高く、4割を占めています。

図表1-5：メンタルヘルスの状態評価[過去1か月間の心の状態／得点の分布]



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）『13点以上(重度)』の割合 40.8%

「13点以上（重度）」の割合は、年齢別では年齢が若いほど高く、30歳代以下では5割を超えています。（図表参考3-5（111頁））

婚姻状況別では未婚で、家族構成別では二世帯世帯（親と同居）で5割を超えています。

世帯年収別では100万円未満で6割弱と顕著に高い傾向にあります。

困難状況（抱える困難の数）別にみると、抱える困難の種類が多いほど割合が高まり、抱える困難が4種類以上の層では5割を超えています。

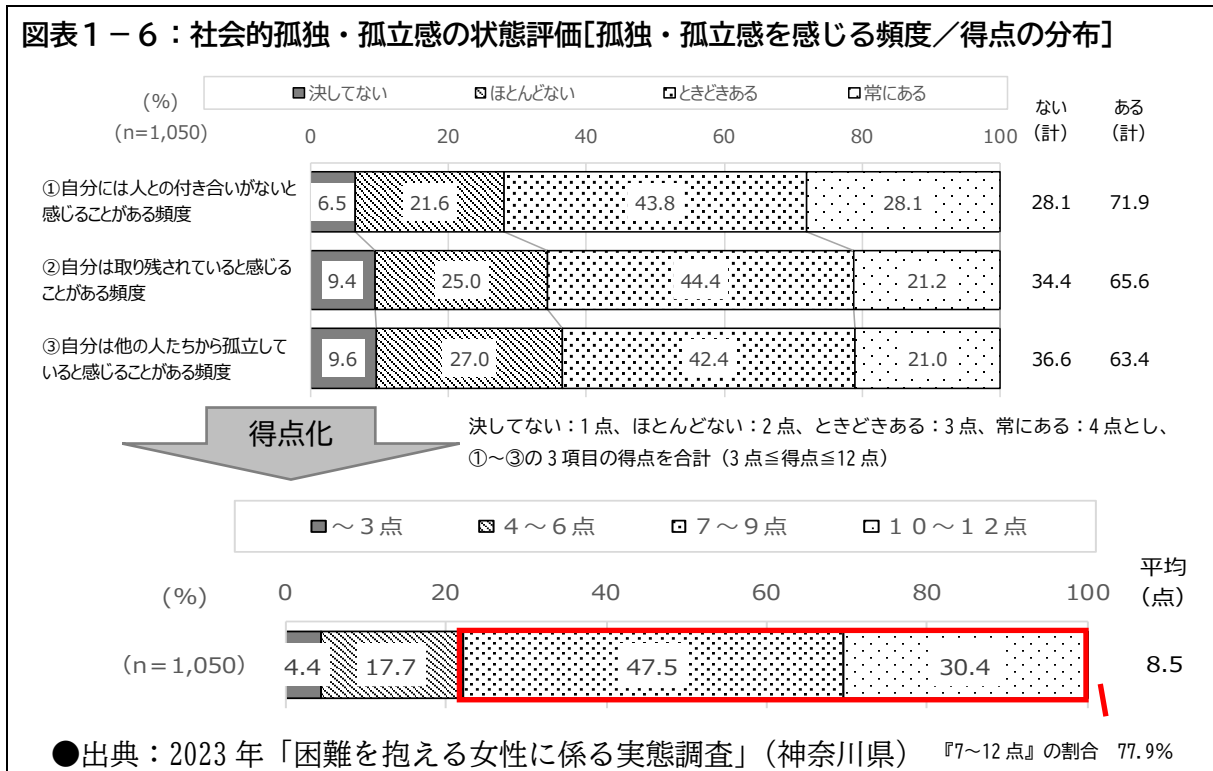
⁹ 「心の状態（メンタルヘルス）を測定する尺度」

うつ病や不安障害など精神的な問題の程度を表すための調査手法で「K6」と言われる。合計点が高いほど、心の健康が崩れている可能性が高いとされる。

(オ) 孤独・孤立感

以下の3つの質問の回答を下記の基準で得点化して合計した値が高いほど社会的な孤独・孤立感が強いことを表しています¹⁰。

得点の分布をみると「7～9点」(47.5%)の割合が最も高く、次いで「10～12点」(30.4%)となっています。



最も孤独・孤立感が強い「10～12点」の割合に着目すると、年齢別では40・50歳代で、婚姻状況別では未婚で、家族構成別では二世帯世帯（親と同居）で、世帯年収別では100万円未満で4割前後と高くなっています。（図表参考3-6（112頁））

困難状況（抱える困難の数）別にみると、抱える困難の種類が多いほど割合が高まり、抱える困難が4種類以上の層では4割を占めています。

¹⁰ 「社会的な孤独・孤立感が強いことを表す」

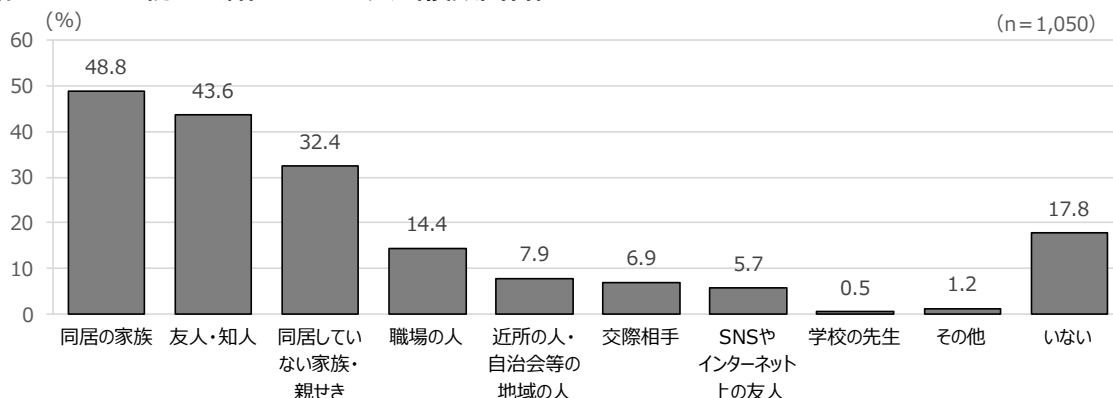
カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）の研究者が孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定しようと考案したもので「UCLA孤独感尺度」と言われる。合計点が高いほど、孤独・孤立感が高いと感じているとされる。

イ 人間関係の状況

(ア) 親しく話ができる人

日頃、親しく話ができる人では、「同居の家族」(48.8%)の割合が最も高く、次いで「友人・知人」(43.6%)、「同居していない家族・親せき」(32.4%)となっています。また、「いない」(17.8%)も2割弱を占めています。

図表1-7：親しく話ができる人（複数回答）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

年齢別にみると「交際相手」の割合は、年齢が若いほど高く、20歳代以下で2割を超えています。一方、「近所の人、自治会等の地域の人」の割合は、年齢が高いほど高く、70歳代以上で4割弱と突出しています。「友人・知人」の割合は20歳代以下と70歳代以上で5割を超えています。（図表参考3-7（113頁））

また、「いない」の割合は、年齢別では30～50歳代で、婚姻状況別では未婚で、家族構成別では一人暮らしや二世帯世帯（親と同居）で2割を超えています。

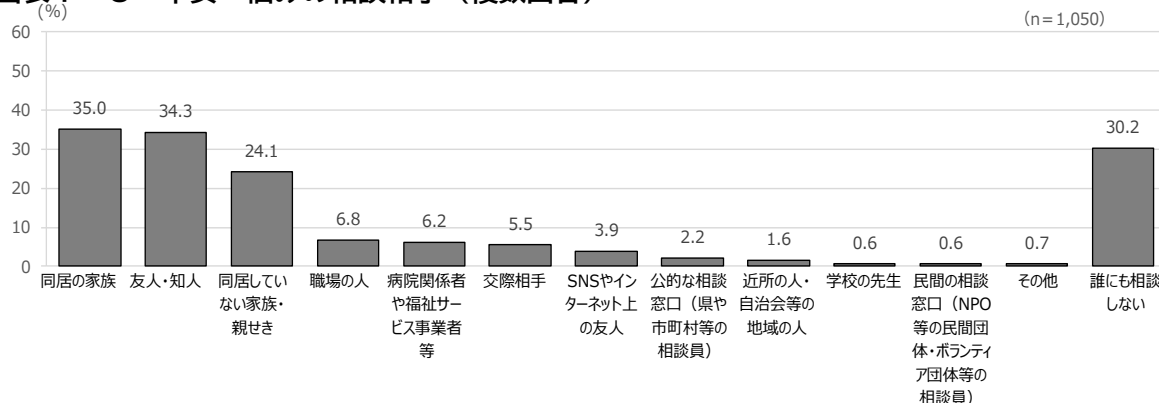
(イ) 不安・悩みの相談相手

不安・悩みの相談相手では、「同居の家族」(35.0%)と「友人・知人」(34.3%)の割合がそれぞれ3割強と高く、次いで「同居していない家族・親せき」(24.1%)となっています。また、「誰にも相談しない」(30.2%)も3割を占めています。

「誰にも相談しない」の割合は、年齢別では40・50歳代で、婚姻状況別では死別や未婚で、家族構成別では一人暮らしや二世帯世帯（親と同居）で3割を超えています。

（図表参考3-8（114頁））

図表1-8：不安・悩みの相談相手（複数回答）

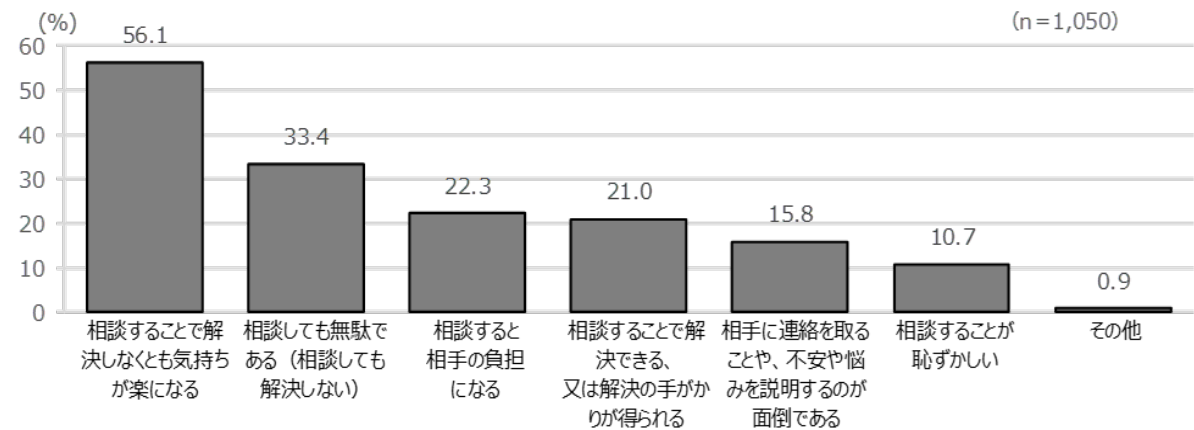


●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

(ウ) 相談することについての考え

不安や悩みを誰かに相談することについて、どのように思うか尋ねたところ、「相談することで解決しなくとも気持ちが楽になる」(56.1%)の割合が5割を超えて最も高く、次いで「相談しても無駄である(相談しても解決しない)」(33.4%)となっています。

図表1-9：相談することについての考え（複数回答）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

年齢別にみると、すべての年代で「相談することで解決しなくとも気持ちが楽になる」の割合が最も高くなっていますが、特に60歳代以上で高く、6割を超えています。「相手に連絡を取ることや、不安や悩みを説明するのが面倒である」や「相談することが恥ずかしい」の割合は50歳代以上に比べて40歳代以下で高くなっています。また、「相談すると相手の負担になる」の割合は20歳代以下で3割強と他の年代に比べて顕著に高くなっています。(図表参考3-9(115頁))

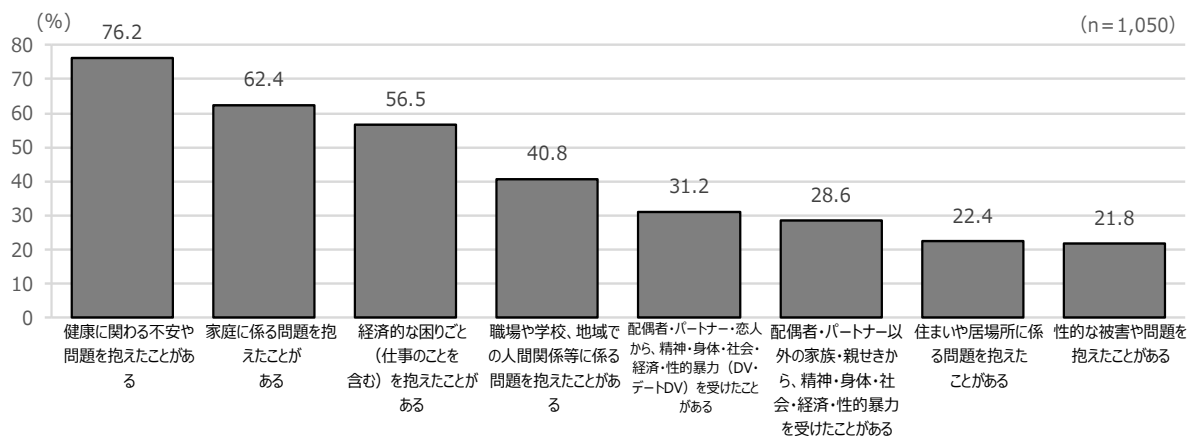
困難状況(抱える困難の数)別にみると、抱える困難の種類が多いほど「相談しても無駄である(相談しても解決しない)」や「相談すると相手の負担になる」、「相手に連絡を取ることや、不安や悩みを説明するのが面倒である」、「相談することが恥ずかしい」といった相談することに対するネガティブな考えの割合が高くなっています。

ウ 抱える困難の状況

(ア) 抱える困難の状況

「健康に関わる不安や問題」(76.2%)の割合が7割を超えて最も高く、次いで「家庭に係る問題」(62.4%)、「経済的な困りごと」(56.5%)となっています。

図表1-10：抱える困難の状況（全体）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

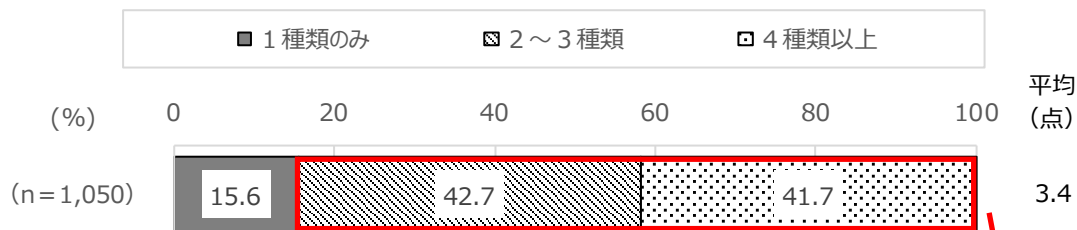
年齢別にみると、「性的な被害や問題」や「職場や学校、地域での人間関係等に係る問題」、「住まいや居場所に係る問題」の割合は年齢が若いほど高くなっています。「経済的な困りごと(仕事のことを含む)」の割合は30歳代・50歳代で、「家庭に係る問題」の割合は30歳代・60歳代で他の年代に比べて高くなっています。なお、「健康に関わる不安や問題」はすべての年代で7割を超えて最も高いですが、なかでも60歳代以上では8割超と高くなっています。(図表参考3-10(116頁))

婚姻状況別にみると、「配偶者・パートナー・恋人からの暴力」の割合は離別者で高く、5割を超えています。

(イ) 抱える困難の数

女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものになっていると言われています。抱える困難の数(種類)をみると、「2~3種類」(42.7%)と「4種類以上」(41.7%)がそれぞれ4割強を占めており、8割以上の方が複合的な困難を抱えています。

図表1-11：抱える困難の数



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県) 『2種類以上』の割合 84.4%

「4種類以上」の割合に着目すると、年齢別では30歳代以下で5割弱と高く、婚姻状況別では離別・死別している方が5割以上と高くなっています。(図表参考3-11(117頁))

第3章 困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項

抱える困難の数ごとに困難の内容をみると、抱える困難が1種類の場合は「健康に関わる不安や問題」(56.1%)の割合が最も高く、その他はいずれも1割以下となっています。

抱える困難が2～3種類の場合は「健康に関わる問題」(67.4%)、「家庭に係る問題」(56.0%)、「経済的な困りごと(仕事のことを含む)」(50.2%)がそれぞれ5割以上と高くなっています。

抱える困難が4種類以上になると、上記の2～3種類の場合と同様の3項目がそれぞれ8～9割で上位にあがっているほか、その他の項目もそれぞれ4～7割弱となっています。

図表1-12：抱える困難の数別 抱える困難の状況（複数回答） (%)

		調査数 (n)	健康に関わる不安や問題を抱えたことがある	家庭に係る問題を抱えたことがある	経済的な困りごと(仕事のことを含む)を抱えたことがある	職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある	配偶者・パートナー・恋人から、精神・身体・社会・経済・性的暴力(DV・デートDV)を受けたことがある	配偶者・パートナー以外の家族・親せきから、精神・身体・社会・経済・性的暴力暴力を受けたことがある	住まいや居場所に係る問題を抱えたことがある	性的な被害や問題を抱えたことがある
全体		1,050	76.2	62.4	56.5	40.8	31.2	28.6	22.4	21.8
抱える困難数	1種類のみ	164	56.1	12.8	13.4	7.3	4.9	1.8	3.0	0.6
	2～3種類	448	67.4	56.0	50.2	28.1	17.9	14.5	7.4	9.4
	4種類以上	438	92.7	87.4	79.0	66.2	54.8	53.0	45.0	42.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

Ⅱ 困難への対応状況

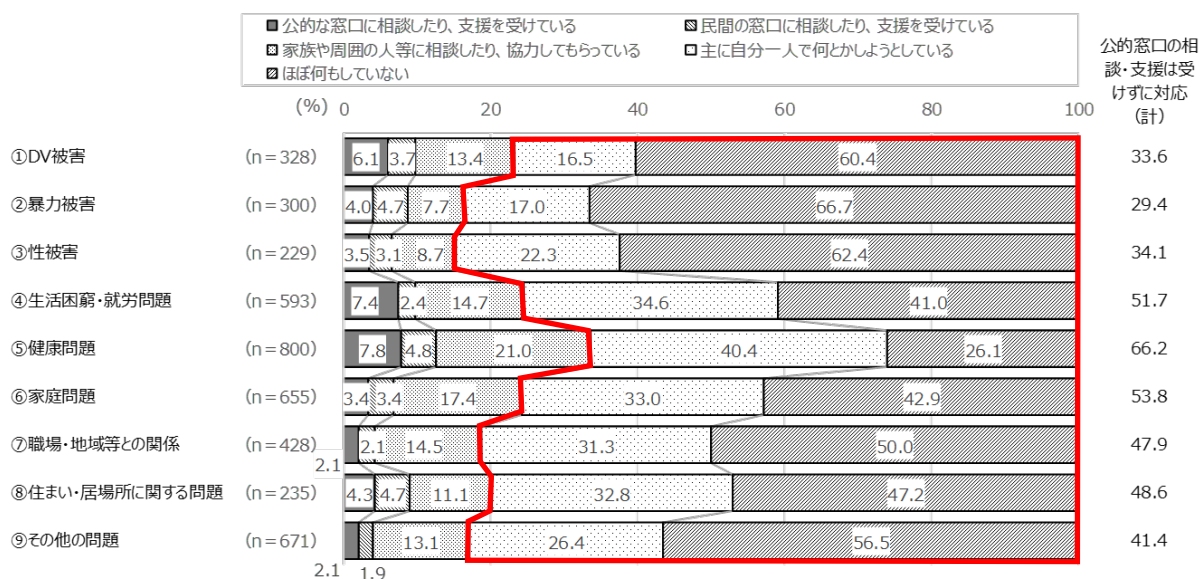
(ア) 困難への対応状況

自分が困難な状況に陥った際、どのように対応したか調査したところ、⑤健康問題以外は「ほぼ何もしていない」の割合が最も高く、それぞれ4～6割強を占めています。

「公的窓口相談したり、支援を受けている」の割合は、④生活困窮・就労問題と⑤健康問題の該当者の7%台をはじめ、いずれも1割未満となっています。「民間の窓口相談したり、支援を受けている」の割合はいずれも5%未満でした。

また、公的窓口の相談・支援は受けずに対応している人の割合は、⑤健康問題該当者(66.2%)で最も高く、次いで⑥家庭問題該当者(53.8%)、④生活困窮・就労問題該当者(51.7%)となっています。

図表1-13：困難への対応状況



「ほぼ何もしていない」の「主に自分一人で何とかしようとしている」の割合 66.5%~84.7%
 ※現在は問題が解決している場合は解決前の状況について回答。複数の対応方法に該当する場合は最も頻度の高い対応方法を1つだけ選択。

※公的窓口の相談・支援は受けずに対応 (計) : 「民間の窓口相談したり、支援を受けている」「家族や周囲の人等に相談したり、協力してもらっている」「主に自分一人で何とかしようとしている」の合計値。

※上記のグラフ中の①~⑨の表記は、下表の内容を省略したもの(以降、同様)。

《①~⑨ 凡例》

表記	内容
① DV被害	配偶者・パートナー・恋人から、精神・身体・社会・経済・性的暴力(DV・デートDV)を受けたことがある
② 暴力被害	配偶者・パートナー以外の家族・親せきから、精神・身体・社会・経済・性的暴力を受けたことがある
③ 性被害	性的な被害や問題を抱えたことがある
④ 生活困窮・就労問題	経済的な困りごと(仕事のことを含む)を抱えたことがある
⑤ 健康問題	健康に関わる不安や問題を抱えたことがある
⑥ 家庭問題	家庭に係る問題を抱えたことがある
⑦ 職場・地域等との関係	職場や学校、地域での人間関係等に係る問題を抱えたことがある
⑧ 住まい・居場所に関する問題	住まいや居場所に係る問題を抱えたことがある
⑨ その他の問題	上記以外

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

第3章 困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項

公的窓口の相談・支援は受けずに対応している人の割合を、年齢別にみると、①DV被害や②暴力被害、③性被害、④生活困窮・就労問題、⑦職場・地域等との関係では、30歳代以下で他の年代に比べて割合が高くなっています。(図表参考3-13(118頁))

(イ) 公的な窓口の相談・支援を受けていない理由

公的な窓口の相談・支援を受けていない理由を尋ねたところ、困難事項該当者ごとの理由として最も割合が高いものは、①DV被害(配偶者・パートナー等からの暴力問題)、②暴力被害(その他の家族等からの暴力問題)、⑧住まい・居場所に関する問題の該当者では「どこに相談したらよいかわからないから」、③性被害や⑨その他の問題の該当者では「どこに相談したらよいかわからないから」と「公的な窓口で解決できるとは思わないから」、④生活困窮・就労問題該当者では「必要だが我慢できる程度だから」、⑤健康問題該当者では「必要ではないから」、⑥家庭問題該当者では「公的な窓口で解決できるとは思わないから」、⑦職場・地域等での人間関係問題該当者では「どこに相談したらよいかわからないから」と「必要ではないから」となっています。

また、「支援を受けるための手続きが面倒だから」や「恥ずかしいと思うから」の割合は、①DV被害(配偶者・パートナー等からの暴力)や③性被害の該当者で他に比べて高くなっています。

図表1-14：公的な窓口の相談・支援を受けていない理由（複数回答）

	調査数 (n)	どこに相談したらよいかわからないから	支援を受けるための手続きが面倒だから	必要ではないから	必要だが、我慢できる程度だから	上手く伝えることができないから	恥ずかしいと思うから	以前相談したが、その際に嫌な思いをしたから	以前相談したが、断られたから(支援対象外の場合を含む)	公的な窓口で解決できないから	その他
①DV被害	110	25.5	14.5	20.9	20.9	9.1	10.0	7.3	9.1	22.7	6.4
②暴力被害	88	29.5	10.2	14.8	15.9	10.2	5.7	5.7	5.7	22.7	6.8
③性被害	78	21.8	14.1	14.1	17.9	3.8	11.5	9.0	3.8	21.8	11.5
④生活困窮・就労問題	306	23.9	9.5	17.3	26.1	5.2	7.8	3.6	4.9	18.6	2.3
⑤健康問題	529	18.1	7.6	26.5	23.8	7.2	1.9	2.5	1.9	22.7	3.6
⑥家庭問題	352	23.3	8.2	21.0	20.2	6.5	5.1	2.8	2.6	24.1	3.1
⑦職場・地域等との関係	205	22.0	10.2	22.0	19.0	8.3	4.9	2.9	0.5	21.0	2.4
⑧住まい・居場所に関する問題	114	31.6	8.8	16.7	19.3	8.8	2.6	6.1	2.6	17.5	1.8
⑨その他の問題	278	24.1	5.0	23.7	18.7	4.7	4.0	2.5	1.8	24.1	2.2

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

(ウ) 相談・支援窓口に見込む形態

公的な窓口の相談・支援を受けていない人に、どのような窓口なら相談しようと思うか尋ねたところ、すべての困難事項該当者に共通して「個人情報を出さなくてよい窓口」の割合が最も高く、③性被害該当者（52.6%）をはじめ、それぞれ3～5割前後となっています。このほか、「周りに知られないで相談できる窓口」や「継続して相談を続けられる窓口」の割合が、全項目を通じて2～3割台と高くなっています。

また、「24時間相談できる窓口」の割合は①DV被害（配偶者・パートナー等からの暴力問題）、②暴力被害（その他の家族等からの暴力問題）、③性被害の該当者で、「自分の希望をよく聞いてくれる窓口」の割合は④生活困窮・就労問題の該当者で、「法律や心理学などの専門家に相談できる窓口」の割合は①DV被害（配偶者・パートナー等からの暴力問題）の該当者で他に比べて高くなっています。

図表1-15：相談・支援窓口に見込む形態（複数回答）

	調査数 (n)	24時間相談できる 窓口	個人情報を 出さなくて よい窓口	周りに知ら れないで相談 できる 窓口	継続して相 談を続けら れる窓口	同じ悩みを もつ人とおし が話したり、 相談できる 場所	何か理由が なくても気軽 に立ち寄れ ることができる 場所	自分の希望 をよく聞いて くれる 窓口	同年代の人 が話を聞いて くれる 窓口	法律や心理 学などの専 門家に相談 できる窓口	自分の困り ごとに気づい て声をかけて くれる人	その他
①DV被害	110	26.4	38.2	32.7	30.9	14.5	20.0	19.1	4.5	26.4	19.1	1.8
②暴力被害	88	28.4	37.5	31.8	30.7	12.5	13.6	21.6	3.4	18.2	17.0	4.5
③性被害	78	26.9	52.6	34.6	29.5	6.4	11.5	16.7	2.6	21.8	14.1	3.8
④生活困窮・就労問題	306	19.6	36.6	31.0	26.8	11.4	18.3	23.9	5.6	19.6	15.4	2.3
⑤健康問題	529	18.7	28.0	21.0	26.8	15.5	24.0	18.1	6.2	13.0	17.6	4.9
⑥家庭問題	352	19.9	39.8	29.3	26.7	14.8	18.8	17.3	6.0	21.0	13.9	2.6
⑦職場・地域等との関係	205	20.5	36.1	28.3	22.9	16.6	20.5	16.6	8.3	15.6	17.1	1.5
⑧住まい・居場所に関する問題	114	22.8	35.1	22.8	23.7	11.4	15.8	19.3	3.5	18.4	17.5	2.6
⑨その他の問題	278	18.0	33.8	23.4	21.9	13.7	18.7	15.8	6.1	20.1	16.2	2.5

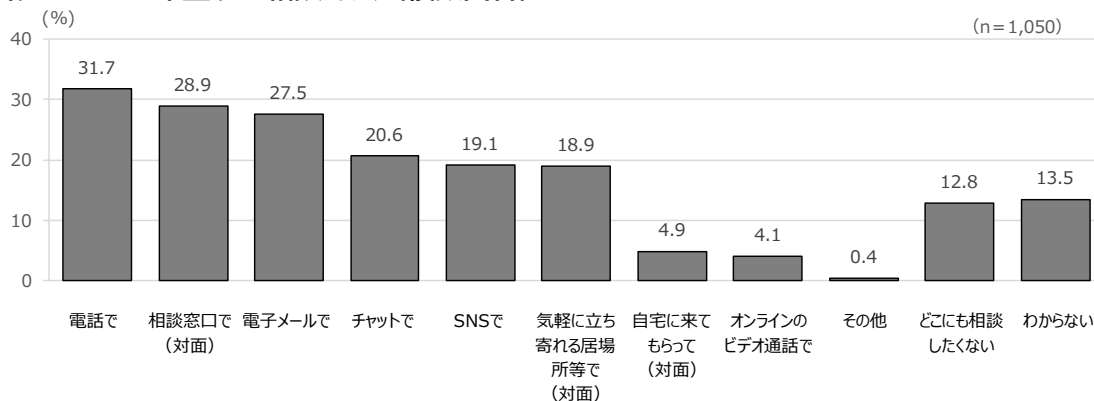
●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

オ 相談・支援について

(ア) 希望する相談方法

今後、相談窓口（民間含む）に相談するとしたらどのような形で相談したいか、希望する相談方法を尋ねたところ、「電話で」（31.7%）の割合が最も高く、次いで「相談窓口で（対面）」（28.9%）、「電子メールで」（27.5%）となっています。

図表1-16：希望する相談方法（複数回答）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

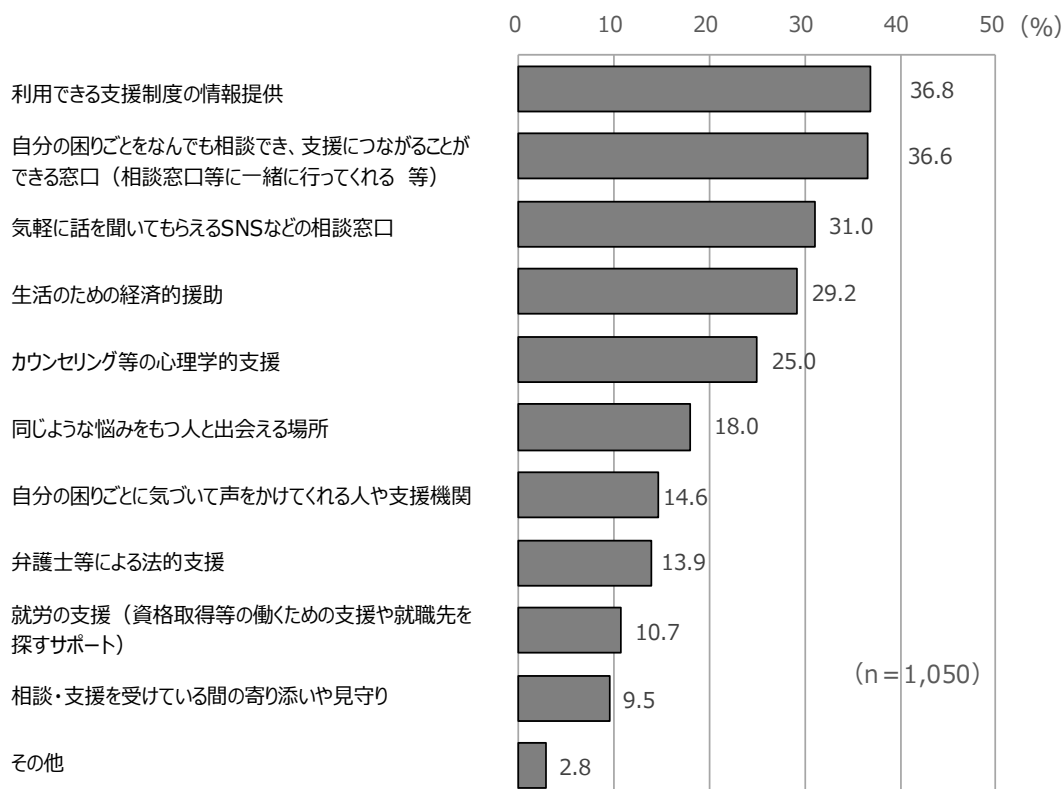
年齢別にみると、「SNSで」や「チャットで」の割合は年齢が若いほど高く、30歳代で3割強、20歳代以下で4割前後と高くなっています。「電子メールで」の割合は30・40歳代で3割強と高い傾向にあります。一方、「電話で」や「相談窓口で（対面）」の割合は年齢が高いほど高く、70歳代以上で4割を超えています。また、「気軽に立ち寄れる居場所等で（対面）」の割合は40歳代以下に比べて50歳代以上で高く、2割を超えています。（図表参考3-16（119頁））

困難状況（抱える困難の数）別にみると、4種類以上の多数の困難を抱える層では3種類以下の層に比べて全般的に割合が高くなっており、特に「気軽に立ち寄れる居場所等で（対面）」の割合が2割強と高くなっています。

(イ) 困難を解決するために必要な環境・支援

回答者自身が抱える困難を解決するためにどのような環境や支援があるとよいと思うか尋ねたところ、「利用できる支援制度の情報提供」(36.8%)と「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」(36.6%)の割合がそれぞれ4割弱と高く、次いで「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」(31.0%)、「生活のための経済的援助」(29.2%)、「カウンセリング等の心理学的支援」(25.0%)となっています。

図表1-17：困難を解決するために必要な環境・支援（複数回答3つまで）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」(神奈川県)

年齢別にみると、「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」や「自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関」の割合は年齢が若いほど高く、20歳代以下で他に比べて顕著に高くなっています。一方、「利用できる支援制度の情報提供」や「弁護士等による法的支援」の割合は年齢が高いほど高くなっています。また、「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」や「相談・支援を受けている間の寄り添いや見守り」は70歳代で他に比べて顕著に高くなっています。(図表参考3-17(120頁))

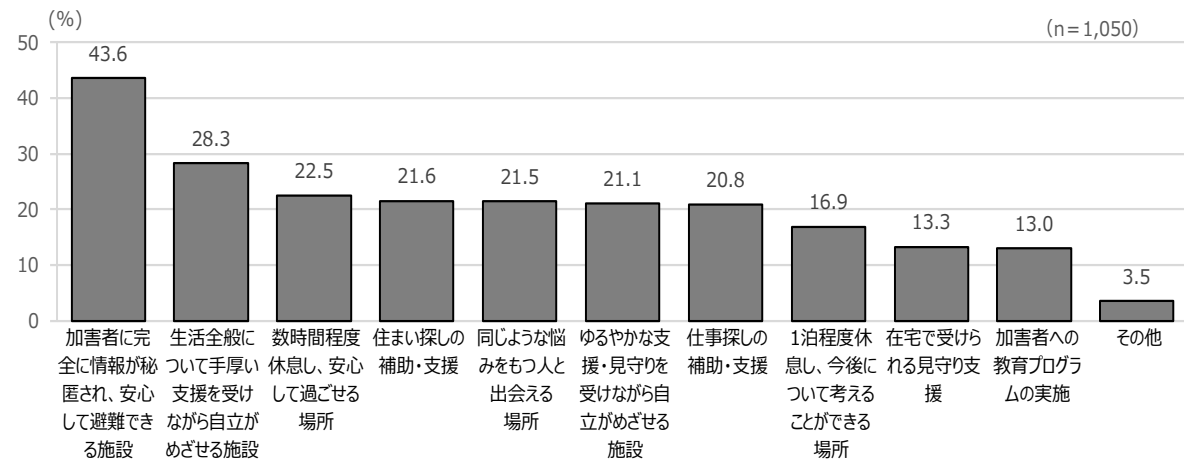
世帯年収別にみると、「生活のための経済的援助」の割合は世帯年収が低いほど概ね高く、100~200万円台の層で4割を超えています。

困難状況(抱える困難の数)別にみると、「生活のための経済的援助」や「就労の支援」、「自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関」の割合は、抱える困難の種類が多いほど高くなっています。

(ウ) DV等の解決のために必要な環境・支援

DVや虐待等の困りごとを解決するためにどのような環境や支援があるとよいと思うか尋ねたところ、「加害者に完全に情報が秘匿され、安心して避難できる施設」(43.6%)の割合が4割を超えて最も高く、次いで「生活全般について手厚い支援を受けながら自立がめざせる施設」(28.3%)、「数時間程度休息し、安心して過ごせる場所」(22.5%)となっています。

図表1-18：DV等の解決のために必要な環境・支援（複数回答3つまで）



●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

年齢別にみると、「数時間程度休息し、安心して過ごせる場所」の割合は20歳代以下で3割強と高くなっています。また、「1泊程度休息し、今後について考えることができる場所」の割合は30歳代以下で2割を超えています。（図表参考3-18（121頁））

(工) 抱える困難や支援に対する要望等（当事者の生の声）

悩み・困りごとの内容では「配偶者・パートナー以外の家族に関する問題」（28件）や「心身不調や健康に関する悩み」（26件）、「生活困窮や収入に関する悩み」（21件）などが多く寄せられています。

希望する支援等に関する意見では、「親身に寄り添ってくれる相談窓口」（35件）や「気軽に何でも相談できる窓口」（34件）、「適切な相談につないでほしい」（30件）などの相談窓口に関する要望が多く寄せられています。

図表1-19：抱える困難や希望する支援に対する要望等（自由記述）

	分類	件数	備考
悩みや困りごとについて	配偶者・パートナー以外の家族に関する問題	28	モラハラや暴力等のDV、家族不仲、過干渉、家族の病気・障がい、その他問題行動、相統争い 等
	心身不調や健康に関する悩み	26	
	生活困窮や収入に関する悩み	21	
	介護・看護や子育ての悩み	15	
	配偶者・パートナーに関する問題	11	モラハラや暴力、不仲・離婚問題、問題行動（浪費、働かない等） など
	仕事に関する悩み	10	
	孤独・孤立	9	
	職場や地域での人間関係等の悩み	7	パワハラ、不仲、地域トラブル等
	その他の悩み・困りごと	17	性被害、住まい・居場所、将来への不安 など
	希望する支援等について	親身に寄り添ってくれる相談窓口がほしい	35
気軽に何でも相談できる相談窓口がほしい		34	
適切な相談につないでほしい		30	自分にあった相談先がわからない、必要な支援につないでくれる窓口がほしい
相談しても解決できないと思っている		28	相談では解決できないと思っている、相談を諦めている、支援はもらえない（自分で頑張る） など
相談窓口での情報保護を徹底してほしい		21	個人情報保護、守秘義務の徹底、匿名で利用できる相談窓口
居場所の提供や住まいの確保を支援してほしい		20	一時的な宿泊ができる居場所や避難場所の提供、住まい確保の支援
息抜きや悩みを話せる場所がほしい		19	息抜きやストレス解消ができる場所、自然に悩みを話せる場所、同じ悩みを抱える人と話せる場所
経済的援助がほしい		19	
とにかく話を聞いてほしい		16	つらさを理解してほしい、話を聞いてもらっただけでよい
就労支援をしてほしい		16	職業紹介、職業訓練、就労継続支援 など
いつでもすぐに利用できる相談窓口がほしい		14	24時間対応の相談窓口、電話やLINE、チャットによる相談
相談・支援の利便性や質の向上に取り組んでほしい		14	相談員の資質向上、対面やオンライン等による多様な相談手法・機会の充実、支援の利用条件の緩和 など
無料で利用できる相談窓口や支援がほしい		13	
DV対策を充実してほしい		13	DVに関する相談・支援、DV加害者への教育、DVに関する広報啓発 など
相談・支援内容をしっかり周知してほしい		11	相談窓口や支援内容等の広報・周知、必要な人に情報が届く仕組みづくり
保健・医療・福祉に係る相談・支援がほしい		10	がんや障がい等に関する相談・支援、家事をはじめとした日常生活の支援 など
専門家による相談・支援を受けたい		9	法律相談、福祉・医療の専門相談 など
相談することをためらっている		9	相談するには勇気がいる、恥ずかしい、敷居が高い など
必要な支援がわからない		8	
自立生活のための総合的な支援をしてほしい		7	住まい確保から就労支援まで、自立生活のための総合的な支援
問題解決まで継続して支援してほしい	5		
その他相談・支援への要望等	12		
その他の意見・要望	29		

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

(2) 市町村等に対するヒアリングの状況

ア 女性保護支援につながらなかった理由

2023（令和5）年、当事者への支援を実施する市町村及び福祉事務所等に「支援が必要と考えられるが、女性保護支援に乗せられなかった理由」について尋ねたところ、「入所者（主にDV等の暴力で加害者からの追及の可能性がある方）の安全を守るため、一時保護所等における生活上の様々な制限があること」が理由として多く挙げられました。

(ア) 一時保護所における生活上の制限によるもの

- ・通信機器（携帯電話等）を手放したくない
- ・親族等と連絡がとれない
- ・外出（通勤・通学）ができない（仕事を変えたくない、辞めたくない）

(イ) 生活地域・環境の変化によるもの

- ・市外へ転居したくない、今の自宅近くで生活したい
- ・出産間近で生活環境を変えたくない
- ・地元を離れたくない

(ウ) 子の学習環境の変化によるもの

- ・子の転校は避けたい
- ・男子高校生の就学継続を優先

(エ) 家族等の状況によるもの

- ・家族の介護があるため自宅を離れられない
- ・ペットを置いていけない

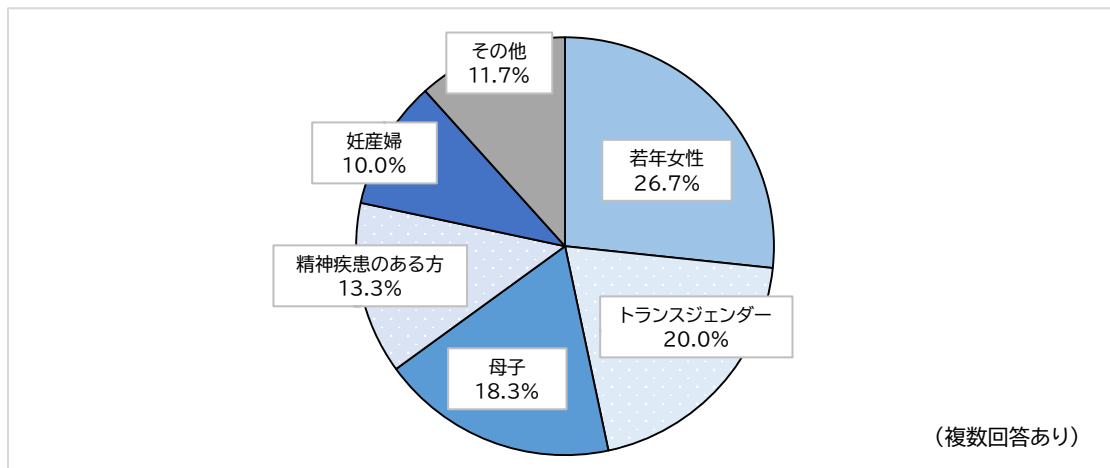
(オ) その他

- ・集団生活はできない
- ・担当職員が相談内容を漏らすのではないかと信用できない

イ 特に支援が届いていないと思われる方の属性

若年女性が約4分の1を占め最も多く、次いでトランスジェンダー、母子となっています。また、その他として、単身女性や情報弱者といった回答もありました。

図表1-20：特に支援が届いていないと思われる方の属性

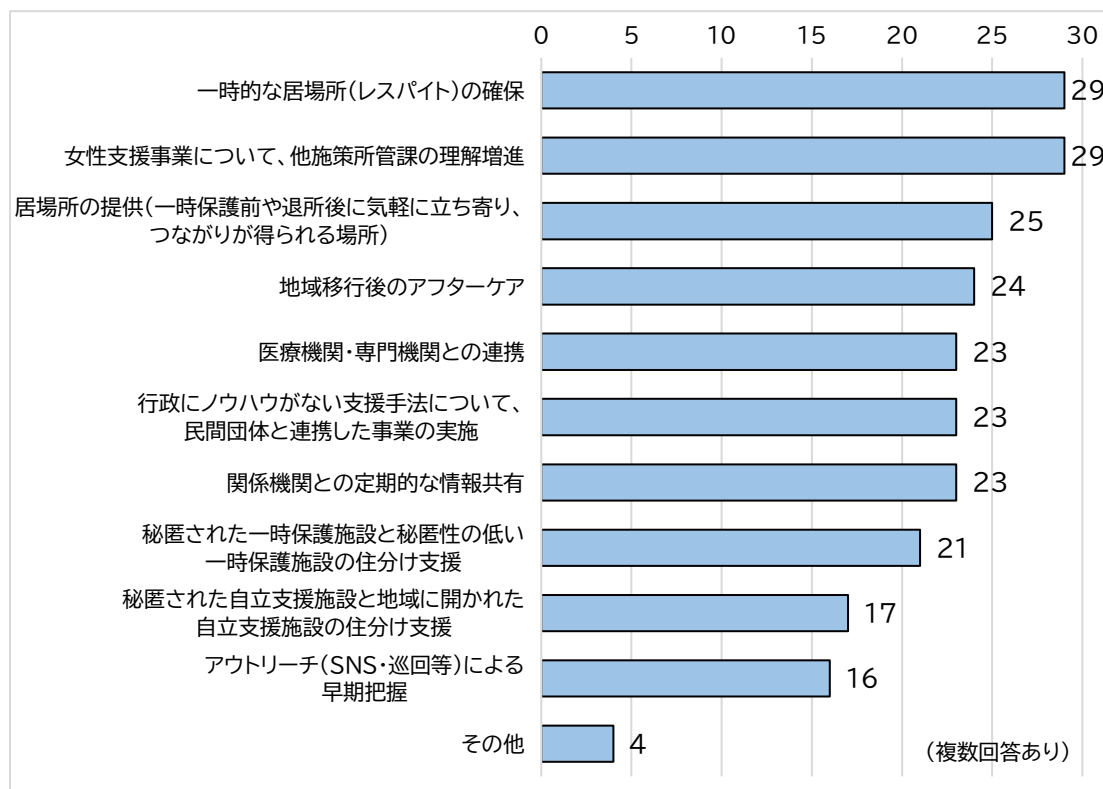


●出典：県共生推進本部室調べ

ウ 女性支援事業に必要だと思う施策

「一時的な居場所(レスパイト)の確保」、「女性支援事業について、他施策所管課の理解増進」が最も多い結果となっています。また、全40団体のうち、半数を超える団体が、選択肢にあるほとんどの施策を必要だと回答しており、様々な施策が望まれていることがわかります。

図表1-21：女性支援事業に必要だと思う施策



●出典：県共生推進本部室調べ

(3) 民間支援団体に対するヒアリングの状況

ア 民間支援団体の状況

県内には、DV被害者等の一時保護を実施する民間シェルター運営団体や、若年女性、外国籍当事者、生活困窮者への支援を行う団体など、様々な特色を持った団体が活動しています。当事者が抱える困難やその背景は一つとして同じ状況はありません。当事者一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を行うためには公的支援のみならず、独自の知見や特色を持つ民間団体と協働して支援を行うことが必要です。その一方で、民間団体は人的・財政的状況が厳しく、長年女性支援に尽力されてきた団体でも事業廃止する団体が出てきています。民間団体は、それぞれが特徴を持った活動をしており、各団体がそれぞれ唯一の存在です。県、市町村、民間団体が連携して当事者にきめの細かい支援していくためには、民間団体に対する支援も必要です。

イ ヒアリングの結果

2023（令和5）年、県内で活動する女性支援団体に支援の課題等のヒアリングを行った結果、次のような意見がありました。

(ア) 当事者の状況

- ・多様で複数の課題を抱えている。小さいころからずっと虐待されていたとか、本人の責任ではない課題が複雑に絡み合っている。
- ・外からみたらひどい状況で、誰が聞いても抱える困難が大きいのに、「自分の状態ではまだ相談しなくて大丈夫」と思っている当事者が多い。

(イ) 連携の重要性

- ・若者からの相談では、特に両親との関係に悩んでいることが多く、その両親も困っているケースがある。団体が当事者の味方になるだけでは、根本的には解決しない。両親にも、地域にも、みんなに味方がいる状態にするためには、民間の1団体だけではなく、他機関と連携していく仕組みが必要。
- ・各分野支援機関との連携が絶対に欠かせない。様々な機関につながる選択肢と、受け止めてくれる先を増やしていくことが必要。
- ・「私はこういう状態で、今こういうことに困っているから、力を借りたい」と言えるよう、団体は支援する。行政も民間もみんなチーム、そういったことが感じられる支援が必要。

(ウ) 必要な支援・課題

- ・特に若年当事者は、相談する相手が「顔見知り」であるということが重要。「誰でも相談してよい」と案内しても、なかなか相談できない。「相手の顔」が見えていないとつながらない。実際に会ったことがなくても、ネット上でも団体の活動状況を見てもらっている方は、「顔見知り感」を持ってくれるようだ。顔見知りであるというのが、当事者とつながるためには必要。
- ・DV被害者は、加害者との関係を調整してほしいと求める方が多い。役所や警察は夫婦間調整はしてくれないし、弁護士を雇うと時間がかかるし、自分一人では怖い。そういう意味で、一時保護ではなく、自由に夫と連絡をとって見て、ゆっくり考えることができる施設が必要。

- ・地域に開かれた自立支援施設が必要。これまでのシェルターのように、居場所を隠すのではなく、地域とつながりを持ちながら自立支援をしていく。地域で支援することが必要なこともある。
- ・多様なケースに受入れ可能な施設が足りない。現状のシェルターはスマホの持ち込み不可というのが一番の課題。追及のあるケースとそうでないケースを同じ施設の中でサポートしていくのは困難。特に若年当事者はスマホを持ち込みできないと支援を断ってしまうことが多いので、多様なケースでそれぞれに受け入れられる施設がないと今後の支援はかなり難しい。
- ・中期的に利用可能な施設の場合、就労ができるかどうかが課題になる。施設がある程度利便性がいい場所にないと、就労支援が難しい。
- ・妊産婦対応可能な保護施設が少なく、対応の選択肢が限られている。
- ・重篤な精神疾患がある方や、自傷行為の可能性が高い方の施設受入れについて課題がある。
- ・一時保護所退所後の支援が続いていかないことが課題。民間アパート入居後、支援が生活保護だけだと、本人の精神的な課題や同伴児童への支援が繋がらない。
- ・運営資金と運営の担い手の充実が課題。女性支援が公共の福祉となり、運営が安定することを望む。

(工) 行政に求めること

- ・当事者はつらい中、勇気を出してすごく頑張って相談をしている。行政も「よくここまで来てくれたね」といったねぎらいの言葉など、ちょっとした気遣いで本人の受ける印象、今後の関係性が全く異なる。行政の最初の対応によっては二度と行政窓口に行かなくなる。行政には「誰でも相談していいんだよ」という、オープンなイメージが必要。
- ・女性相談員には立場的、権限的な弱さがあるのではないか。相談員が動いても協力してくれない他機関もあるようだ。役所の中でどこが力を持っているかによって、対応できるケースが異なる。
- ・担当市町村により対応や保護基準が違うため、県内である程度統一してほしい。
- ・女性相談支援員をプロとして養成すること、そのためには経験年数等の重要性を非常に感じている。
- ・新法の内容そのものの研修、困難ケースに連携して対応していくための研修とワークショップをしてほしい。

2 重点的に取り組むべき事項

1に示した現状を踏まえ、本計画の施策において重点的に取り組む事項を示します。

<支援体制の充実>

(1) 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

当事者への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、当事者本人を中心に、連携・協働することが重要です。支援調整会議等も活用しながら、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深め、連携・協働の体制を強化することが重要です。

ア 各機関との連携体制の充実

(ア) 市町村との連携

県と市町村は、支援に係る情報を共有し、連携協力しながら当事者への支援を実施しており、それぞれの役割分担の下、当事者目線に立った支援を実施していく必要があります。

(イ) 民間団体との連携

県では、一時保護の一部を民間団体に委託して実施するとともに様々な方に対応した相談・保護事業を実施しています。また、多言語による当事者相談や若年者向けの啓発事業などに連携して取り組んでいます。

今後も、民間団体の持つ専門性や先進性、きめ細かで柔軟な対応力を重視しながら、連携・協働し当事者支援を充実していくことが求められています。

(ウ) 関係機関等との連携

これまで、DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、市町村及び県関係部署の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を設置し、関係機関・関係団体の連携を図るとともに、各地域で市町村、警察、児童相談所等の関係機関で構成する情報交換のための会議を開催し、地域における連携の強化に努めてきました。女性支援法施行後は、困難な問題を抱える女性支援の施策を推進していくための「支援調整会議」を設置し、関係機関との連携に努めます。

引き続き、県と市町村や民間団体、関係機関が相互に連携しながら施策を進めるとともに、都道府県にまたがる広域的なネットワークや、市町村を単位とする身近な地域でのネットワークの充実が求められています。

イ 支援のための人材育成

(ア) 人材育成・資質向上等

各自治体で当事者の相談や支援に当たる女性相談支援員には、専門的な知識やスキルが求められる一方、少人数で支援に対応している自治体も少なくありません。

当事者は、精神的な課題など、多様で複合的な課題を抱えているケースが多く、安心して相談や支援を受ける環境を整備するため、県は、女性相談支援員や行政職

員、民間団体スタッフ等に対して研修を実施するほか、県配偶者暴力相談支援センターによる関係機関への専門的助言を実施するなど、人材を育成し、その資質向上に取り組んでいます。

また、相談や一時保護、自立支援に関わる関係機関は、当事者が抱える困難の特性等を十分に理解し、さらなる被害（二次的被害¹¹）が生じることのないよう、当事者の状況に十分に配慮した慎重な対応が望まれます。多様化する困難な問題への適切な対応をしつつ、二次的被害が生じることのないよう、関係機関における情報提供・共有を行いながら、資質向上のため、県と市町村、民間団体等が連携することが求められています。

<支援施策の充実>

(2) 早期発見・対応と周知・啓発

ア 当事者の早期発見

困難を解決するために必要な環境・支援として、当事者は「自分の困りごとに気づいて声をかけてくれる人や支援機関」を求めていることがわかりました。特に20歳代以下の若年層でそのニーズが高くなっています。相談につながっていない方、また、そもそも相談窓口があることを知らない方を早期に把握し、必要な時には支援を受けることができることを伝えていく体制の整備が求められます。（図表1—17（21頁）、図表参考3—17（120頁））

イ 居場所の提供

「相談・支援窓口に望む形態」では、「何か理由がなくても気軽に立ち寄れることができる場所」や「同じ悩みをもつ人同士が話したり、相談できる場所」を希望する声が多く上がりました。また当事者からも「息抜きや悩みを話せる場所がほしい」といった意見が複数寄せられています。（図表1—15（19頁））

気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性達とも交流することができるような、女性のための居場所が必要です。

ウ 支援に関する周知啓発

「困難への対応状況」では、「ほぼ何もしていない」という回答が多数を占めました。（図表1—13（17頁））当事者が相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めると同時に、当事者が相談しようと思えるような周知方法が必要です。また、当事者が抱える困難は多岐にわたるため、行政の福祉窓口のみならず、様々な場面で県民と接する窓口で、当事者を早期に発見できるよう、県民や関係職員に対する意識啓発が必要です。

エ 未然防止に向けた意識啓発

性的暴力や身体的暴力と比べ、精神的暴力や社会的暴力がDVに当たるとの認知度

¹¹ 「二次的被害」

関係機関の不適切な対応によって被害者へさらなる被害を与えること。

は依然として低い状況になっています。(図表参考1—4 (72頁)) また当事者自身がDV被害を受けていることに気づいていないことがあります。さらに、暴力以外の「困難への対処状況」として、生活困窮や性被害では「ほぼ何もしていない」、「主に自分一人で何とかしようとしている」といった回答が多数を占めています(図表1—13 (17頁)) 妊娠に関する困難など、女性が抱えやすい様々な困難の未然防止のためには、効果的な広報・意識啓発が必要です。

(3) 安心して相談できる体制の整備

困難を解決するために必要な環境・支援では、「利用できる支援制度の情報提供」や、「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」、「気軽に話を聞いてもらえる SNS などの相談窓口」等が多く求められており、様々な媒体・手法による相談ニーズが高くなっています。(図表1—17 (21頁))

一方で、抱える悩みが多いほど、「相談しても無駄である」といった相談に対するネガティブな考えの割合が高くなっていることから、複雑に絡み合った課題を本人と一緒に考え、適切な相談支援につなげ、必要に応じて同行支援するといった伴走型の相談窓口が必要です。(図表参考3—9 (115頁))

(4) 安心・安全が守られる保護体制の整備

当事者の一時保護には、なにより安心・安全が最優先に求められます。そのため、支援スキームを含めて極めて慎重に運用していく必要があります。

女性相談の件数は年々増加傾向にある一方で、一時保護件数は年々減少傾向にあります。これは、一時保護所が通信機器の使用制限、外出制限等、安心・安全のためのルールを設けていることが一因であると指摘されています(市町村等及び民間支援団体ヒアリング結果より)。しかしながら、一時保護所の利用者は、暴力被害者だけでなく、生活困窮や借金がある等の経済的な課題や、病気や妊娠等の医療的な課題を抱えていたり、住居が無い又は何らかの事情で帰宅することができない等、様々です。

また、居場所等を厳重に隠さなければならない場合と、隠す必要性は低く、むしろ社会とのつながりを維持することが自立を促進する場合とがあり、求められる支援の性格もそれぞれ大きく異なることから、利用者個々の状況に合わせた一時保護のあり方を検討していく必要があります。

(5) 自分らしく暮らすための自立支援の促進

ア 医学的又は心理学的支援

複数の困難を抱える人ほど、メンタルヘルスの不調や生きづらさ、孤独・孤立感を抱えるなど、主観的健康感の状態が良くない人の割合が顕著に高くなっています。(図表1—2 (9頁)、1—3 (10頁)、1—4 (10頁)、1—5 (11頁)、1—6 (12頁) 図表参考3—2 (108頁)、3—3 (109頁)、3—4 (110頁)、3—5 (111頁)、3—6 (112頁)) また、困難を解決するために必要な環境・支援として、当事者の多くが「カウンセリング等の心理学的支援」を求めています。(図表1—17 (21頁)) 心身の

健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、中長期的な支援が必要です。支援に当たっては、医療機関等の専門機関とも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うことが求められます。

イ 安心・安全な生活に向けた中長期的支援

当事者が必要な環境・支援として、「生活全般について手厚い支援を受けながら自立がめざせる施設」を求めています。(図表1—18(22頁))当事者は、複雑な背景を抱えた方が多くいます。安心かつ安全な環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるよう支援していく必要があります。

また、当事者からは、「ゆるやかな支援・見守りを受けながら自立がめざせる施設」や「自立生活のための総合的な支援をしてほしい」といった声が寄せられています。

(図表1—18(22頁))個々の当事者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することが求められます。

女性自立支援施設退所後の地域生活への移行に際しては、孤立しないように、地域での生活再建を支える支援が必要です。

ウ 子どもへの支援

一時保護入所者のうち、約半数は母子で入所しています。入所者はもちろんのこと、同伴児童に対しても心理的ケアの実施や、教育を受ける権利が保障されるよう学習支援を行う等、一人の児童として尊重することが求められます。

第4章 計画の内容

女性支援法では、売春するおそれのある女子を保護・更正させる、という売春防止法の目的から脱却し、女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現をめざすこととされました。

女性を取り巻く状況は変化しており、女性が女性であるが故に抱える問題は複雑化し、支援ニーズも一層多様化しています。こうした社会的に弱い立場にある、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないようにするとともに、困難な問題を抱えた方を自立へとつなげ、社会全体で、個々の状況に応じて当事者目線に立って柔軟に支援していくことが必要です。

本章では、本計画における基本目標や、支援に係る基本的な考え方、各機関の役割分担等を示すとともに、県が実施する支援の内容を示します。

1 基本目標

本計画において、めざすべき社会として、次の基本目標を掲げます。

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現

2 基本理念

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、次の3つの基本理念に基づき、国、市町村、民間団体等と連携・協働しながら施策を実施します。

I 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障がい、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別、社会的な排除を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施すること

II 当事者目線に立った支援

困難な問題を抱える女性等の目線に立ち、当事者の意思を尊重して、多様化したニーズに応じた支援を実施すること

III 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施すること

支援に当たっては、当事者本人の心身の安心・安全の確保等に留意しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って、当事者の早期の把握から相談へつないでいくことが重要です。一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、関係機関等が連携・協働して包括的な支援を実施することが必要です。県が実施する具体的な支援に際しては、関係者皆が次の点を常に認識する必要があります。

(1) 当事者に寄り添い、一緒に考えていく姿勢

当事者がめざすべき自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、自身の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものです。そのためには、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要です。当事者本人が自己決定できるよう、十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワーク¹²を行い、本人に寄り添い一緒に考えていく姿勢を持ちます。

(2) 当事者の早期発見

行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない方がいることを認識し、当事者の早期発見に取り組みます。特に若年層については、民間団体や児童相談所等の関係機関とも連携しながら、あらゆる制度や機会を活用し、支援対象となる当事者の発見につながるよう対応します。

(3) 当事者の声を受け止める体制

当事者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止めた上で、適切な支援が提供できる機関につなぐ支援を行います。

(4) 当事者のライフステージに合わせた支援

若年代から子育て世代、中年・高齢世代と、幅広い年齢層の当事者それぞれのライフステージに合わせて、各関係機関や民間団体等とも連携し、立場に寄り添った支援を行います。

(5) 問題解決に向けた包括的な支援

性暴力やDV被害等に遭った方をはじめとする当事者の多くは、無力感や疲弊感から自らの意思や希望等を表すことが難しい状況に置かれていることが多いことに留意し、自立を困難にしている様々な原因を理解し、問題解決に向けて包括的に対応します。

(6) 支援が途切れても繰り返しつながり支えていく姿勢

各関係機関や民間団体等が十分に連携・協働を図りつつ、支援を継続することが重要です。支援が途切れても再度つながることができるよう、当事者に寄り添い支えていく姿勢を持ち続けます。

(7) 当事者のプライバシーの尊重

相談内容や一時保護の日時、当事者の氏名等を含む安全に関わる情報の取扱いに万全を期するものとし、当事者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱います。

¹² 「ソーシャルワーク」

人々が生活していく上での問題を解決・緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイング（心身ともに健康で幸せな状態）を高めるための社会福祉援助のこと。

3 対象地域

この計画は、神奈川県内全地域を対象としています。

4 対象者の考え方

本計画の対象者は、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性等とします。

女性が、女性であることにより、性暴力や性搾取等の被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的又は経済的困難に陥るおそれがあること等を前提とする女性支援法の趣旨にのっとり、本計画においても、対象者を困難な問題を抱える女性としています。なお、年齢、障がいの程度、国籍等を問わず、これまで女性支援事業の対象となってきた方を含め、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性は支援の対象となります。さらに、適切な支援を受けなければ将来的に問題を抱えるおそれのある女性も含みます。性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。

女性が抱える困難の一つに、配偶者等からの暴力があります。DV防止法上の対象者は、「配偶者から暴力を受けた者」ですが、本計画においては、DV防止法の対象外の「親、子ども、親族、交際相手からの暴力を受けた者」も含みます。

「暴力」とは、殴る、蹴る等の「身体的暴力」にとどまらず、暴言を吐く、脅かす、人格を否定するなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、外出や親族・友人との付き合いを制限するなどの「社会的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」のような行為を広く「暴力」として扱います。

なお、本計画においてはDV被害者のセクシャリティを問わず、対象とします。

困難を抱える男性（配偶者等からの暴力被害を受けた当事者を除く）への支援については、本計画の中では、記載していませんが、これは、本計画が女性支援法に基づく都道府県基本計画という性格を持つためです。当事者以外の困難を抱える男性に関する支援については、個別の相談等の事例の中で配慮していくこととなりますので、その支援のあり方については、各分野における県の個別計画の中で示すこととします。

5 重点目標

現状の課題を踏まえ、次の5つの重点目標を定め、各施策に取り組みます。

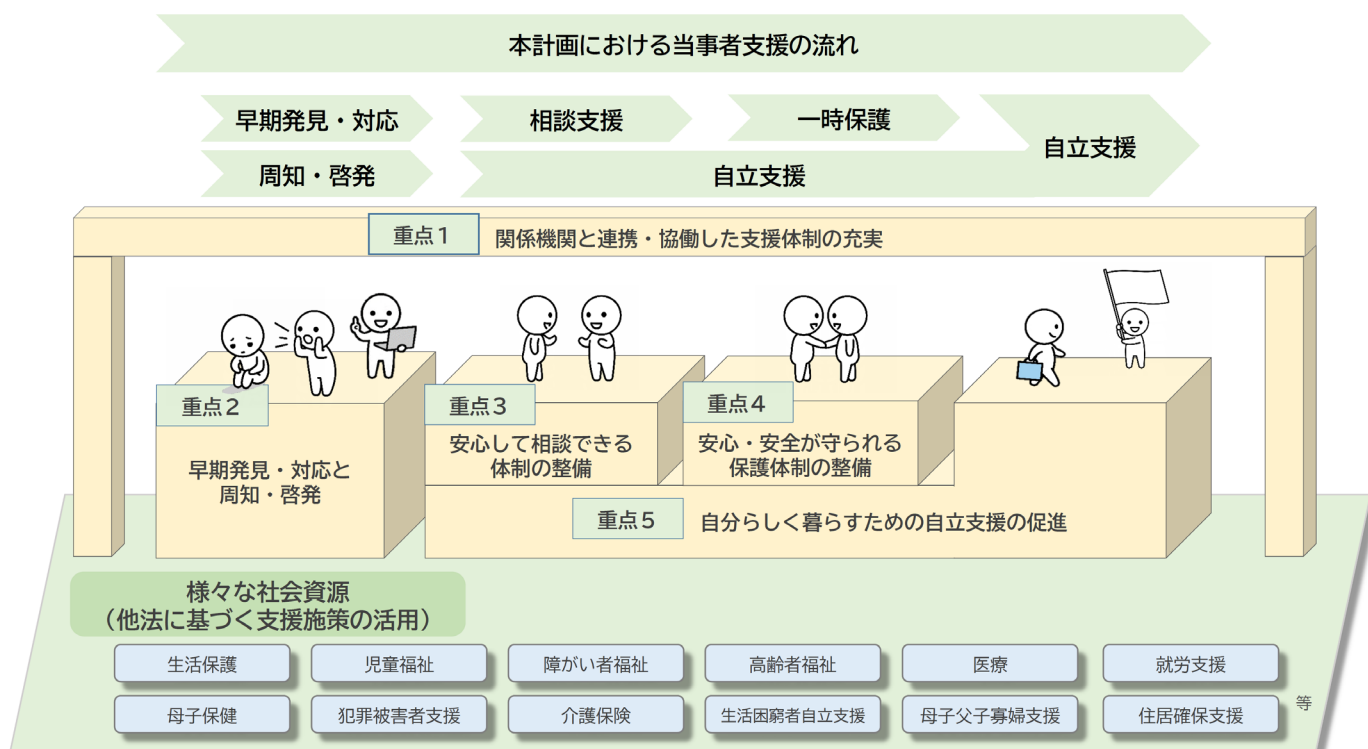
重点目標1 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

重点目標2 早期発見・対応と周知・啓発

重点目標3 安心して相談できる体制の整備

重点目標4 安心・安全が守られる保護体制の整備

重点目標5 自分らしく暮らすための自立支援の促進



困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現へ

6 支援の体制

(1) 県と市町村の役割

当事者への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、県・市町村・関係機関との適切な役割の下、それぞれが密接に連携を取りながら実施します。

ア 県の役割

- ・当事者への支援に関して、中核的な役割を果たすとともに、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。
- ・女性相談支援センター、女性自立支援施設、配偶者暴力相談支援センター等を設置します。
- ・県本庁機関、女性相談支援センター、県配偶者暴力相談支援センター、町村を所管する県福祉事務所に女性相談支援員等を配置し、当事者のための支援の充実に取り組みます。
- ・市町村等における女性支援が円滑に実施されるよう、女性相談支援センターや県本庁機関の女性相談支援員等が協働し、調整や助言を行います。
- ・支援調整会議等を通して、県内における支援を必要とする女性の状況を把握します。
- ・当事者への支援に関して、毎年支援計画の状況を評価・改善し、その周知を図ります。
- ・段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討し、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握します。
- ・当事者への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、当事者がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- ・広域的な観点から、市町村が実施する当事者への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取り組み状況等についての情報提供等を行うとともに、県全体の取り組みが進むよう、市町村の取り組み状況を把握し、市町村の女性相談支援員への研修機会の確保、指定都市が女性相談支援センターを設置する際の情報提供・相談等、市町村への支援を行います。

イ 市町村の役割

- ・市町村基本計画の策定及び女性相談支援員の配置に努めます。
- ・当事者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・当事者の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉・母子保健、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、当事者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・必要に応じて、県や市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や市町村等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮します。

- ・情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が参加する会議の開催等の工夫に努めます。
- ・当該市町村内における、当事者への支援窓口の周知等に努めるほか、当事者への支援に関する活動を行う民間団体と協働した支援を積極的に担うことに努めます。

ウ 県及び市町村の役割

- ・県及び市町村は、単独又は共同して、当事者への支援を適切かつ円滑に行うため、当事者への支援に従事する者その他の関係者により構成される支援調整会議を組織するよう努めます。
- ・県及び市町村は、当事者の支援に係る施策の普及・啓発、調査研究の推進、支援に係る人材の確保や養成及び資質向上、民間団体の安全かつ安定的な運営のための援助に努めます。

(2) 支援に関わる各機関の役割

ア 女性相談支援センター

女性相談支援センターは当事者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメント¹³を踏まえ、本人の希望と意思を最大限に尊重しながら当事者目線に立った支援を検討し、実施します。また、県本庁機関と協働して、市町村や関係団体への助言や支援を行います。前身は2023（令和5）年度までの売春防止法に基づく婦人相談所（県の呼称は女性相談所）です。

女性相談支援センターは、次の役割を有します。

- ・当事者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
- ・当事者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・当事者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等
- ・当事者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・当事者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

イ 女性相談支援員

女性相談支援員は当事者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、当事者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行います。前身は2023（令和5）年度までの売春防止法に基づく婦人相談員（県の呼称は女性相談員）です。

県の女性相談支援員は、次の役割を有します。

(県保健福祉事務所に所属する女性相談支援員)

- ・困難な問題を抱える女性への相談支援
- ・支援の入り口の役割を果たすとともに、支援対象者を適切な支援につなげ、継続した支援を実施

¹³ 「アセスメント」

当事者に関する情報を把握・分析し、本人が抱えている困難、解決すべき課題を客観的に把握すること。

- ・ 自立支援に関する各種制度の情報収集、提供及び助言
- ・ 町村との連携及び連絡調整
- ・ 児童福祉、母子福祉・母子保健、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携及び連絡調整、各種手続きの支援
- ・ 支援調整会議、各種連携会議への参加

(女性相談支援センターに所属する女性相談支援員)

- ・ 当事者にとって安心・安全な生活の場で適切な支援が受けられるための、当事者の意思決定の支援、関係機関との連絡調整

(県配偶者暴力相談支援センターに所属する女性相談支援員)

- ・ DV相談の実施
- ・ 県民へのDVの啓発

(県本庁機関に所属する女性相談支援員)

- ・ 県内の女性相談支援員との連絡調整、相談支援・助言、情報提供
- ・ 県内全体の女性支援事業の状況等のとりまとめ
- ・ 関係機関、民間支援団体の情報収集及び連絡調整
- ・ 女性支援に関する研修、会議等の支援

ウ 女性自立支援施設

女性自立支援施設は、当事者が中長期に安心・安全な落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための施設です。前身は2023（令和5）年度までの売春防止法に基づく婦人保護施設（県の呼称は女性保護施設）です。

女性自立支援施設は、次の役割を有します。

- ・ 当事者の入所施設利用（保護）による支援
- ・ 入所者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ・ 自立促進のための生活支援
- ・ 退所者の相談援助
- ・ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

エ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、DV防止法に基づき、女性相談支援センターやその他の適切な施設において、その機能を果たすこととされています。県では、女性相談支援センター及びかながわ男女共同参画センターが配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、県内では、横浜市、川崎市、相模原市が各1か所ずつ設置しています。

県が設置した配偶者暴力相談支援センターは、次の役割を有します。

- ・ 当事者に関する様々な問題について、相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
- ・ 当事者の心身の健康を回復するための、医学的又は心理学的な指導等
- ・ 当事者及び同伴家族の緊急時の安全確保及び一時保護
- ・ 当事者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・ 保護命令の制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助

- ・当事者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

オ 警察

警察は、配偶者からの暴力事案やストーカー事案等をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、当事者等の安全の確保を最優先に、法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、当事者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報システムへの登録等、組織による迅速・的確な対応を推進しています。

そのほか、性犯罪等の一定の対象事件について、犯罪被害者等の要望に応じた各種支援を行っています。

カ 民間支援団体

県内には、当事者を支援する民間団体が複数あり、それぞれ特色を持った活動をしています。複雑・多様化かつ複合的な問題を抱えた当事者への支援に当たっては、県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、支援を行うことが必要です。民間団体との協働に当たり、県と市町村は、当該団体がそれまでの活動の中で築いてきたネットワークや支援手法等、最大限活用できるよう当事者への支援体制の構築を検討するよう努めます。

民間団体には、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見や経験を活かした活動が期待されています。

キ その他の関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障がい、住居問題等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々です。さらに一人の女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数見受けられます。

女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもあります。そのため、支援を行う県・市町村間はもとより、必要な関係機関の間で、十分な連携が図られるよう配慮する必要があります。

(3) 各機関の連携体制

当事者への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、当事者本人を中心に、連携・協働することが重要です。そのためには、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深める必要があります。

ア 三機関の連携

女性支援法に基づき設置される、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設は、当事者への支援の中核となる機関です。三機関の間で、定期的な意見交換、研修会等の実施により、日常的な連携関係を深めます。

本県では、女性自立支援施設等における施設入所による支援において、福祉事務所（女性相談支援員、生活保護担当、障がい福祉担当、高齢福祉担当等）や女性相談支援センターが、女性自立支援施設等へ入所後も適宜情報交換・共有し、それぞれの役割分

担のもと連携・協働して支援を行います。

イ 民間団体との連携

当事者への支援に関する施策を当事者へ確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が必須です。当事者にかかる個人情報の適正な取扱いを確保した上で、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による柔軟できめの細かい支援、それぞれの強みを生かした協働した支援を実施します。

民間団体との連携に当たっては、当事者への支援実績などを勘案し、適切な対応に努めます。

ウ 児童相談所等子ども施策との連携

児童虐待の防止、若年妊婦支援や困難を抱える母子支援のため、子ども施策と連携した支援を実施していくことが重要であり、当事者が児童を同伴している場合や、当事者本人が児童養護の対象者（18歳未満）である場合においても、的確なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等と連携協力が必要です。

そのためには、児童相談所や女性相談支援センター、女性相談支援員等が、互いの相談支援等で当事者を発見した場合の連絡体制や、一時保護の際の具体的な手続き等の連携方法をケースの状況に応じて協議しておくとともに、互いに要対協¹⁴や支援調整会議に参画し、地域資源に関する情報共有や関係性づくり、研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組みます。

エ 警察との連携

休日・夜間等の緊急対応時の体制確保や、保護命令制度の利用等、当事者の安全確保のためには、警察との緊密な連携・協力が必要です。また、当事者目線に立った支援を実施するために、相談や一時保護の対応について、相互の理解を深める必要があります。

そこで、県及び県警共同での定期的な意見交換、情報共有のための研修の実施等により、連携を深めます。

オ その他関係機関との連携

当事者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育、その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、三機関を中心としつつ、行政の他の分野との連携も必要不可欠です。

当事者が確実に次の段階の支援へとつながるためにも、県及び市町村は、支援調整会議等を通じた連携体制の構築や、研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組みます。

¹⁴ 「要対協」

要保護児童対策地域協議会のこと（児童福祉法第25条の2）。市町村が設置し、要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される。

(日常的に連携することが想定される関係機関の例)

分野	想定される代表的な機関名
都道府県 市町村	福祉事務所、女性支援担当部局、児童福祉担当部局、障がい保健福祉部局、男女共同参画主管部局、高齢者・母子支援所管課等
民間団体	困難な問題を抱える女性等を支援する民間支援団体
司法関係	警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等
教育関係	学校（幼稚園を含む）、教育委員会、保育園等
保健医療関係	医療機関（内科、整形外科、精神科、産婦人科等）、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、薬局等
就労支援関係	職業紹介機関、職業訓練機関等
児童福祉、 母子関係	児童相談所、母子生活支援施設、児童委員 等
男女共同参画 関係	配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター等
生活困窮ほか 社会福祉関係	生活困窮者自立相談支援機関、障がい福祉サービス事業所、その他社会福祉サービス関係者、社会福祉協議会、民生委員、保護司等
人権擁護関係	法務局、人権擁護委員
地域団体関係	商店会、自治会等

(4) 適切な情報管理等

当事者の支援に際しては、極めて高度なプライバシー情報を扱うことが多いため、個人情報情報の適正かつ厳重な情報管理が必要です。

当事者及び関係者の情報流出を防止する体制を確立し、当事者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。

(5) 課題把握・解決のための調査の実施

課題の把握及び解決に向けた調査を行い、施策に反映させます。

また、国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。

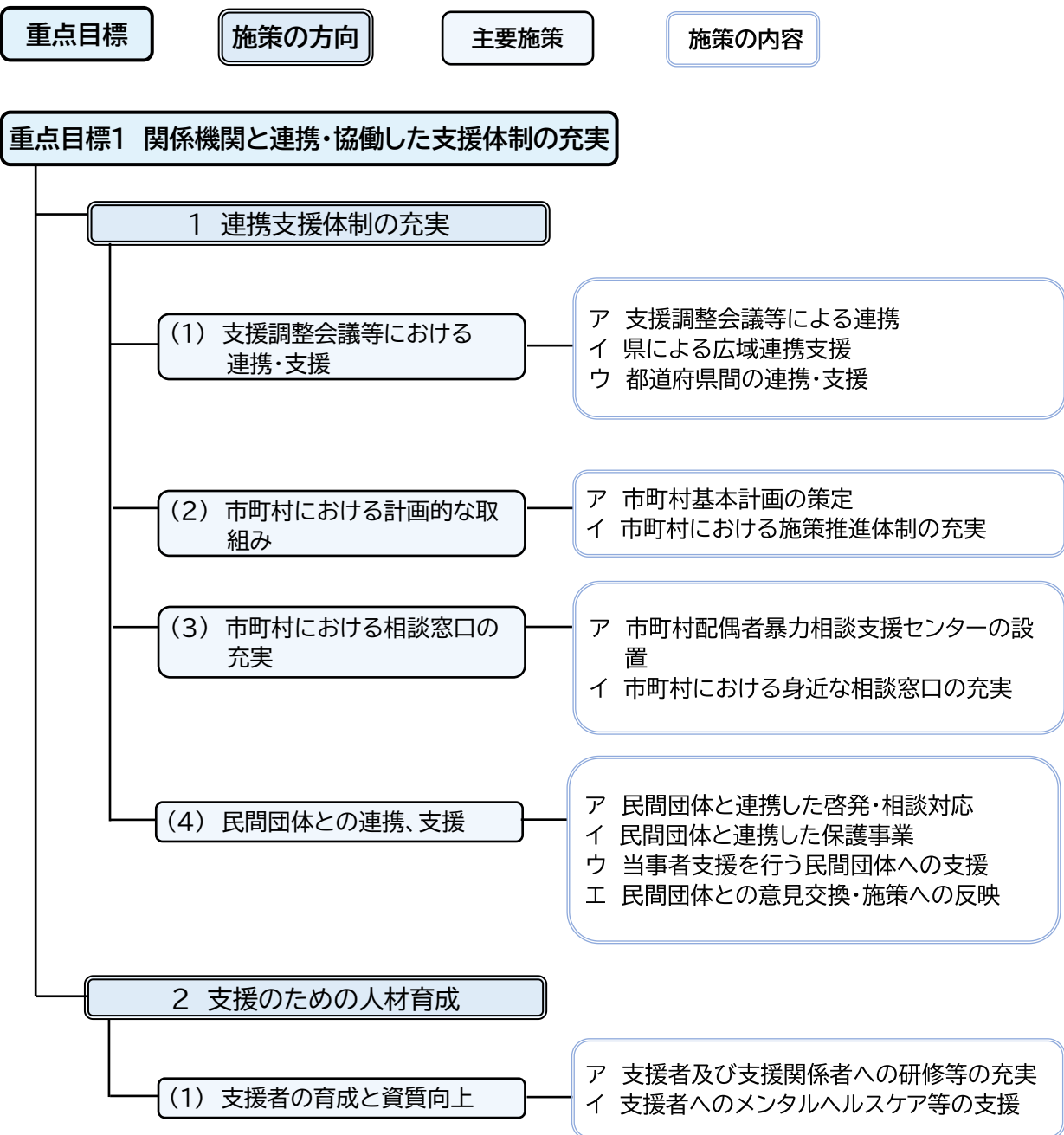
(6) 国への要望

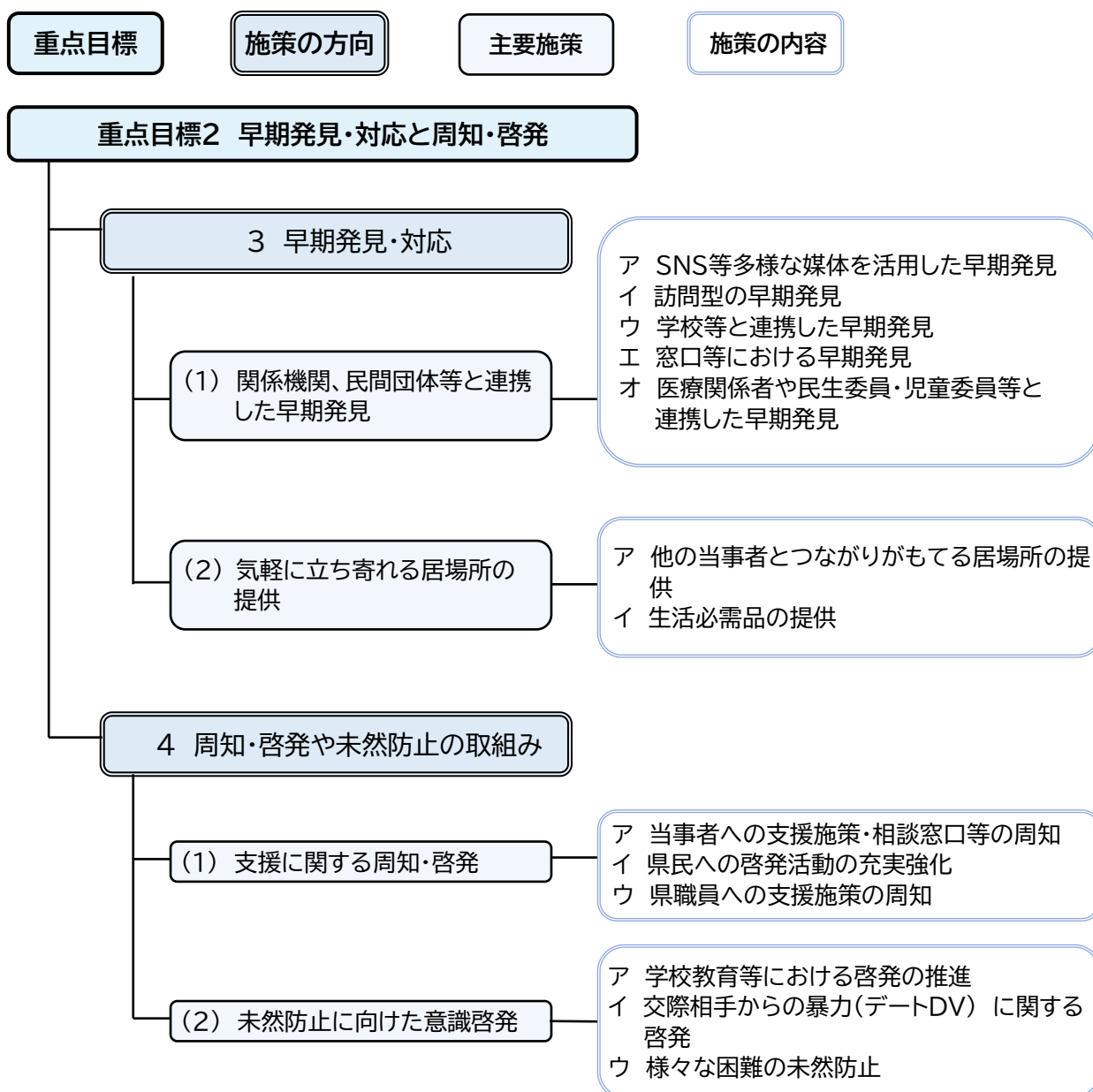
支援に関する取組みの充実や、支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。

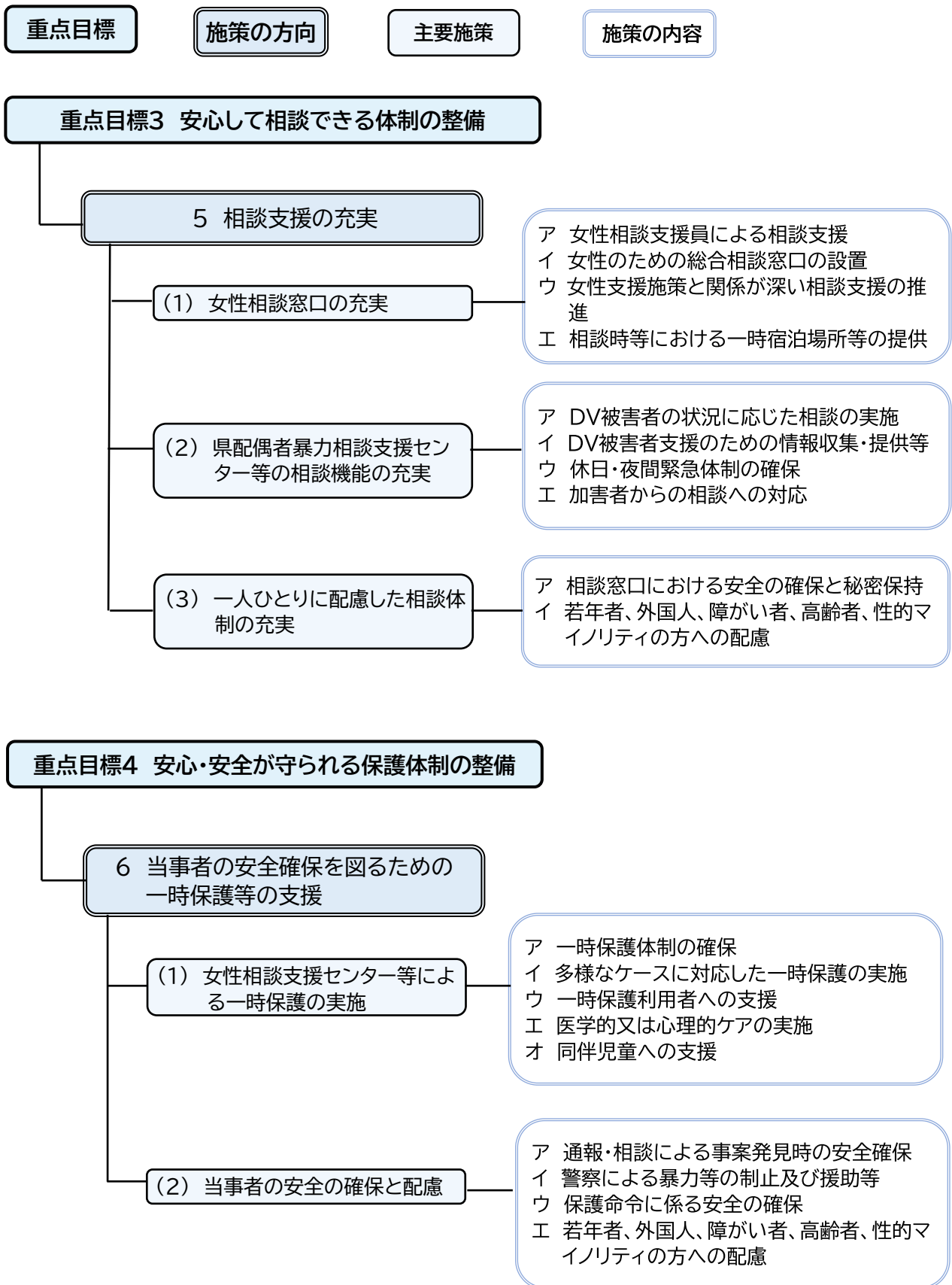
(7) 提案・苦情への適切な対応

県・市町村等の関係機関は、県民等からの提案や被害者からの苦情の申出について、当事者の置かれている状況に配慮して適切・迅速に対応します。

7 施策の体系

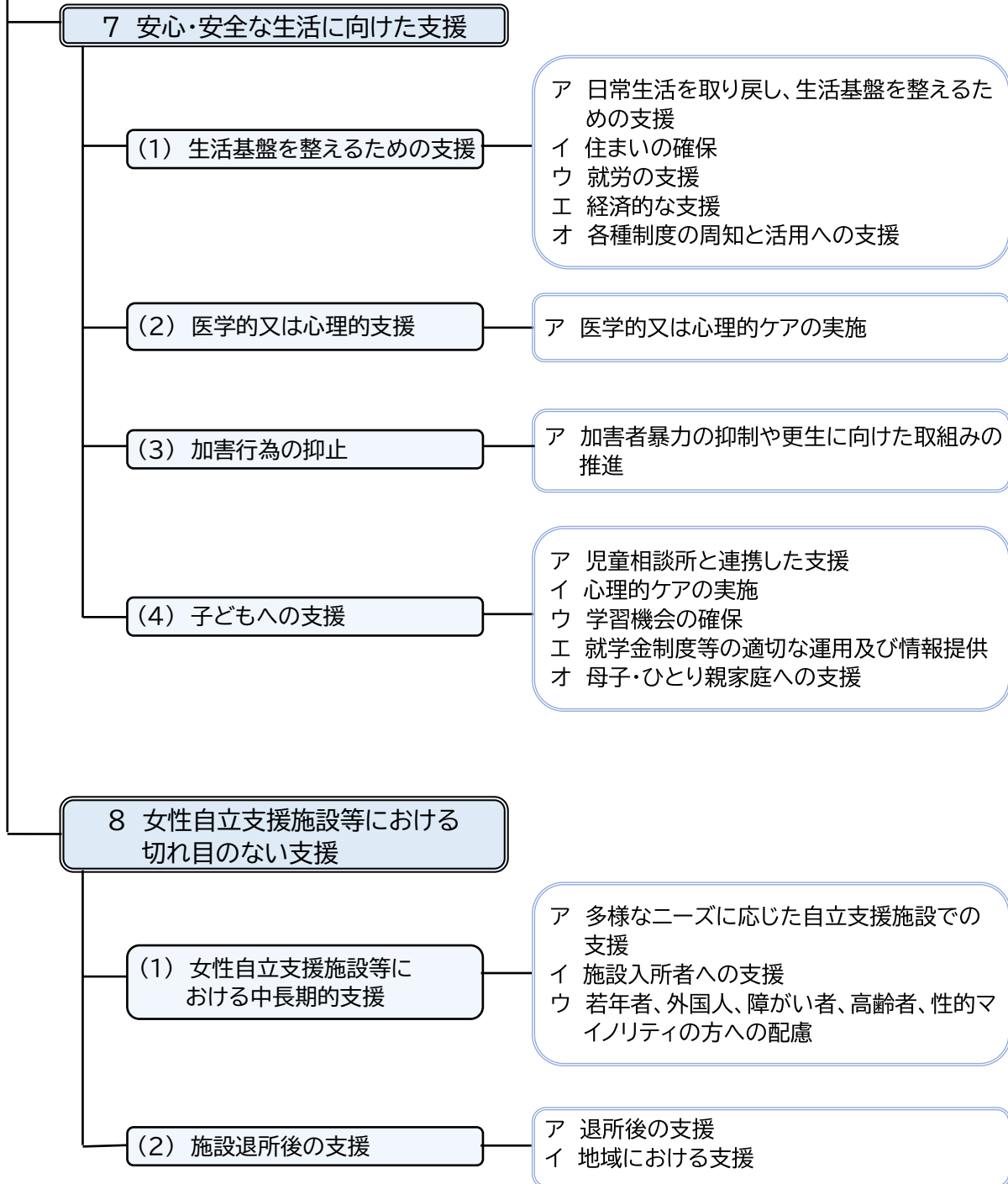








重点目標5 自分らしく暮らすための自立支援の促進



8 具体的な取組み

重点目標 1 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

当事者¹⁵への支援に関わる県、市町村、警察、民間団体、関係機関等すべての関係者が、対等な関係性の下、各機関がそれぞれの分野の強みを発揮し、当事者本人を中心に、連携・協働した支援に取り組みます。

施策の方向 1 連携支援体制の充実

県は広域的な観点から支援を行い、市町村や地域の保健福祉事務所などは当事者の最も身近な相談窓口として、重要な役割を果たします。地域の実情に合わせた幅広い取組みのため、県は、市町村基本計画の策定に対する支援や、市町村配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援員の設置についての働きかけ、研修等の広域的な施策の実施など、市町村との連携を深めながら支援を行います。

また、行政だけでは支援の手が届かない当事者に対して、よりきめ細かな支援を行っている民間団体と協働しながら、啓発や相談事業、一時保護や自立支援などを行うほか、支援内容を充実させるため、当事者支援を行っている民間団体への支援を行います。

さらに、当事者に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、県、市町村、民間団体、関係機関が連携して情報共有や支援内容の検討を行うための支援調整会議を組織するとともに、関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

(1) 支援調整会議等における連携・支援

ア 支援調整会議等による連携

- ・早期に円滑かつ適切な支援が行えるよう、県、市町村、民間団体、関係機関で構成される支援調整会議を組織します。
- ・効果的な会議のあり方の研究に努めます。
- ・地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。
- ・犯罪被害者等への支援について、県、県警察、民間支援団体と市町村での検討会や、支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、事例検討や情報交換を行うなど、支援関係機関の連携強化を図ります。
- ・当事者が自立して自分らしい生活を続けるため、関係機関・関係団体が連携し、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。
- ・通報制度や保護命令制度を活用した支援のため、医療、法律などの関係機関・関係

¹⁵ 「当事者」

本計画に記載した施策等によっては、「困難な問題を抱える女性」のみ、「DV被害者」のみなど、対象が限定される施策もありますが、総じて「当事者」と記載しています。

団体との連携を図ります。

- ・子どもへの接近禁止命令等が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。

イ 県による広域連携支援

- ・市町村等と調整し、当事者が必要な支援を受けることができるよう努めます。
- ・県保健福祉事務所等は、町村と連携して相談や自立支援を行います。
- ・県内の女性相談支援員の配置状況を定期的に把握し、市町村と共有するとともに、県内のどの自治体に住んでいても、女性相談支援員による支援が受けられる体制となるよう努めます。
- ・市町村のDV対策及び困難な問題を抱える女性の状況調査や、国の調査の情報収集等を行い、地域情報交換会議等により、市町村や国、他県等の状況の情報提供等を行います。
- ・県及び市町村配偶者暴力相談支援センター¹⁶の連絡会議を設置し、連携を強化します。
- ・市町村の犯罪被害者等に係る取組みや、各種社会保障、保健福祉及び医療制度など他の制度の活用も視野に入れ、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。【再掲¹⁷】

ウ 都道府県間の連携・支援

- ・支援に当たっては、必要に応じて、県外の女性相談支援センターや女性自立支援施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。
- ・警察が介入する事案で、関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。

(2) 市町村における計画的な取組み

ア 市町村基本計画の策定

- ・市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。
- ・市町村は、DV防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。

イ 市町村における施策推進体制の充実

- ・市町村は、基本計画の推進に向けて、関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。

¹⁶ 「市町村配偶者暴力相談支援センター」

DV防止法第3条第2項に基づき、市町村は市町村が設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされている。県内の市町村では横浜市、川崎市、相模原市が設置。

¹⁷ 「再掲」

1つの事業を複数の柱に位置付ける場合に、最も関係の深い箇所位置づけ（本掲）に対して、他の箇所への位置付けを【再掲】と表記。

(3) 市町村における相談窓口の充実

ア 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置

- ・DV被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。

イ 市町村における身近な相談窓口の充実

- ・市町村は、相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。
- ・市町村は、相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。
- ・県は市町村の相談窓口職員へのスーパービジョン¹⁸や研修等の支援を行います。
- ・相談・支援に対応する職員の資質向上のため、必要な情報が届くよう努め、被害者が利用できる施策について情報共有を行います。【再掲】
- ・支援を行う職員が当事者の人権を尊重し、その状況に応じたきめ細かな対応を実施するための研修を行います。【再掲】
- ・各市町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口等との連携を強化するとともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組みを支援します。

(4) 民間団体との連携、支援

ア 民間団体と連携した啓発・相談対応

- ・啓発資料等は、民間団体に蓄積された支援のノウハウ等を踏まえて作成します。
- ・DV被害の若年齢化を踏まえ、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、学校等の教育現場でのDV防止啓発事業を実施します。【再掲】
- ・「犯罪被害者等支援キャンペーン」を民間支援団体と連携し実施します。
- ・多言語によるDV相談を民間団体と連携して実施します。【再掲】
- ・休日・夜間等における相談を民間団体と連携して実施します。【再掲】
- ・犯罪被害者等への総合的な支援体制として、県、県警察、民間支援団体が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、相談支援を実施します。【再掲】

イ 民間団体と連携した保護事業

- ・民間団体や市町村と連携し、多様な保護施設、自立支援施設を設置します。
- ・支援調整会議等を通じて、保護施設と市町村との連携強化の支援を行います。

ウ 当事者支援を行う民間団体への支援

- ・民間委託団体に出向き、ケースカンファレンス¹⁹を実施します。
- ・当事者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。
- ・民間団体による支援のための施設の整備を支援します。

¹⁸ 「スーパービジョン」

事例を報告し、より経験のある者等から適切な方向付けを得るための指導を受けること。スーパービジョンを受ける際の指導者をスーパーバイザーという。

¹⁹ 「ケースカンファレンス」

具体的な事案（ケース）にあたり、関係支援機関や当事者が参加した上で、今後の方向性等を確認・検討する会議のこと。

- ・一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。【再掲】
- ・民間団体のスタッフを対象とした研修を実施します。
- ・民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。
- ・民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援を行います。
- ・犯罪被害者等への支援に取り組む民間団体や自助グループ等に対して、情報提供等の支援を行います。
- ・ひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）の貸付を行う事業者を支援します。
- ・ひとり親家庭の親に住宅支援資金（入居している家賃の実費の一部）の貸付を行う事業者を支援します。
- ・NPO活動をサポートするために、相談や情報提供、説明会等を実施します。
- ・社会的な課題に取り組むボランティア団体と県が協力して事業を行い、その活動を促進するための支援を行います。
- ・地域における様々な課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティア、NPO等の人材の育成などに取り組む県民の「学びの場」を提供し、支援者の育成を支援します。

エ 民間団体との意見交換・施策への反映

- ・取組みの充実に向け、当事者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。

施策の方向2 支援のための人材育成

当事者への支援には支援者にも当事者目線に立った幅広い知識やノウハウが求められます。本人の置かれている状況を理解して、本人の気持ちを尊重し、本人に寄り添う丁寧な支援を行うことができるよう、様々な研修等を通じて支援者の育成と資質向上を図るとともに、支援者のメンタルヘルスケア等の充実も図ります。

(1) 支援者の育成と資質向上

ア 支援者及び支援関係者への研修等の充実

- ・女性支援法や本計画の内容を理解するための研修を行います。
- ・相談・支援に対応する職員の資質向上のため、必要な情報が届くよう努め、当事者が利用できる施策について情報共有を行います。
- ・支援を行う職員が当事者の人権を尊重し、その状況に応じたきめ細かな対応を実施するための研修を行います。
- ・様々な分野の切れ目ない支援が必要となる事例を取り上げた事例検討会を行います。
- ・適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。

- ・県・市町村の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。
- ・支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。
- ・県及び市町村における支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。
- ・県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援施策全般について理解を深め、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上を図ります。
- ・性犯罪・性暴力被害者への対応のため、医療従事者等の育成を図る研修や、支援者、相談員のスキルアップのための研修等を実施します。

イ 支援者へのメンタルヘルスケア等の充実

- ・支援者の心の健康を保ち、より良い支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。
- ・県は市町村の相談窓口職員へのスーパービジョンや研修等の支援を行います。【再掲】
- ・性犯罪・性暴力被害者の支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。

重点目標2 早期発見・対応と周知・啓発

女性等を巡る困難な問題やDV被害は、人権を尊重し、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。様々な困難を抱え、支援を必要としながらも相談につながっていない当事者の早期発見と早期対応に取り組むとともに、いかなる場合であっても暴力は絶対に許されないことや、お互いを大切にしようとする人権尊重の意識を早い時期から醸成するなど、県民への意識啓発を行うことで、困難を抱える方を生まない社会をめざします。

施策の方向3 早期発見・対応

様々な困難を抱え、支援を必要としながらも相談につながりにくい当事者が、適切な支援につながるができるよう、その状況や年齢層に合わせた早期発見のための体制整備に取り組めます。

相談につながっていない当事者は、自身が困難に気づいているものの他者に言えない場合や、気づいていない又は気づきを避けている場合など、様々な状態があることに配慮し、相談のきっかけづくりとなるよう、気軽に立ち寄れる居場所等を提供し、信頼関係を構築しながら寄り添いつながる支援に取り組めます。

(1) 関係機関・民間団体等と連携した早期発見

ア SNS等多様な媒体を活用した早期発見

- ・ SNS を活用するなど効果的な手法により、民間団体等と協働して、若年層をはじめ相談につながっていない当事者の早期発見に努めます。

イ 訪問型の早期発見

- ・ 相談に来ることが難しい当事者に対し、自宅や無料低額宿泊所等を訪問し、当事者を早期に発見して支援につなげます。

ウ 学校と連携した早期発見

- ・ 学校等と連携し、若年当事者の早期発見に努めます。

エ 窓口等における早期発見

- ・ 福祉的支援窓口に限らず、各種行政窓口においても速やかに関係部署と連携できるように、職員間の意識向上を図ります。

オ 医療関係者や民生委員・児童委員等と連携した早期発見

- ・ 身体に対する暴力のほか、精神的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた当事者を発見した際の通報制度及び相談窓口について、医療関係者等に対し周知を図ります。
- ・ 医療関係者等に対し、性犯罪・性暴力被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。
- ・ 地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談につながるよう努めます。

(2) 気軽に立ち寄れる居場所の提供

ア 他の当事者となつなかりがもてる居場所の提供

- ・当事者が自由に時間を過ごし、相談員又は他の当事者とのつながりの持てる場所を確保します。個々のニーズに応じることができるよう、実施方法について柔軟に対応します。
- ・市町村等が取り組む居場所の提供支援との連携に努めます。
- ・性的マイノリティ又は自分がそうではないかと迷っている方々とその家族を対象とする交流会を実施し、支援者と同じ悩みを抱えている方どうしでつながりが持てる場所を提供します。
- ・ひきこもり当事者の外出の機会を提供するため、居場所等を市町村巡回型で実施します。

イ 生活必需品の提供

- ・当事者の希望に応じて生活必需品を提供し、相談窓口の情報提供を行うなど当事者となつなかりつづけるよう努めます。

施策の方向4 周知・啓発や未然防止の取組み

当事者が、相談できる窓口や活用できる施策について知らなかったり、支援の情報にたどり着けないなどの理由で、問題が深刻化することがあります。当事者が速やかに必要な支援を受けることができるよう、相談窓口、支援施策の周知・啓発に取り組みます。

また、暴力は、家庭内や親しい人間関係において行われた場合、外部からはその発見が困難な場合が多く、潜在化しやすい傾向にあります。また、当事者だけでなく、目撃した子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

若年層から人権尊重のための意識啓発を行い、暴力は決して許されないことや、精神的暴力等も暴力に当たること、男性、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど多様な当事者がいることについて理解を深めるなど、未然防止に取り組みます。

(1) 支援に関する周知・啓発

ア 当事者への支援施策・相談窓口等の周知

- ・困難な問題を抱えたときに利用できる制度及び相談ができる各種相談窓口を、様々な方法で周知・啓発します。

イ 県民への啓発活動の充実強化

- ・当事者の現状及びその支援について、広く県民に理解を深めるための啓発を行います。
- ・暴力防止について、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力も暴力であり、心身に有害な影響を及ぼすことを周知し、当事者が支援につながる社会的土壌を構築するため、啓発冊子の作成・配布、インターネット動画、イベントの実施など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。

また、男性、若年者、外国人、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることも啓発します。

- ・女性向けDV防止啓発講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。
- ・DVが子どもに及ぼす影響（面前DV）についての理解を深めるための啓発を行います。
- ・DVの未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を行います。
- ・犯罪被害者等の置かれた状況や、SNSへの投稿・情報拡散等による二次被害の深刻さをはじめ、支援や配慮の必要性等について理解を深めるための普及啓発を行います。
- ・性的マイノリティに対する理解を深めるため、学校や企業、団体等、研修を希望する方に対して講師を派遣し、啓発を行います。

ウ 県職員への支援施策の周知

- ・関係課で現状や支援策等の情報を共有し、困難な問題を抱える女性等への支援に役立てます。

(2) 未然防止に向けた意識啓発

ア 学校教育等における啓発の推進

- ・学校等において、暴力・性暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育（人権教育・生命（いのち）の安全教育²⁰等）を推進します。

イ 交際相手からの暴力（デートDV）に関する啓発

- ・中学生・高校生に、交際相手からの暴力（デートDV）防止の啓発と相談窓口の周知を行い、併せて男性、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることを啓発するなど、若年者に向けた周知・啓発に取り組みます。
- ・DV被害の若年齢化を踏まえ、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、学校等の教育現場でのDV防止啓発事業を実施します。
- ・県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力（デートDV）を含む人権研修を実施します。

ウ 様々な困難の未然防止

- ・生活困窮に関する県民意識を高め、支援情報を知る機会をつくることで、生活困窮の未然防止や困りごとを抱えたとき円滑に支援につながるよう、生活支援に係る出前講座を地域コミュニティと連携して実施します。
- ・プレコンセプションケア（将来の妊娠のために正しい健康管理を行うこと）や女性

²⁰ 「生命（いのち）の安全教育」

児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目的とした教育のこと。

特有の更年期障害、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ²¹を含めた、性と生殖に関する知識の普及啓発とライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施します。

重点目標3 安心して相談できる体制の整備

女性が抱える様々な困難に対応するため、女性総合相談窓口を設置するとともに、県配偶者暴力相談支援センターをはじめとした各種専門相談機能の充実に努め、複雑化・多様化・複合化した困難を抱えた当事者が気軽に相談し、必要な支援につながるができるよう、安心して相談できる体制整備をめざします。

施策の方向5 相談支援の充実

DV、暴力、性被害、生活困窮など、多様で複合化した困難を抱えた当事者が気軽に相談できるよう、総合相談窓口を設置して必要な支援へのつながりをサポートするとともに、状況に応じた専門相談体制を整えます。

相談窓口においては、当事者の目線に立った相談対応に努め、若年者や外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど、相談しにくさや複合的な悩みを抱えている当事者に対して適切な配慮を行います。

(1) 女性相談窓口の充実

ア 女性相談支援員による相談支援

- ・女性相談支援員を配置し、相談・情報提供・連絡調整等を行い、当事者に寄り添いながらその意思決定を支援します。
- ・**県女性相談支援員による相談体制の充実を図ります。**

イ 女性のための総合相談窓口の設置

- ・民間支援団体の知見を活用し、困難を抱える女性の早期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施します。
- ・経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送る上で起こる様々な困難な問題を抱える女性への相談を実施します。

ウ 女性支援施策と関係が深い相談支援の推進

- ・生活の様々な困りごとに関する制度や相談窓口の情報を一元化した総合サポートサイトを運営します。
- ・かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営し、性犯罪・性暴力の被害者等（男性や性的マイノリティを含む）の相談支援を実

²¹ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいう。

リプロダクティブ・ライツは、すべてのカップルと個人が、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のことをいう。

施します。

- ・犯罪被害者等への総合的な支援体制として、県、県警察、民間支援団体が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、相談支援を実施します。
- ・若年妊婦等の予期しない妊娠や出産に関する悩みについて、SNSや電話等を活用した相談支援を実施します。また、訪問型支援や産科医療機関等への同行支援等を行います。
- ・不妊・不育の悩みについて、専門家による治療等に関する相談支援を実施します。
- ・10代～20代の若年層に対するプレコンセプションケアの推進のため、専門家によるオンライン相談を実施し、県民が健やかな妊娠・出産を行うことのできる環境整備を図ります。
- ・生活困窮の課題解決に必要な支援を当事者と一緒に考え、支援プランを作成し、関係機関と連携した支援を実施します。
- ・アルコールや薬物などの依存症の方とその家族・友人及び関係機関の方のための相談支援を実施します。
- ・ひとり親家庭へ、SNSを活用した相談支援を実施します。
- ・子ども・若者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な相談支援を実施します。
- ・ひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な相談支援を実施します。
- ・外国籍県民等の生活を支援するため、多言語での相談・助言・情報提供を行います。
- ・外国人の労働問題に対応するため、専門相談員と通訳を配置して外国人労働相談を実施します。
- ・障がい者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付けます。
- ・医療的ケア児の家族及び支援者等に対する相談支援を実施します。
- ・障がい者が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備するため、相談支援事業所や相談支援専門員を増やします。
- ・ケアラー・ヤングケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口（SNSを活用した相談・電話による相談）を設けます。
- ・性的マイノリティの当事者及びその家族、支援機関への相談支援を実施します。また、区役所等の行政機関や福祉施設への同行支援を実施します。

エ 相談時等における一時宿泊場所等の提供

- ・当事者の気持ちの整理がつかず、一時保護等の支援の方向性の自己決定が難しい場合に、安全確保等の必要な支援を行うため、一時的に宿泊場所を提供します。
- ・犯罪被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。

(2) 県配偶者暴力相談支援センター等の相談機能の充実

ア DV被害者の状況に応じた相談の実施

- ・DV被害者が、状況に応じて相談ができるよう、電話・面接・SNS等多様な方法で相談支援を実施します。
- ・法律相談、精神保健相談等の専門相談を実施します。
- ・多言語によるDV相談を民間団体と連携して実施します。
- ・男性DV被害者相談を実施します。

イ DV被害者支援のための情報収集・提供等

- ・DV及び支援に必要な情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。
- ・保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。

ウ 休日・夜間緊急体制の確保

- ・休日・夜間等、時間外の緊急対応の体制を確保し、県と警察等との緊密な連携・協力のもとに対応します。
- ・休日・夜間等における相談を民間団体と連携して実施します。

エ 加害者からの相談への対応

- ・加害者も含めたDVに悩む男性のための相談を実施します。

(3) 一人ひとりに配慮した相談体制の充実

ア 相談窓口における安全の確保と秘密保持

- ・相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。

イ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮

- ・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある若年者や障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、当事者の立場に立った配慮を行います。

重点目標4 安心・安全が守られる保護体制の整備

当事者の保護を行う上で、安全確保は何よりも重要です。それと同時に、自分らしく暮らすことも重要です。迅速かつ適切に当事者の安全が確保されるとともに、当事者の状況に合わせた多様な保護体制を整備し、当事者の意思が尊重された支援を受けられることをめざします。

施策の方向6 当事者の安全確保を図るための一時保護等の支援

当事者の安全が速やかに確保され、緊張や不安が緩和されて安心して支援を受けることができる環境を整備して一時保護を行います。

また、当事者がその意思を尊重されながら、抱えている問題や心身の状況等に応じた最適な支援が受けられるよう、きめ細かな相談対応を行い、市町村や警察、民間団体等の関係機関と連携して当事者と同伴児童への支援を行います。

(1) 女性相談支援センター等による一時保護の実施

ア 一時保護体制の確保

- ・市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な当事者に対して、本人の意思を尊重し、その状況に合わせた迅速かつ適切な一時保護を実施します。
- ・警察との緊密な連携・協力のもとに、休日・夜間における一時保護に対応します。
- ・休日・夜間の受入体制など、適切に一時保護する体制を確保します。

イ 多様なケースに対応した一時保護の実施

- ・安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、当事者の利便を必要以上に制限することがないように、状況に応じて、通信機器の使用が可能な一時保護体制を整備します。
- ・母国語による支援が必要な外国人当事者に、状況に応じた一時保護を実施します。
- ・若年層や障がい者、高齢者、性的マイノリティ等、様々な配慮を必要とする当事者に対し、適切な保護体制の整備に努めます。
- ・当事者妊婦（特に若年層の特定妊婦²²⁾）の緊急一時保護を実施します。また、安心・安全な出産に向け、支援体制を構築し、出産や育児についての情報提供を行い、心理的ケアをいします。産婦に対しては、心身のケアや育児のサポートなどの産後ケアを実施します。
- ・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。

²²⁾ 「特定妊婦」

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと（児童福祉法第6条の3第5項）。

ウ 一時保護利用者への支援

- ・個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。
- ・看護師や心理士を配置し、利用者の健康面や心理面のケアを行います。
- ・保育士による日中保育や預かり保育を実施します。
- ・民間団体が行う同伴児童の保育を支援します。
- ・栄養管理、食生活習慣の支援を行います。

エ 医学的又は心理的ケアの実施

- ・ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、心身回復を支援します。【再掲】
- ・自分自身の安全を守り、安心して生活するための支援プログラムを実施します。【再掲】
- ・カウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供を行います。【再掲】

オ 同伴児童への支援

- ・同伴する子が教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援員を配置し学習支援を行うとともに、必要な情報提供をします。
- ・心理士を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。
- ・DVや家族間暴力と児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。
- ・一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が安心・安全に過ごせる環境の整備に努めます。
- ・余暇の充実やリラクゼーションを図り、心のケアを実施します。

(2) 当事者の安全の確保と配慮

ア 通報・相談による事案発見時の安全確保

- ・DV被害者発見の通報があった場合は、通報者に当事者の意思の確認や、相談窓口の情報提供を依頼するとともに、相談に対応し、緊急性が高い場合は、県と警察とで連携して、当事者の安全の確保に努めます。
- ・通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して支援を行います。
- ・当事者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで同行します。

イ 警察における暴力等の制止及び援助等

- ・DV被害者を認知した場合には、暴力の制止、当事者の保護等、被害の発生を防止するため、加害者に対する検挙、指導・警告及び当事者等への防犯指導、援助、関係機関の紹介、保護命令制度の説明、その他事案に応じた適切な措置を行います。
- ・ストーカー被害者を認知した場合には、当事者等の安全確保を最優先に対応し、加害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法

に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置を行います。

- ・人身取引被害者に該当する可能性のある者を認知した場合は、事案に応じて、関係機関・団体と連携し、情報共有を行います。

また、被害者の保護等を必要とする場合は、一時保護の上、保護機関への連絡、保護の依頼及び調整を行います。

- ・当事者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。

ウ 保護命令に係る安全の確保

- ・当事者に対し保護命令制度について説明し、保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。
- ・DV加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。
- ・裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、当事者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。

エ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮

- ・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある若年者や障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、相談者の立場に立った配慮を行います。【再掲】
- ・民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人の支援を行います。

重点目標5 自分らしく暮らすための自立支援の促進

当事者の意思を尊重し、一人ひとりの抱えている問題・その背景、心身の状況に応じ、必要な福祉的サービス等も活用しながら、切れ目のない自立支援を行うことで、当事者が自分らしく安定的に日常生活や社会生活を営めるようになることをめざします。

施策の方向7 安心・安全な生活に向けた支援

当事者が、心身の健康の回復を図り、その人らしい日常生活や社会生活を取り戻せるよう、本人の状況や意思を十分理解して、自立した生活に必要な情報提供や、生活習慣のアドバイス等を実施するとともに、関係機関と連携し、各種施策を活用して支援します。

当事者は、暴力等の被害を受けて心的外傷を抱えていたり、差別や社会的排除等の経験から、困難や生きづらさ等を抱えていたりするため、医療機関等の専門機関とも相談・連携し、医学的、心理的支援を実施して心身の健康の回復を図ります。

また、同伴児童への支援は当事者への支援と切り離せないため、同伴児童も一人の当事者として尊重した支援を実施します。子どもの状況を子ども本人や当事者からよく聴き取り、必要に応じて医療機関や児童相談所、児童福祉主管課、教育機関と連携した支援を実施します。また、教育を受ける権利が保障されるよう学習支援を行うほか、心理的ケアや相談支援等も合わせて実施します。

(1) 生活基盤を整えるための支援

ア 日常生活を取り戻し、生活基盤を整えるための支援

- ・当事者の抱えている課題を整理し、自立に向けた情報提供を行います。
- ・当事者の意思を尊重しつつ、日常生活を円滑に送るための生活支援を実施します。
- ・犯罪被害者等の公判、捜査協力や、行政手続きなどにかかる負担を少しでも軽減できるように、検察庁や裁判所、医療機関や警察等への付添支援を実施します。
- ・家事等の日常生活支援について、各種社会保障・社会福祉制度等の活用を含め、市町村と情報交換を行うとともに、当事者等への情報提供を行います。

イ 住まいの確保

- ・住宅確保要配慮者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。
- ・県営住宅における、住まいの確保に努めます。
- ・犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。
- ・無料低額宿泊所において、女性が安心して過ごせる環境整備や運営を促進するための支援を行います。
- ・離職等により住居を失った（失うおそれのある）方に、一定期間、家賃相当額（住居確保給付金）を支給します。

- ・生活が困窮し、一定の住居を持たない方に対し、一定期間、宿泊する場所や食事などの提供をしながら、退所後の安定した生活に向けた支援を行います（一時生活支援の実施）。また、女性やDV被害の入居者も安心して過ごせる居場所の確保と生活支援に努めます。
- ・生活困窮等により住まいに関する困りごとを抱える方に対し、住まい探しから定着までの一貫した支援を実施します。

ウ 就労の支援

- ・自立に向けた就労支援を行います。
- ・県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用、雇用保険に関する情報を収集し提供します。
- ・資格習得をめざし養成機関等で就学する母子家庭の母等に対し、生活の負担の軽減を図るために給付金等を支給します。
- ・生活保護受給者のための就労支援を実施します。
- ・若年無業者等の若者の職業的自立に向けて、就労意欲を向上させるためのセミナーや、就労に向けた基本的な知識や技術を習得するための講座などを実施し、各人の置かれた状況に応じた包括的な支援を個別・継続的に行います。
- ・専門職への就労をめざす母子家庭の母等に対し、職業訓練を受講する機会を優先的に付与します。
- ・障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行います。
- ・就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施します。
- ・ハローワーク等と連携し、就労支援員による仕事探し等の支援、生活リズムや体力などに課題があるために、働くことに不安のある方への「就労準備支援」、すぐには一般就労が難しい方が県の認定を受けた事業所で訓練として就労体験や支援付き雇用を受ける「就労訓練」など、生活に困窮した方のニーズに応じ、就労に向けた支援を実施します。

エ 経済的な支援

- ・経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、助言等を行います。
- ・福祉事務所において、生活保護の円滑かつ適切な運用を行います。
- ・犯罪被害者等が被害にあったことで生じる経済的負担を早期に軽減するため、見舞金給付を実施します。
- ・経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について助言等を行います。
- ・生活に困窮した方に対し、自らが家計を管理できるよう、本人の状況に合わせ、家計管理の方法や生活費の見直しのアドバイスを実施します。また、債務整理のための関係機関へのつなぎ、貸付けのあっせんなども行います。

オ 各種制度の周知と活用への支援

- ・医療保険、年金など、自立のための各種手続きについて、個人情報保護や安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発

行します。

- ・ 法律的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。
- ・ 住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等の当事者を保護する制度について、必要な情報収集を行うとともに、被害者や関係機関に情報提供等を行います。
- ・ 市町村の犯罪被害者等に係る取組みや、各種社会保障、保健福祉及び医療制度など他の制度の活用も視野に入れ、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。
- ・ 犯罪被害給付制度について情報提供するとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。

(2) 医学的又は心理的支援

ア 医学的又は心理的ケアの実施

- ・ 心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、精神的なケアの充実を図ります。
- ・ 心身の回復と自立支援のため、女性自立支援施設的环境を整備し、医学的・心理的支援を行います。
- ・ ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、心身回復を支援します。【再掲】
- ・ 自分自身の安全を守り、安心して生活するための支援プログラムを実施します。【再掲】
- ・ 民間委託施設等を利用している当事者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。
- ・ カウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。
- ・ 精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。
- ・ 犯罪被害者等が受けた精神的被害について、二次被害を含め、早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。
- ・ 性犯罪・性暴力被害を受けた方に、初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する費用を負担します。
- ・ 犯罪被害者等に対し、精神的・経済的負担の軽減を図るため、被害者支援活動を実施します。
- ・ 犯罪被害者等への総合的な支援体制として、県、県警察、民間支援団体が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、相談支援を実施します。【再掲】
- ・ かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営し、性犯罪・性暴力の被害者等（男性や性的マイノリティを含む）の相談支援を実施します。【再掲】
- ・ 在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族の一時休息（レスパイト）のため、看護師等の訪問支援の費用を補助し、家族の心身回復を支援します。

(3) 加害行為の抑止

ア 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進

- ・加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。
- ・DV加害者プログラムについて国の動向を注視しつつ、プログラムを実施する民間団体への支援などに取り組みます。
- ・DVの未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を行います。【再掲】

(4) 子どもへの支援

ア 児童相談所と連携した支援

- ・DVや家族間暴力と児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。【再掲】

イ 心理的ケアの実施

- ・児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等と連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。

ウ 学習機会の確保

- ・同伴する子が教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援員を配置し学習支援を行うとともに、必要な情報提供をします。【再掲】
- ・一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が安心安全に過ごせる環境の整備に努めます。【再掲】
- ・生活困窮世帯の子どもの健全育成を図るため、福祉事務所に子ども支援員を配置するとともに、学習の場や社会性を育むための居場所づくりに取り組みます。
- ・日本語指導が必要な子どもに、日本語指導や学校生活における支援、相談などを行います。
- ・外国につながるのある子どもの学校内外の支援を、民間団体と連携して充実します。
- ・帰国・外国人児童・生徒等の受入から卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、地域人材と連携し、保護者を含めた支援体制の整備に取り組みます。
- ・子どもの転入等の手続きについて、適切な情報提供に努めます。

エ 就学金制度等の適切な運用及び情報提供

- ・授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。
- ・公・私立高等学校における各就学支援制度の審査において、状況に配慮した運用を行うとともに、適切な情報提供に努めます。
- ・高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親、又はひとり親家庭の児童が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合、対策講座の受講費用の一部を支給します。

オ 母子・ひとり親家庭への支援

- ・子どもを同伴している当事者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。
- ・児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに、受給のための証明書を発行する等円滑な運用に努めます。
- ・ひとり親家庭等への生活支援に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。
- ・ひとり親家庭等に医療費の一部を助成します。
- ・経済的に困窮するひとり親家庭等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長をするため資金を貸し付けます。
- ・ひとり親が別居親から安定・継続的に養育費を受け取ることができるよう、公正証書の作成経費や弁護士費用等の補助を行います。
- ・経済的困難を抱えた妊産婦の助産費用を支援します。

施策の方向8 女性自立支援施設等における切れ目のない支援

一時保護後の当事者の自立に向け、女性自立支援施設や、母子が利用しやすい支援施設、社会とのつながりを持った支援施設、民間団体が運営する支援施設など、中長期的に利用可能で安心かつ安全に生活できる環境づくりを推進し、一人ひとりの状況に応じ、自分らしく暮らすためのきめ細かな支援を行います。

地域生活への移行に際しては、孤立しないように、地域での生活再建を支える支援を実施します。

(1) 女性自立支援施設等における中長期的支援

ア 多様なニーズに応じた自立支援施設での支援

- ・女性自立支援施設を設置し、当事者が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、自立に向けた準備が行える体制を整備します。
- ・長期入所型支援施設の活用も行い知的障がい等がある当事者の自立を支援します。
- ・民間団体と連携し、母子が利用できる自立支援施設を設置します。
- ・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。【再掲】
- ・一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設²³を運営する民間団体を支援します。

イ 施設入所者への支援

- ・当事者の意思を尊重しつつ、日常生活を円滑に送るための生活支援を実施します。【再掲】
- ・日常の栄養管理、食生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた食生活管

²³ 「中長期支援施設」

ステップハウスとも言い、一時保護後の自立に向けた準備を行うための住まいをいう。

理の支援を行います。

- ・喫食量調査や、食事アンケートを実施し、入所者の食生活の充実を図ります。
- ・入所者の健康管理のため、定期健康診断及び婦人科検診を実施します。
- ・日常の健康管理、生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた服薬管理等の支援も行います。

ウ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮

- ・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある若年者や障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、相談者の立場に立った配慮を行います。【再掲】

(2) 施設退所後の支援

ア 退所後の支援

- ・女性自立支援施設の退所後、自立した生活を送る上で課題を抱えている退所者に、自立に向けた支援を行います。
- ・女性自立支援施設の退所者が他の退所者や職員と交流し、意見交換や情報交換等ができる場を提供します。

イ 地域における支援

- ・地域で生活するための相談や情報提供を実施します。
- ・新たな地域で自立生活を始める場合、当事者の意向を確認し、必要な支援を引き継ぎます。
- ・自立生活を始める当事者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。
- ・各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが当事者に同行します。

9 数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり、数値目標を設定します。数値目標は本計画全体に係るものと、「8 具体的な取組み」で示した各「施策の方向」ごとに設定をします。

No.	分類	項目
1	全体	「日々の生活に悩みや課題を抱える女性を社会全体で支援できている」と思う人の割合
2	全体	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①平手で打つ ②何を言っても長時間無視し続ける ③大声でどなる ④生活費を渡さない ⑤交友関係や電話などを細かく監視する ⑥いやがっているのに性的な行為を強要する
3	全体	恋人同士の間で起こる暴力が「デートDV」に当たることについての周知度 ①全体 ②10・20代
4	施策1	支援調整会議の設置市町村数
5	施策1	女性支援法に基づく基本計画の策定市町村数
6	施策1	DV防止法に基づく基本計画の策定市町村数
7	施策2	支援者向け研修受講者の理解度
8	施策3	困難な問題を抱える女性のための居場所の提供（参加機会）の回数
9	施策4	DV防止啓発講座（デートDV含む）の受講者の理解度
10	施策4・5	かながわ女性の困りごと相談室のLINEの友達登録者数
11	施策4・5	DV被害者相談窓口の認知度
12	施策4・5	男性DV被害者相談窓口の認知度
13	施策4・5	DV相談LINEの友達登録者数
14	施策5	DV相談LINEの利用者が役に立ったと評価した割合
15	施策6・7	女性相談支援センターにおける支援に関して利用者の評価 ①職員は話しやすかったか ②保育や学習はどうだったか ③面接、各種情報提供は役に立つと思うか
16	施策7・8	女性自立支援施設において設定した自立に向けた目標の達成度

(※) *は2022年度の現状値

現状値	目標値					No.
	2023 (※)	2024	2025	2026	2027	
10.7%	11.9%	13.1%	14.4%	15.7%	17.0%	1
*①78.8% *②54.9% *③59.8% *④72.1% *⑤53.7% *⑥86.9%	—	—	—	—	①～⑥ 2022年度より増加すること	2
①30.2% ②46.6%	①31% ②48%	①32% ②50%	①33% ②52%	①34% ②54%	①35% ②56%	3
—	—	—	—	—	33自治体	4
4自治体	—	—	—	—	33自治体	5
31自治体	—	—	—	—	33自治体	6
—	90%	90%	90%	90%	90%	7
*55回	110回	110回	110回	110回	110回	8
—	90%	90%	90%	90%	90%	9
*90人	410人	580人	750人	920人	1,100人	10
80.8%	86%	90%	95%	100%	100%	11
24.8%	27%	30%	33%	36%	40%	12
*10,990人	13,600人	14,900人	16,200人	17,500人	18,800人	13
*78.7%	80%	80%	80%	80%	80%	14
—	90%	91%	92%	93%	94%	15
—	85%	85%	85%	85%	85%	16

第5章 推進体制

当事者支援の施策の推進に当たっては、市町村等の関係機関や民間団体と連携・協働して取り組んでいきます。また、計画を推進する中で、必要に応じて施策・事業の見直し、充実を図ります。

1 神奈川県男女共同参画審議会

県の附属機関として、男女共同参画の推進に関する重要事項や県民等から申出があった提案等の処理について、知事の諮問に応じて調査・審議し、その結果を報告し、又は知事に意見を建議します。また、毎年度、計画の進捗状況について、評価を行います。

2 神奈川県共生推進本部

知事を本部長とする県庁内の意思決定機関で、各局長等が構成委員となっています。男女共同参画審議会の意見を踏まえ、当事者支援策にかかわる計画の策定や推進について総合的な企画や調整を行うことにより、施策を推進します。

3 かながわ困難な問題を抱える女性等支援調整会議（仮称）

県、市町村、民間団体、関係機関等を構成員とし、当事者への支援について協議、情報交換等を実施します。本計画では県が主催する会議体について記載します。

（1）会議の性格

- ア 女性支援法第15条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成する会議体です。
- イ DV防止法第5条の2に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関等により構成する会議体です。

（2）目的

<代表者会議>（全県域が対象）

- ア 地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること。

<実務者会議>（県福祉事務所所管域²⁴が対象）

- イ 支援の実施における留意事項の共有や、関係者間で顔の見える関係性を構築し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携のあり方を明確化すること。

²⁴ 「県福祉事務所所管域」

女性支援事業を所管する県福祉事務所の所管域（県内町村部の葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村）のことをいう。

<個別ケース検討会議>（県福祉事務所所管域が対象）

ウ 健康状態が許さない場合等の例外を除き当事者の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供し本人が選択できるよう、様々な視点から検討し協議すること。

（3）構成員**（想定される機関の例）**

県・市町村の女性支援担当部局、DV被害者支援担当部局、福祉事務所、女性相談支援センター、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている民間団体、女性相談支援員、女性自立支援施設、困難な問題を抱える女性等に関し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している民間団体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関など。

（4）会議のあり方の検討

会議の組織後も、会議体の効果的、効率的な設置、運用のあり方について、構成員からの意見及び支援の実情に合わせて、引き続き検討を進めていきます。また、本会議体で取り扱う情報は、当事者の高度な個人情報を取り扱うことになり、構成員等には守秘義務が課されている（女性支援法第15条第5項及び第23条）ことから、その情報の取扱いについては、十分に留意します。

参考

1 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況

(1) DV

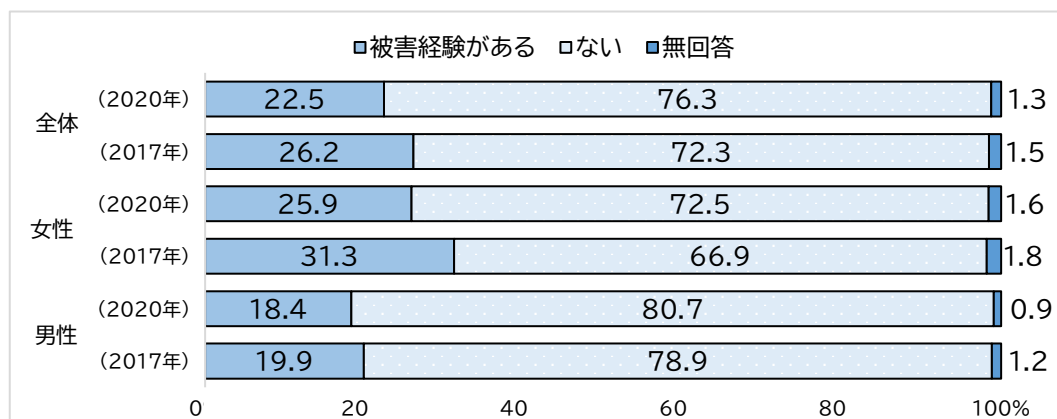
暴力は重大な人権侵害であり、誰に対しても決して許されるものではありません。しかし、DVは、家庭内など、外部からはその発見が困難な場において行われることから、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。その一方で、社会全体の問題とは扱われにくく、当事者の人権が十分に保護されてきたとはいえない状況です。

当事者は、多くの場合女性です。これは、性別によって役割を分けて考える固定的な性別役割分担意識²⁵が根強いことにより、経済的・社会的に自立が困難な状況に置かれた女性が、暴力を我慢せざるを得ない場合が多いことも、理由の一つとして考えられます。DVは、性別にかかわらず、すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会を実現する上で、克服すべき大きな課題です。

ア DVに対する意識の状況

2020（令和2）年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（以下「国の調査」という。）によると、女性の約4人に1人（25.9%）、男性の約5人に1人（18.4%）が「DV被害の経験がある」と回答していますが、2017（平成29）年の同調査と比較するとその割合は減少しています。

図表 参考1—1：配偶者からの被害経験の有無（全国）



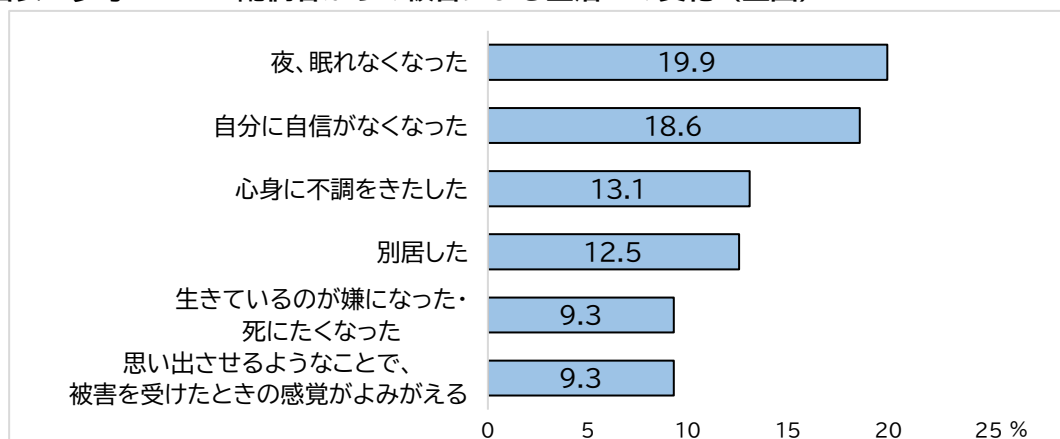
●出典：2017、2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

上記国の調査で、配偶者から被害を受けたことで生活上の変化があったかを聞いたところ、「夜、眠れなくなった」や、「自分に自信がなくなった」などの回答が多くなっており、DVの被害は当事者の心身に深刻な影響を及ぼします。

²⁵ 「固定的な性別役割分担意識」

「家事・育児は主として女性が担うもの」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

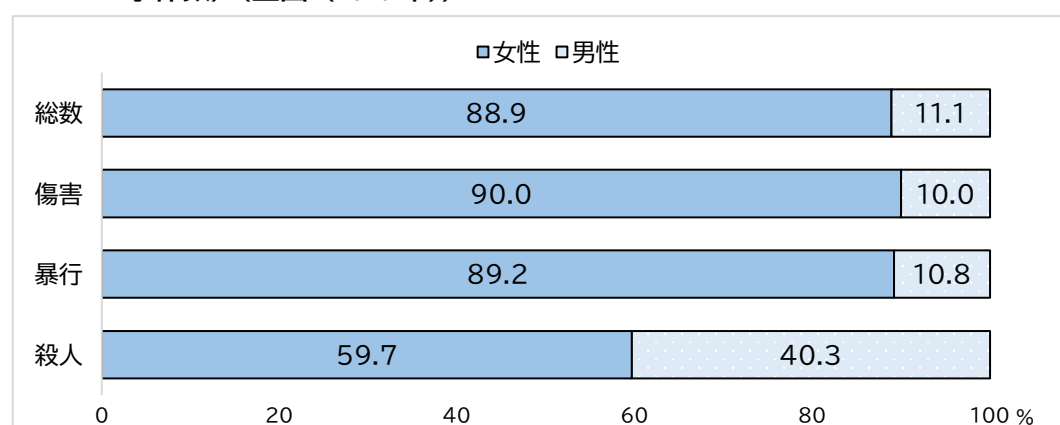
図表 参考1—2：配偶者からの被害による生活上の変化（全国）



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

2020（令和2）年に検挙された配偶者間における犯罪のうち、女性の被害者は9割弱であり、特に傷害と暴行について、女性の被害者が圧倒的に多くなっています。

図表 参考1—3：配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数）（全国（2020年））



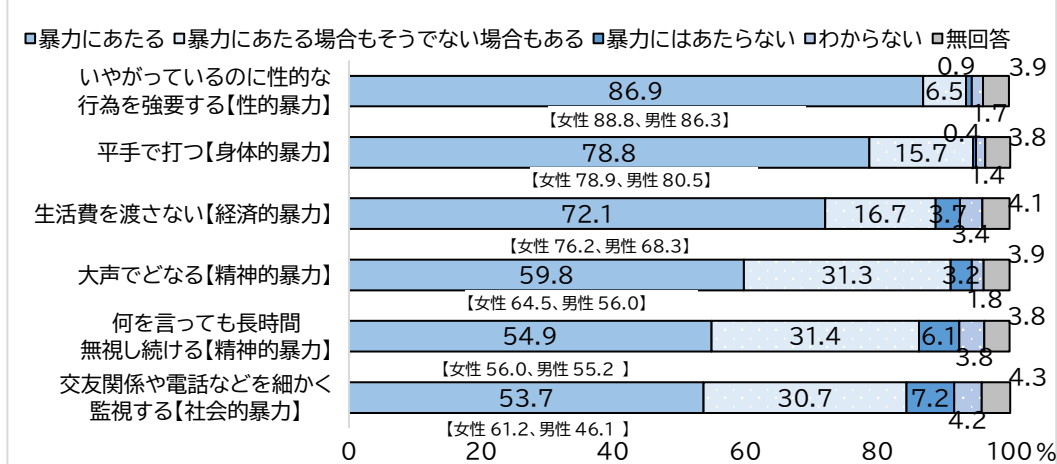
●出典：2021年「令和3年版男女共同参画白書」（内閣府） ※警察庁資料より作成

DVを受けることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなります。性別によって役割を固定的に分ける「固定的性別役割分担意識」は、「男は仕事・女は家庭」といった考え方に代表的に見られますが、そうした根強い意識が、DVに対する理解がなかなか進まない状況や、DVを受けても経済的・社会的自立の困難さから暴力を我慢せざるを得ない状況等に影響を与えているとも考えられます。DVは県民の意識から変えていくべき身近で重大な問題であり、女性と男性がお互いを尊重し合う男女共同参画社会実現のため、男女を問わず、DVの根絶に向けて取り組む必要があります。暴力はいかなる場合も絶対に許されないことについて、理解を深めるための啓発が必要です。

参考1 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況

2022（令和4）年度に実施した県民ニーズ調査（以下「県の意識調査」という。）において、夫婦間の暴力に該当する図表1-4に掲げる6つの行為について、暴力として認識しているか聞いたところ、身体的暴力である「平手で打つ」を除き女性より男性の割合が低くなっています。また、精神的暴力や社会的暴力に対する認識は、性的暴力や身体的暴力と比較して割合が低くなっています。一方で、2017（平成29）年度と同調査と比較し、「交友関係や電話などを細かく監視する」の認識割合が倍以上増加していますが、DVへの理解をさらに深めるため、引き続き啓発が必要です。

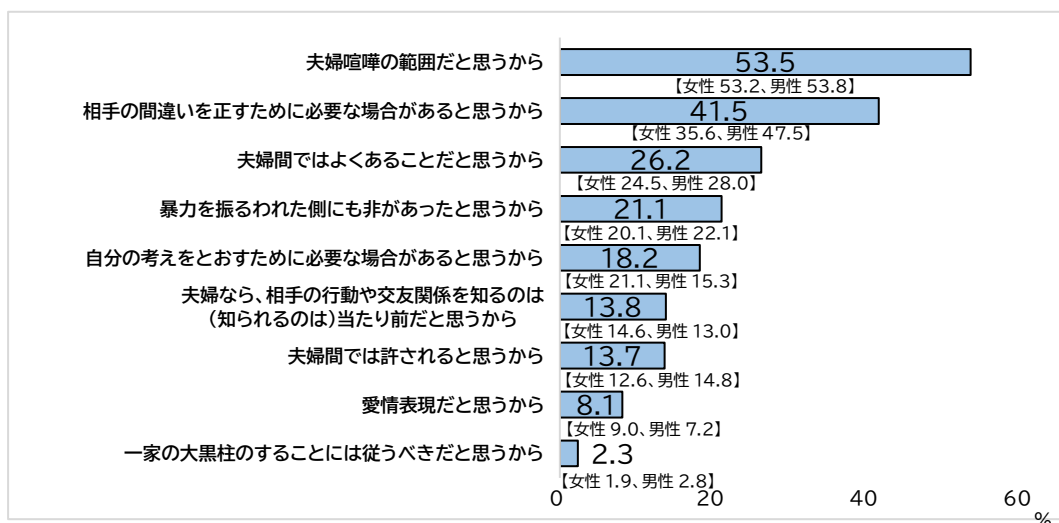
図表 参考1-4：夫婦間での暴力行為における暴力（DV）としての認識（神奈川）



●出典：2022年度「県民ニーズ調査」

国の調査においても、夫婦間で暴力と認識される行為について聞いていますが、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」や「暴力にあたるとは思わない」と答えた人に対して、その理由を聞いたところ、「夫婦喧嘩の範囲だと思うから」が最も多く5割以上となっています。次いで「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」が4割以上に上りますが、女性と男性の認識割合に約12ポイントの差が出ています。

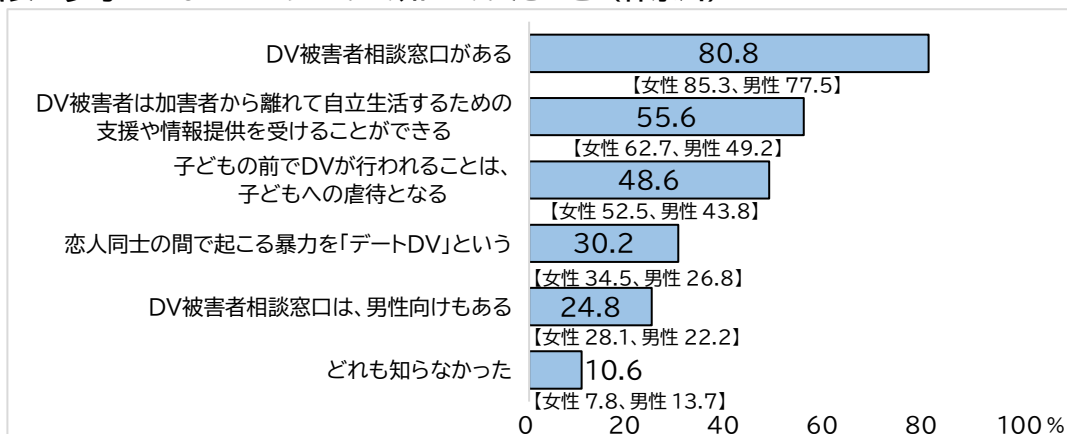
図表 参考1-5：暴力にあたらない場合があると思う理由（全国）



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

県の意識調査によると、DV被害者相談窓口があることを知っている人は約8割で、2017（平成29）年度と同調査（77.5%）を上回っています。一方で、男性向け相談窓口もあることを知っている人は3割に満たない状況になっています。また、デートDVという言葉は、認知度が約3割であり、DVについての理解は十分とは言えない状況です。

図表 参考1-6：DVについて知っていたこと（神奈川）



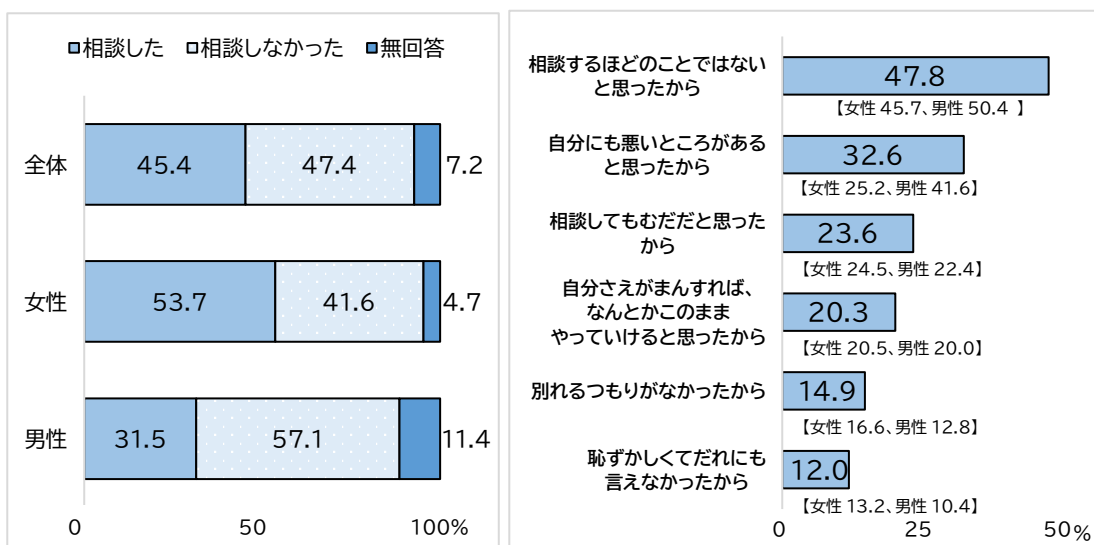
●出典：2023年度「県民ニーズ調査」

被害を受けた当事者の実数を把握することは非常に困難ですが、国の調査によると、配偶者から暴力を受けたとき、相談しなかった人が半数程度であることから、DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的な当事者は、未だに多いと考えられます。

DVに悩む人が、誰でも、早めに相談することができるよう、男性向けも含めた相談窓口の周知をさらに進めるとともに、DVの発生自体を予防するため、特に若年層など、早い時期から暴力に対する理解を深めるための啓発を行うなど、重点的に取り組む必要があります。

図表 参考1-7：配偶者からの暴力の相談の有無（全国）

（相談しなかった理由）

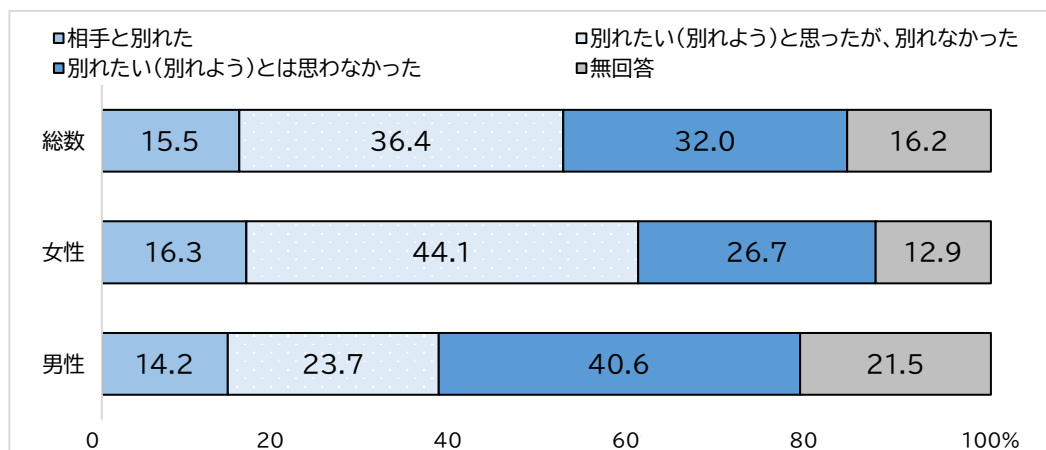


●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

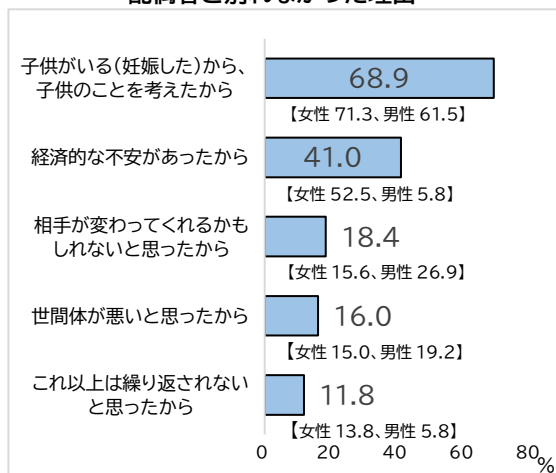
参考1 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況

DV被害を受けたとき、相手と別れることをためらう当事者は少なくありません。国の調査によると、配偶者から何らかの被害を受けたとき、「相手と別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人は 36.4%で、男性より女性の方が割合が高くなっています（女性 44.1%、男性 23.7%）。別れなかった理由としては、「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」が 68.9%で最も多く、次いで、男女間の差が最も大きい「経済的な不安があったから」が 41.0%（女性 52.5%、男性 5.8%）でした。子どもが原因で別れなかった主な理由として最も多かったのは、「子供をひとり親にしたくなかったから」で 56.8%でした。当事者の自立に当たっては、住居や就労、経済面など、生活基盤を支えるための支援に加えて、心の回復など、安定した生活に向けた支援が必要です。また、子どもを同伴している場合、母子ともに心のケアや、子どもの就学や保育に関する支援など、多岐にわたる支援が必要です。

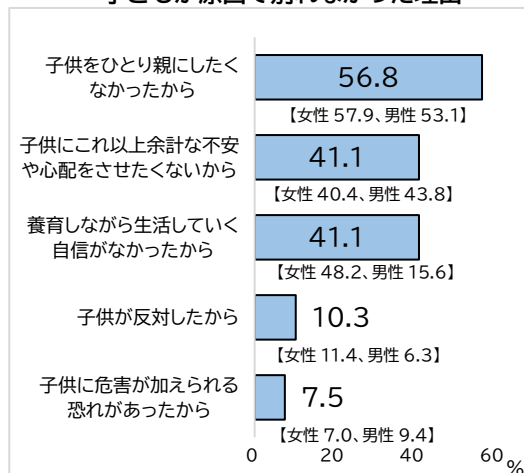
図表 参考1—8①：配偶者から被害を受けたときの行動（全国）



1—8②：（※1—8①で「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」と答えた人が対象）
配偶者と別れなかった理由



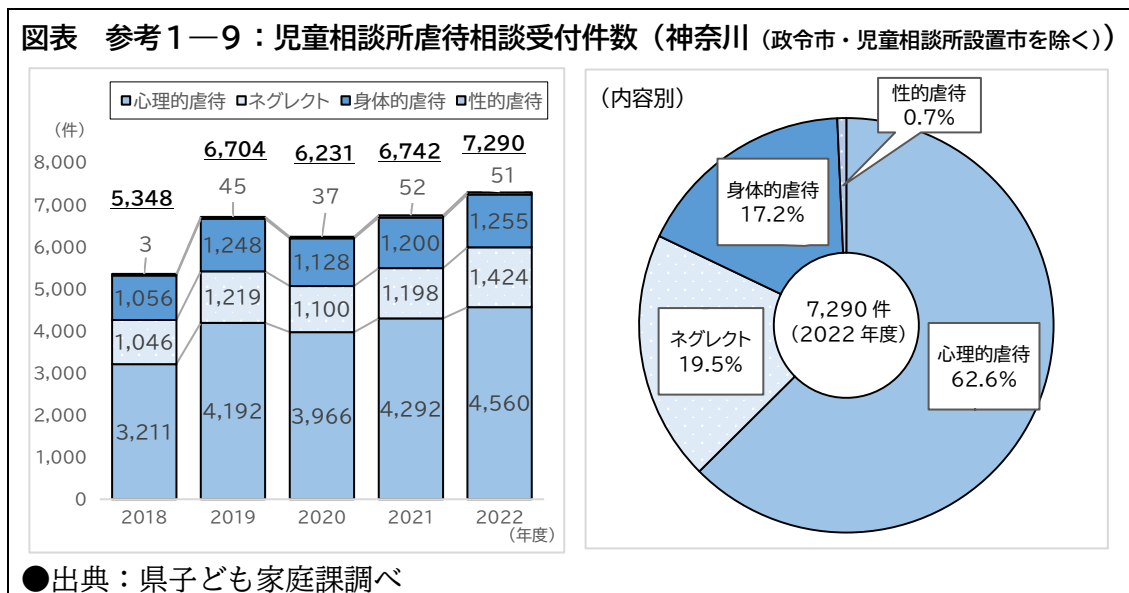
1—8③：（※1—8②で「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」と答えた人が対象）
子どもが原因で別れなかった理由



●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

(イ) 面前DVや児童虐待の影響

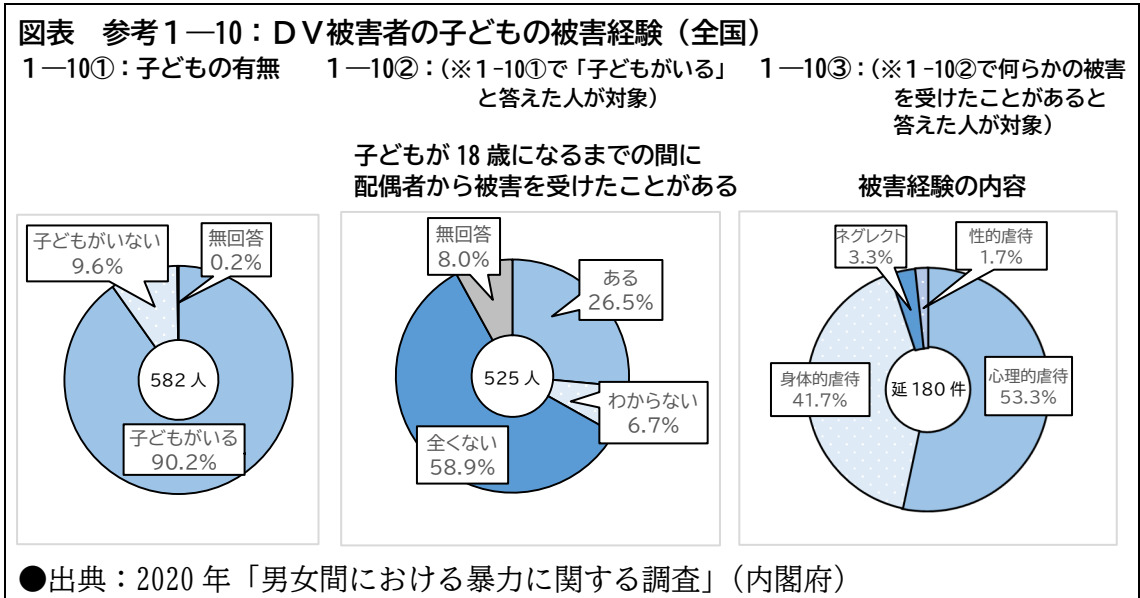
「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」において、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（以下「面前DV」という。）は、児童虐待（以下「心理的虐待」という。）に当たるとされています。神奈川県所管の児童相談所で受け付けた虐待相談受付件数は増加していますが、そのうち、面前DVを含む「心理的虐待」は、2022（令和4）年度には全体の6割を超えています。



国の調査によると、当事者の約9割が「子どもがいる」と答えており、面前DVが起こる危険性が高いことが懸念されます。その内、約4人に1人、子どもも加害者から被害を受けたことがあると答えており、その被害内容は「心理的虐待」が最も多く5割を超えています。当事者が、けが等の身体的な影響だけでなく、精神的な影響を受けることがあります。当事者が、けが等の身体的な影響だけでなく、精神的な影響を受けることがあります。面前DVを目撃した子どもにも、様々な心身の症状が表れることがあります。子どもを守るためには、社会全体がDVの与える影響について理解することが大切です。

このように、当事者が同伴している子どもも虐待を受けている場合があります。当事者と子どもの両方に対して、心身のケアをはじめとする生活上の支援のほか、子どもが一時保護中に学習を受ける機会を確保することも重要です。

参考1 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況

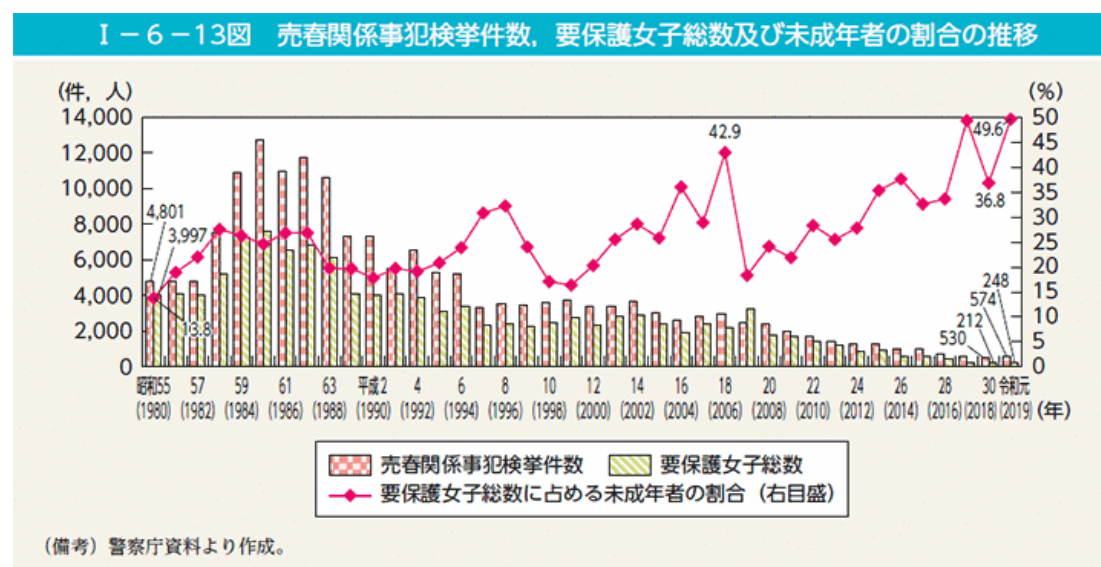


(2) 売春・性的搾取

売春を行う女性への支援は、敗戦後の混乱した風紀下において、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（要保護女子）」を保護・更生するため、売春防止法に基づき実施されてきました。時代が下るにつれて、「売春」以外の生活困難や家庭環境の問題等の様々な課題を抱えた女性が女性支援事業の対象となった経緯があります。本県においては、近年、売春を主訴とする一時保護はみられなくなっています。

一方で、売春が完全になくなったわけではありません。国の調査によると、2019（令和元）年は、要保護女子総数は248人のうち未成年者が占める割合は49.6%であり、前年に比べ12.8ポイント増加しています。性的搾取による被害が「性非行」として捉えられやすい若年女性については、その背後にある虐待、暴力、貧困、家族問題、孤立、障がいなどの問題を十分に踏まえつつ、児童相談所等の関係機関と連携しつつも、困難な問題を抱える女性への支援として、制度の狭間に落ちることのないよう対応する必要があります。

図表 参考1—11：売春関係事犯検挙件数、要保護女子及び未成年者の割合の推移（全国）



●出典：2020年「令和2年度版 男女共同参画白書」（内閣府）

コラム 売春防止法の改正

女性支援法の成立とともに、売春防止法は改正されました。改正売春防止法では、法の目的から「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずる」という文言が削除されるとともに、「要保護女子」を婦人補導院に収容し、「補導処分」に付することを定めた第3章（第17条から第33条）及び「要保護女子」の「保護更生」に関することを定めた第4章（第34条から第40条）は削除されました。

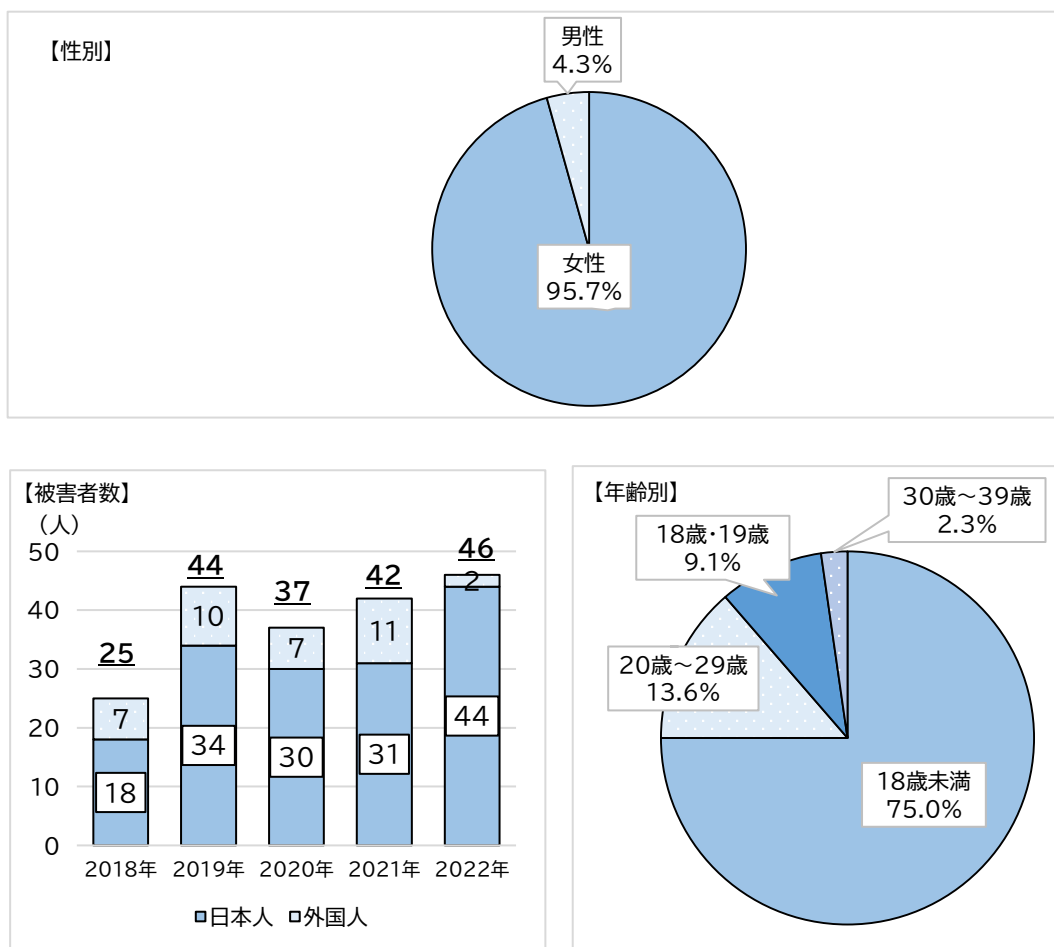
現在では法の目的を定めた第1章（第1条から第4条）、売春を違法とし、刑事処分を定めた第2章（第5条から第16条）のみの構成となっています。

(3) 人身取引被害

人身取引は、「トラフィッキング」とも言われ、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもを別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、回復困難な傷を負わず重大な人権侵害であり、人道的な観点から迅速・的確な対応が求められます。

人身取引被害者のほとんどは女性です。また、日本人だけでなく、フィリピン人やタイ人など外国人も被害を受けています。2022（令和4）年における日本人被害者を年齢別にみると、18歳未満が4分の3を占め、30歳代までの若年層が被害にあっています。

図表 参考1—12：人身取引事犯の被害者（全国）



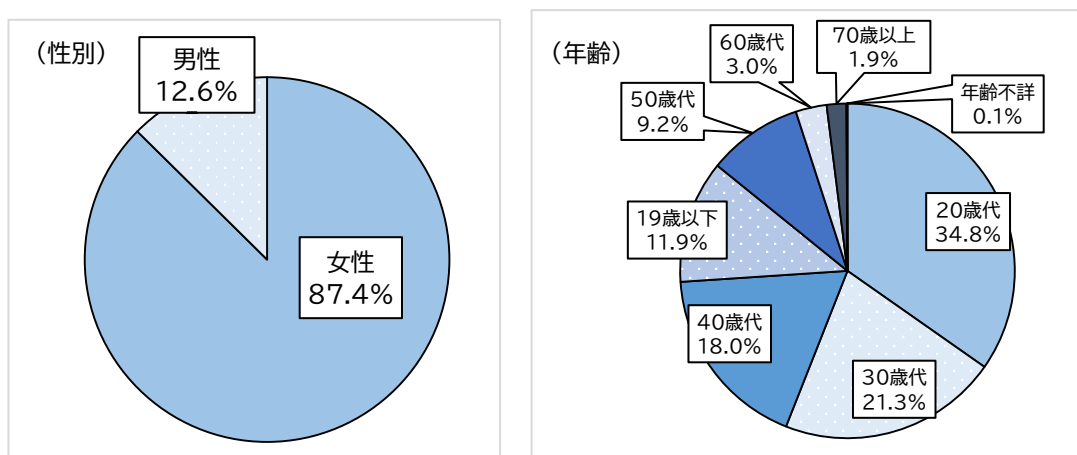
●出典：【性別】人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について（令和4年度年次報告書）（人身取引対策推進会議）
 【被害者数】、【年齢別】「令和4年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯等の取締り状況について」（警察庁）

(4) ストーカー行為による被害

ストーカー行為とは、恋愛感情などの好意の感情やその感情が満たされなかったことによる恨みの感情から、同一の相手に対して待ち伏せ、押しかけ、監視していると告げる、無言電話などのつきまとい行為や、承諾なく相手の位置情報を取得する行為を繰り返して行うことをいいます。ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強いものが多く、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるため、一人で悩まず、早期に警察に相談することが必要です。

2022（令和4）年におけるストーカー事案の被害者は、約9割が女性です。また、被害者を年齢別で見ると、20歳代が最も多く34.8%、次いで30歳代が21.3%となっており、20～30歳代で5割以上を占めています。

図表 参考1—13：ストーカー事案の被害者（全国）



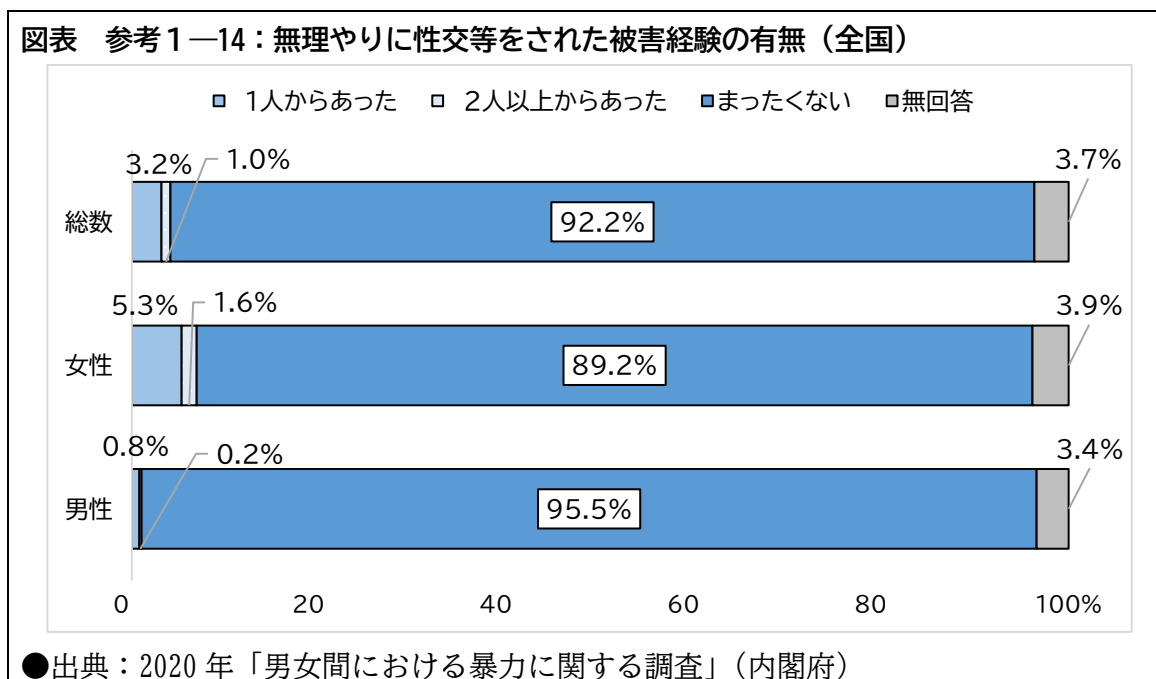
●出典：「令和4年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」（警察庁）

(5) 性犯罪・性暴力

「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等の被害にあわれた方は、二次被害²⁶も含めて深刻な状況に直面しています。性犯罪・性暴力の被害にあわれた方は、早い時期に適切な支援を受けることが早い回復につながると言われています。

国の調査によると、これまでに、相手の性別を問わず、無理やり（暴力や脅迫を用いられたものに限らない）に性交等（性交、肛門性交又は口腔性交）されたことがあるかを聞いたところ、「1人からあった」が3.2%、「2人以上からあった」が1.0%で、被害経験がある人は4.1%でした。

性別で見ると、被害経験のある女性は6.9%、男性は1.0%でした。



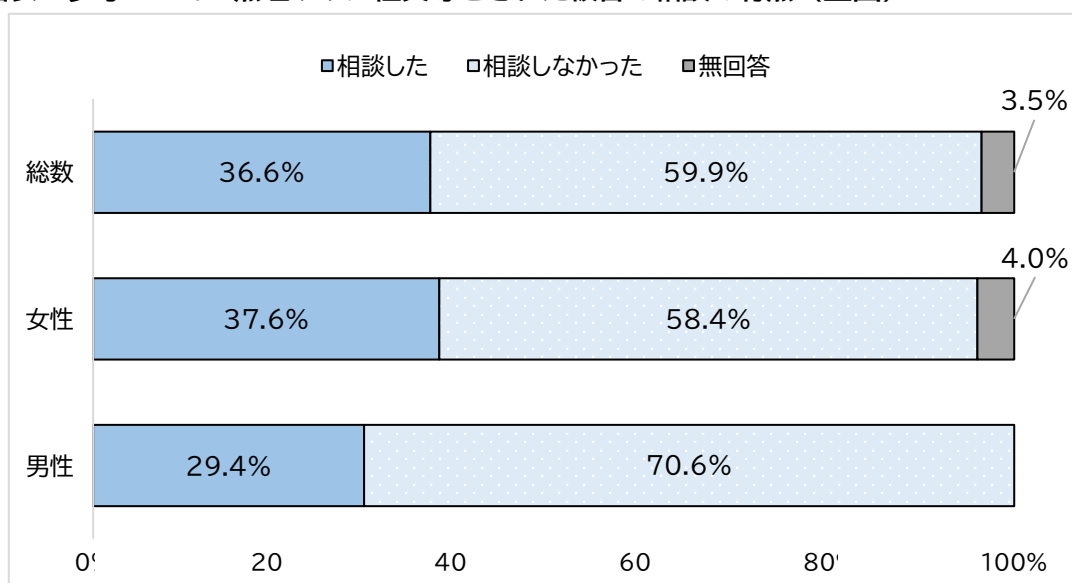
無理やりに性交等をされた被害があった人（142人）に、その被害について、だれかに打ち明けたり、相談したりしたかを聞いたところ、「相談した」は36.6%、「相談しなかった」は59.9%でした。

性別で見ると、被害経験のある女性の58.4%、男性の70.6%が「相談しなかった」と回答しました。

²⁶ 「二次被害」

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。

図表 参考1—15：無理やりに性交等をされた被害の相談の有無（全国）

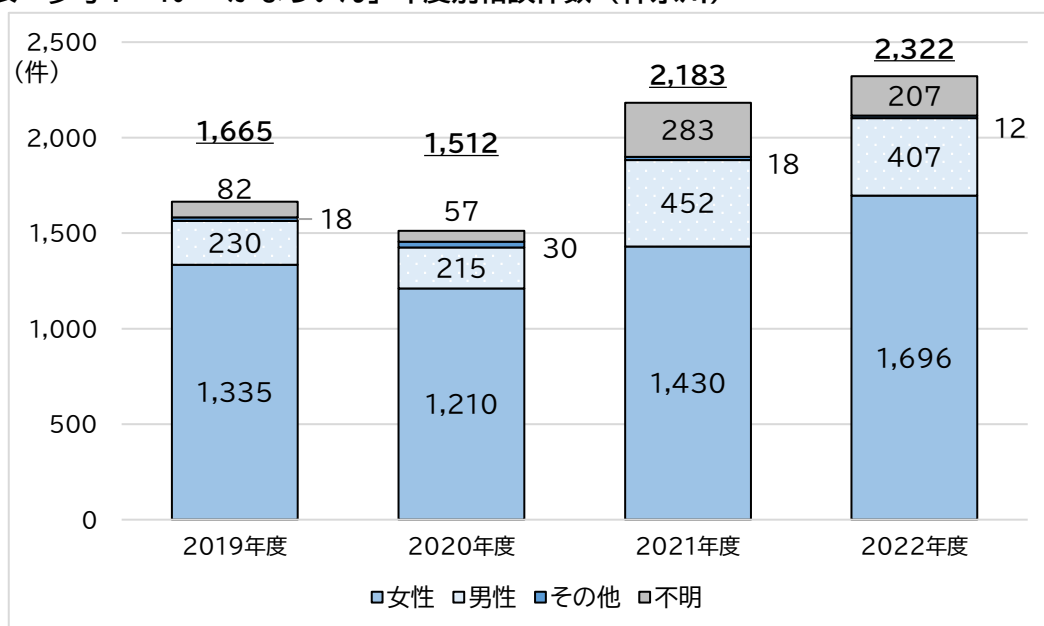


●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

県では、必要な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、2017（平成29）年8月にかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を開設し、24時間365日相談を受けており、相談件数は増加傾向です。2022（令和4）年度の相談件数は2,322件で、前年度と比較すると6.4%増でした。

相談者の性別では、女性が全体の73.8%を占め、男性が17.0%、その他が1.0%、不明が8.2%でした。

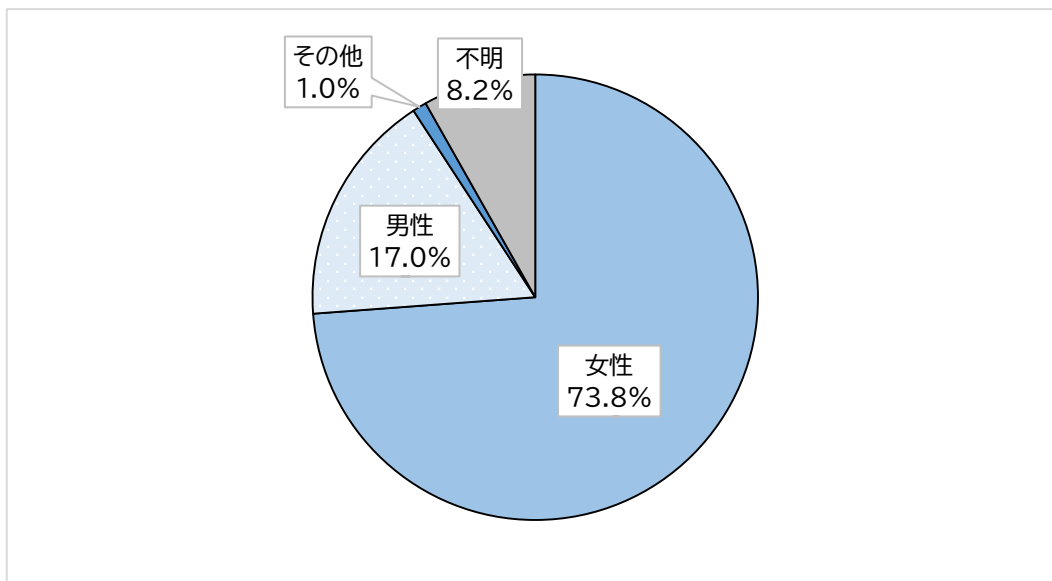
図表 参考1—16：「かならいん」年度別相談件数（神奈川）



●出典：県くらし安全交通課調べ

参考1 女性等を抱えるそれぞれの問題の状況

図表 参考1—17:「かならいん」相談者の性別内訳(神奈川県)
(2019(令和元)年度から2022(令和4)年度)

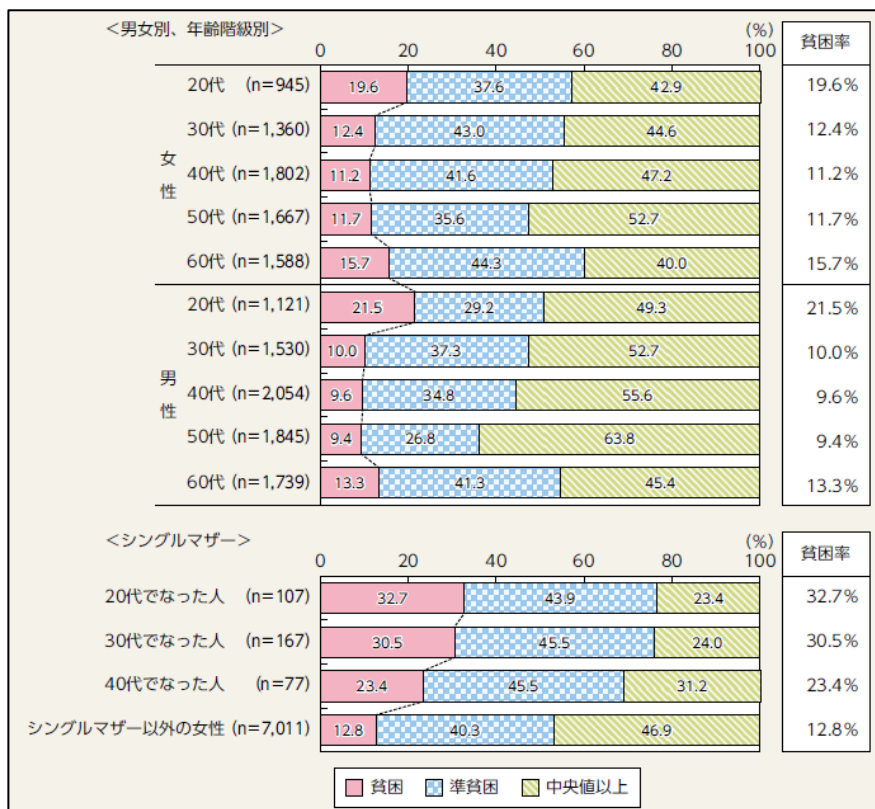


●出典：出典：県くらし安全交通課調べ

(6) 貧困・生活困窮

国の調査において貧困率²⁷を年齢別にみると、20代では男性の方が高く、30代以降は女性の方が高くなっています。また、シングルマザーとなった人の貧困率が高くなっています。理由としては、育児等のため、無業もしくは非正規雇用を選んでいる（いた）、また、そのような働き方の積み重ねの結果として、経済的基盤が弱い等、女性ならではの貧困に至る背景があります。

図表 参考1—18：貧困率（男女別、年齢階級別、シングルマザー）（全国）



●出典：2022年「令和4年度版男女共同参画白書」（内閣府）

²⁷ 「貧困率」

等価可処分所得の中央値の半分を貧困線といい、世帯の等価収入が貧困線未満である割合のこと。

(7) 妊娠・出産等

予期しない妊娠等により、周囲に相談できず、産科医療機関の受診や市町村への妊娠届を提出せず、出産するまで支援につながらない妊婦は少なからず存在しています。こうした場合、誰にも相談できずに出産し、出産後に子どもを死亡させてしまうなど、痛ましい事案に至ることがあります。また、産後うつ等の周産期メンタルヘルスは、妊婦の自殺や虐待等の重要なリスク因子と言われています。このため、市町村と産科医療機関などの関係機関が受診や相談を契機に、支援を必要とする妊婦を早期に発見、速やかに情報共有し、早期に支援機関が手厚い支援を行うことが必要です。

(8) 孤独・孤立

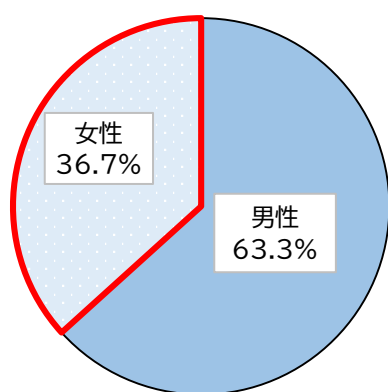
新型コロナウイルスのまん延に伴い、女性の非正規雇用労働者の減少や、自殺者の増加等、コロナ禍で人と人との接触機会が減少し、孤独・孤立状態におかれたことで、困難な問題を抱える女性が自力で支援にたどり着けず、ますます課題が深刻化しました。孤独・孤立を抱えた女性には、社会とのつながりを持つことができるよう、寄り添い型の支援が必要です。

また、国の調査によると、ひきこもりの状況にある人に占める女性の割合は、これまで2～3割程度でしたが、2022（令和4）年度の調査では5割以上を占める結果となり、家事や育児、介護などに追われ、社会との関わりが希薄になった女性が、ひきこもりの状況にあることが顕在化しました。ひきこもりの状況になった理由は、新型コロナウイルス感染症の流行のほか、妊娠、退職、介護など様々であるため、その理由に応じた適切な情報提供及び相談支援のほか、女性同士が交流できる居場所づくりが必要です。

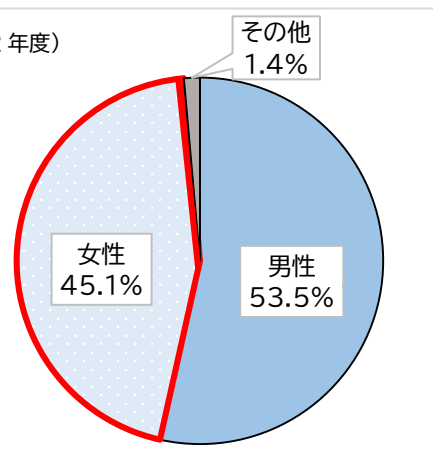
図表 参考1—19：ひきこもりの状況（全国）

【15～39歳】

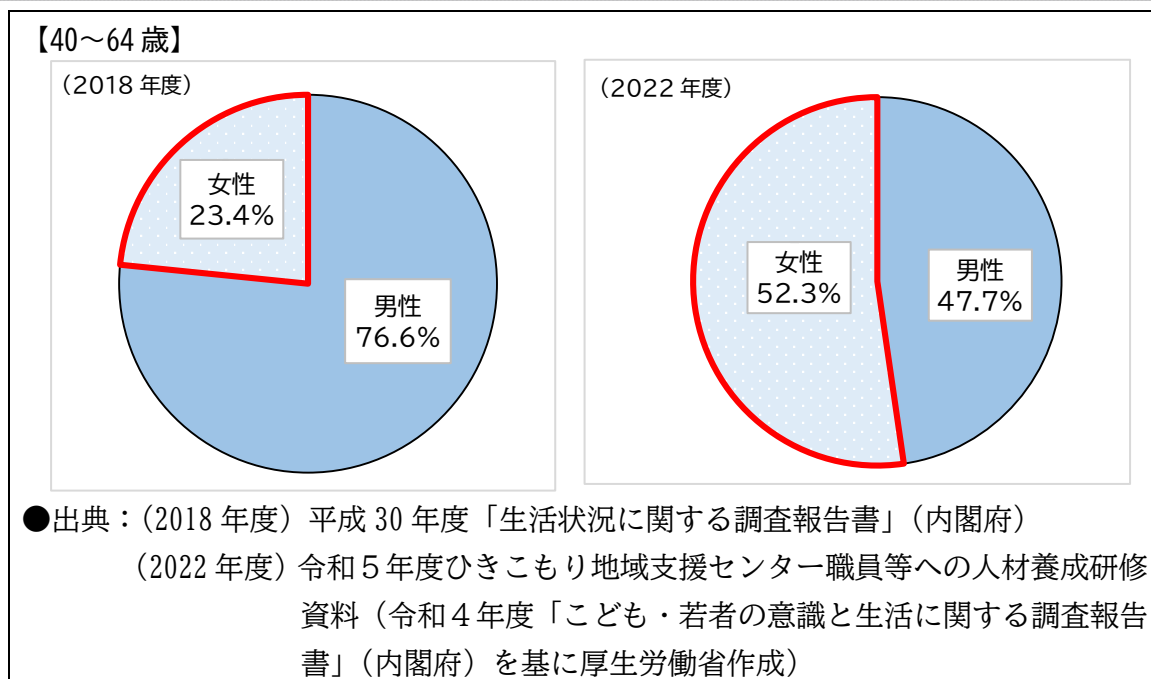
(2016年度)



(2022年度)



●出典：(2016年度)平成28年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)
 (2022年度)令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査報告書」
 (内閣府)

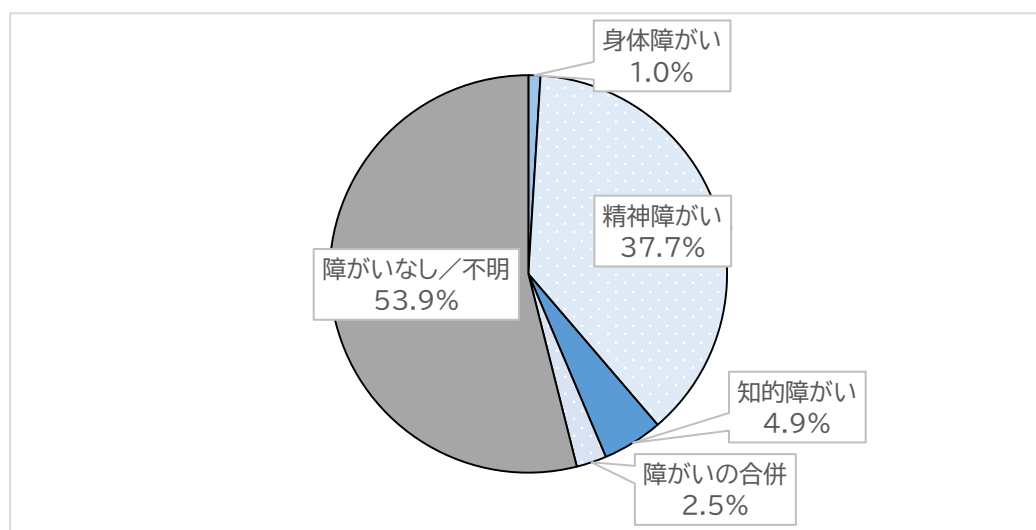


(9) 様々な障がい

2022(令和4)年度の一時保護所入所者のうち、多くの方に身体障がい、知的障がい、精神障がい又はそれらが重複した障がいがありました。また、市町村等や民間支援団体へヒアリングしたところ、統計的な数字には表れないものの、相談者のうち、何らかの障がいがある人が多い、という状況があります。

自立支援に向けては、生活基盤を整えるための支援だけでなく、日常生活支援、精神的なケアなど、その人の状況に応じた女性福祉、障がい者福祉の両面からの支援が必要です。

図表 参考1—20：一時保護における障がいの状況(神奈川)(2022 年度)



※身体障がいについては、身体障害者手帳所持者の数

※知的障がいについては、療育手帳所持者の他、女性相談支援センターが行った医学的判定・心理学判定に基づいた数

※精神障がいについては、手帳所持の者のほか、診断名がない場合でも、精神科等への受診、入院、通院、精神科薬の服薬経過がある者も含んだ数

●出典：県共生推進本部室調べ

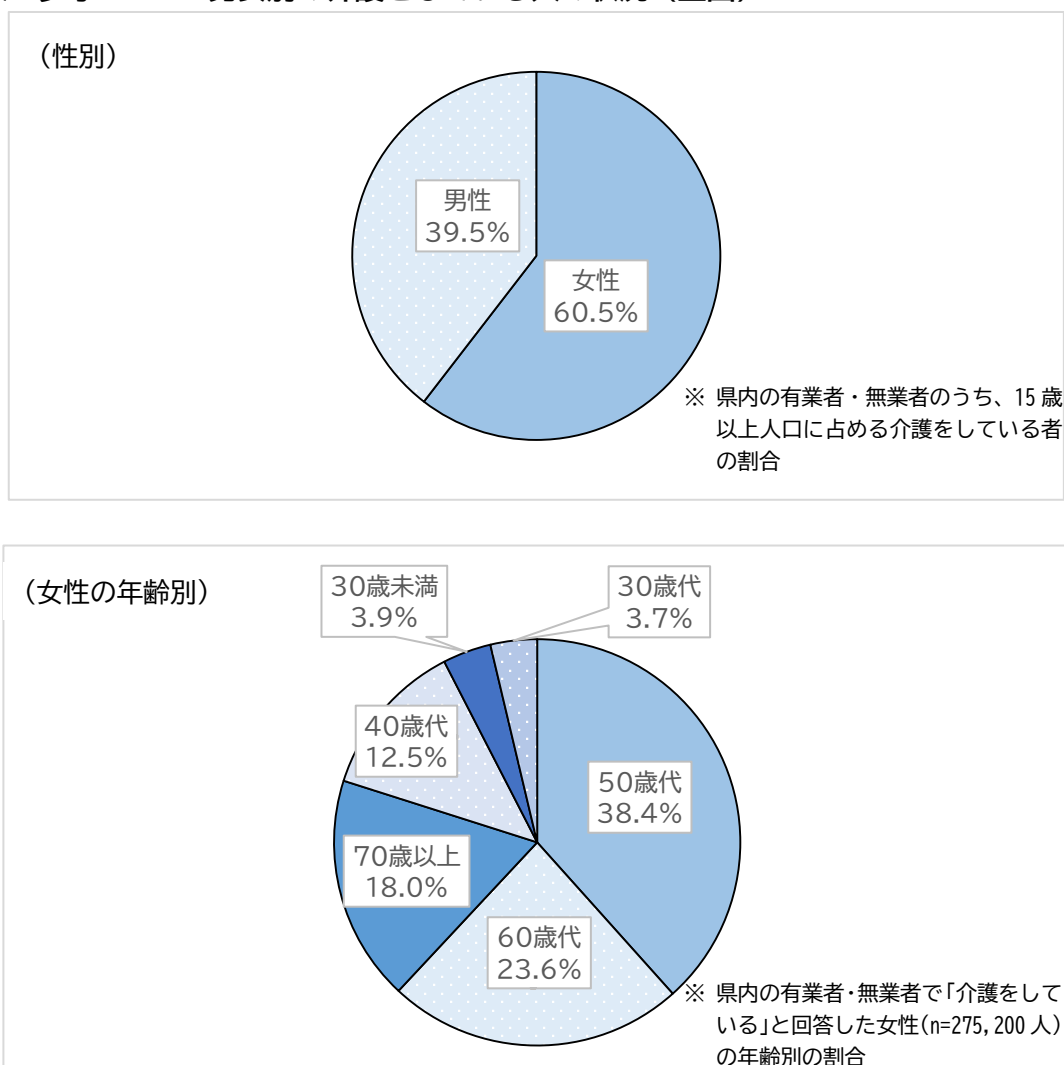
(10) ケアラー

ケアラーとは、介護や看病を必要とする身近な人をケアしている人のことで、18歳未満の子ども（ヤングケアラー）、若者、育児と介護などのダブルケアを担っている人、老々介護をしている人など、全世代にわたって存在しています。

総務省が2022（令和4）年に行った調査によれば、県の15歳以上人口で「介護をしている」と回答した人のうち、60.5%が女性です。ケアラーの中には、一日中つきっきりでケアをせざるを得ない等の過度なケア負担により、自分の望む人生や日々の暮らしが送れなかったり、不本意な離職等が重なって社会との接点がなくなり、孤立に追い込まれている人もいます。

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の望む人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して社会全体で支援することが必要です。

図表 参考1—21：男女別の介護をしている人の状況（全国）



●出典：2022年「就業構造基本調査」（総務省）

2 支援の状況

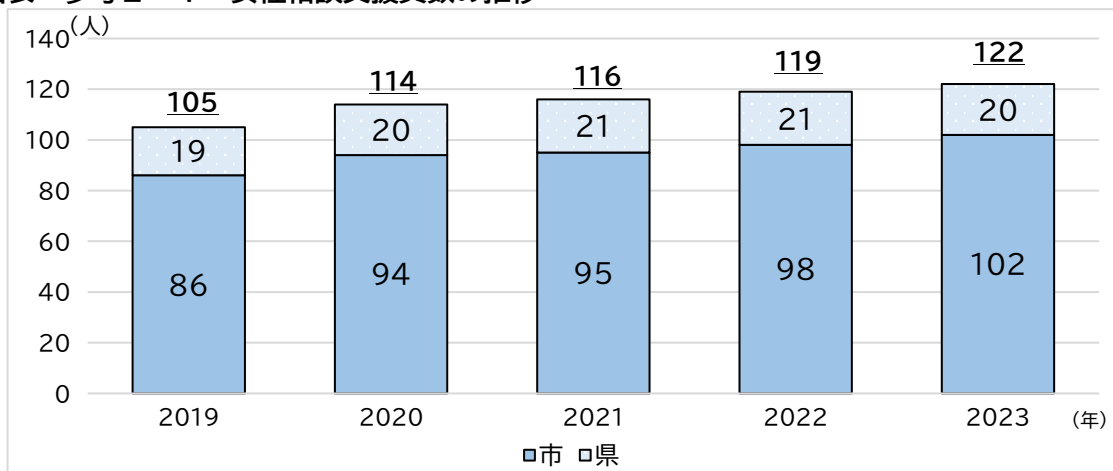
(1) 相談支援の状況

ア 女性相談支援員

(ア) 女性相談支援員の配置状況

県全体では122名(2023(令和5)年4月1日現在)の女性相談支援員が勤務しています。2019(令和元)年と比較すると17名増加しており、県内どこの市町村にお住まいでも当事者が相談できる体制となっています。

図表 参考2-1：女性相談支援員数の推移

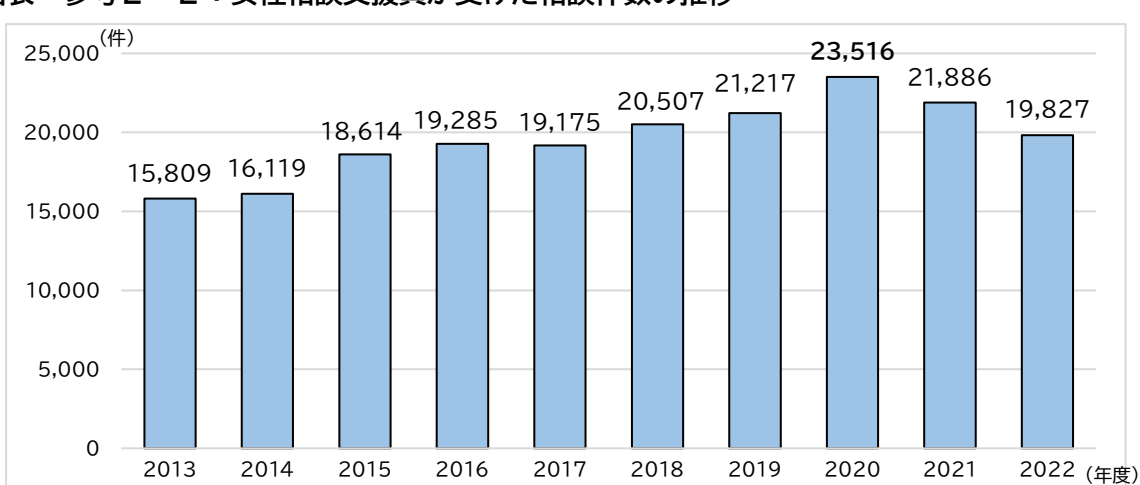


●出典：県共生推進本部室調べ

(イ) 女性相談支援員が受けた相談件数の推移

県内の女性相談支援員が受け付けた件数をみると、新型コロナウイルス感染症のまん延当初の2020(令和2)年度は、23,516件と一時的に増加しましたが、近年は20,000件前後で推移しています。

図表 参考2-2：女性相談支援員が受けた相談件数の推移

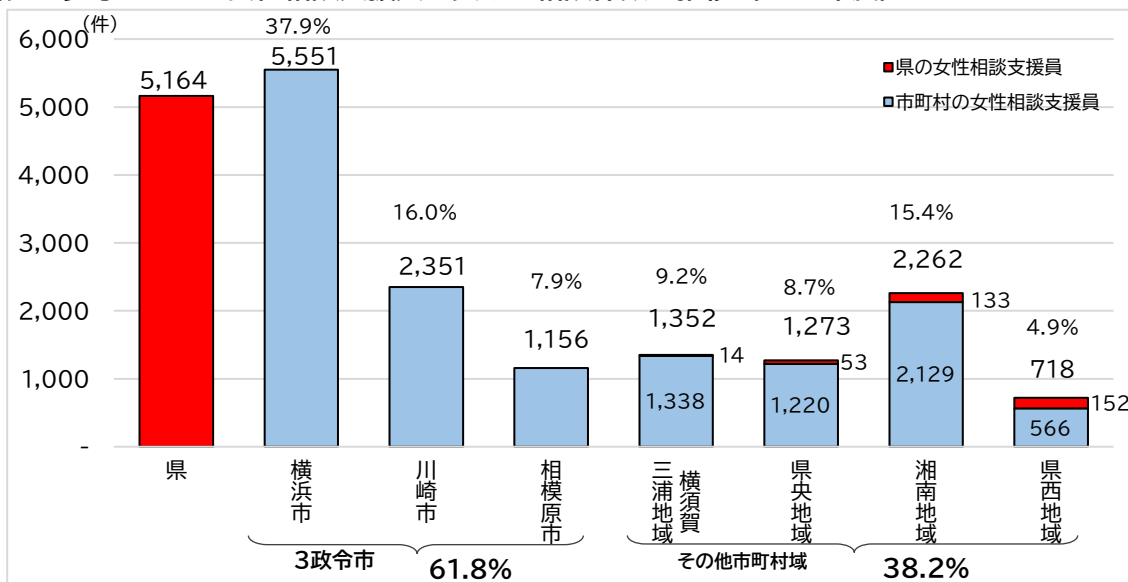


●出典：県共生推進本部室調べ

(ウ) 女性相談支援員が受けた地域別の相談件数

県内の女性相談支援員が受けた地域別の受付割合は、3政令市が61.8%、その他市町村域が38.2%(県受付数は除く)となっています。

図表 参考2-3：女性相談支援員が受けた相談件数の推移（2022年度）



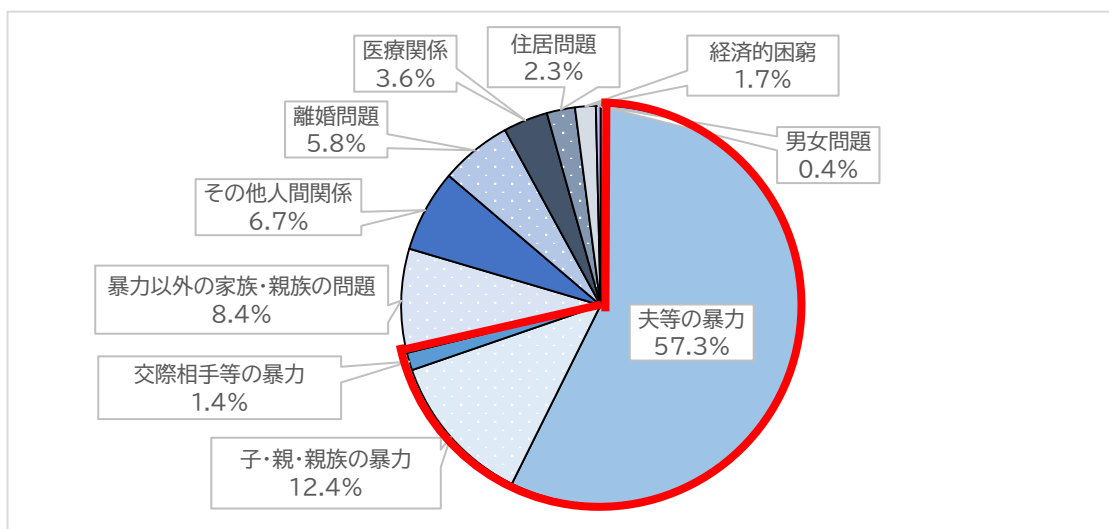
●出典：県共生推進本部室調べ

%は、地域別相談件数に対する相談割合

(エ) 女性相談支援員が受けた相談の内容

県内の女性相談支援員が受けた相談の主訴として最も多いのが「夫等の暴力」です。2022（令和4）年度では、「夫等の暴力」が半数以上を占め、「夫」「子・親・親族」「交際相手」等を合わせると、全体の約7割が暴力被害を主訴としています。

図表 参考2-4：女性相談支援員が受けた相談の内容（主訴）（2022年度）

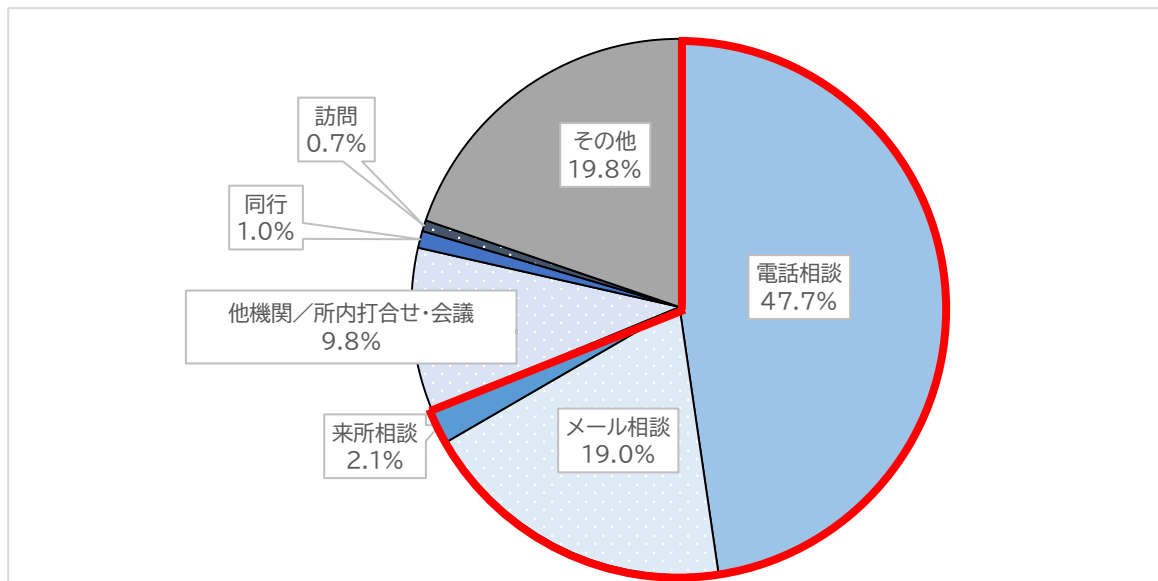


●出典：県共生推進本部室調べ

イ かながわ女性の不安・困りごと相談室

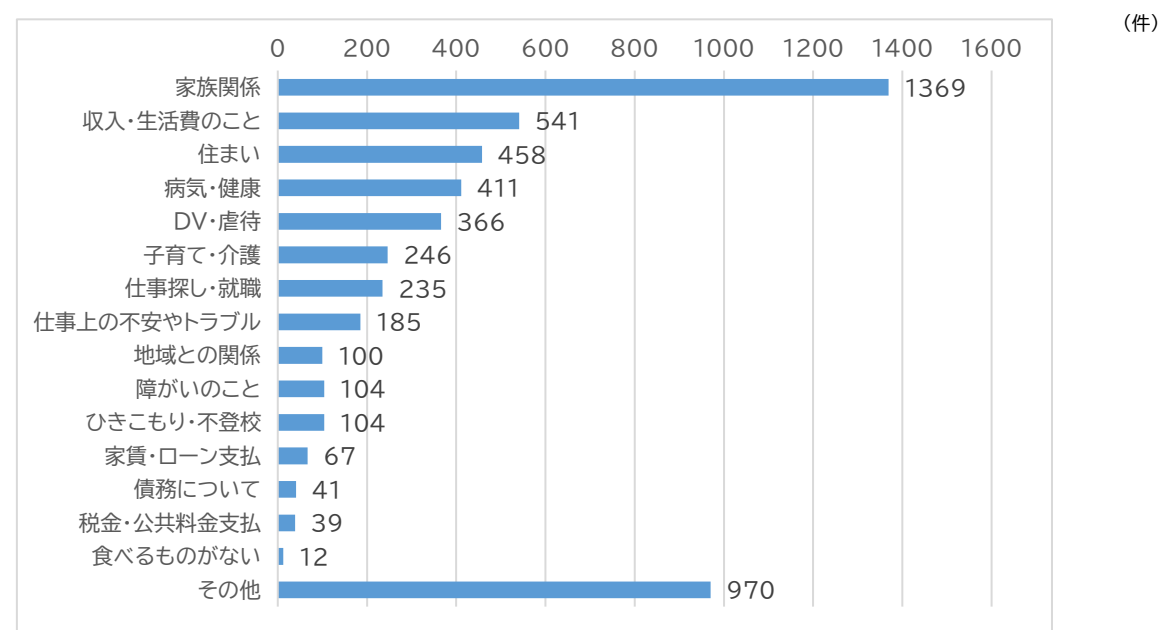
2021(令和3)年度から、コロナ禍において不安や多様な困難を抱える当事者に対し、社会との絆・つながりを回復することができるよう、相談から付き添いまで必要な支援につなげる支援体制「かながわ女性の不安・困りごと相談室」を開設しました。2022(令和4)年度は相談が3,221件、同行・他機関連携、訪問等を含め、年間で4,685件に対応しました。

図表 参考2-5：かながわ女性の不安・困りごと相談室 支援実施状況（2022年度）



●出典：県共生推進本部室調べ

図表 参考2-6：かながわ女性の不安・困りごと相談室 相談内容（複数回答）（2022年度）



●出典：県共生推進本部室調べ

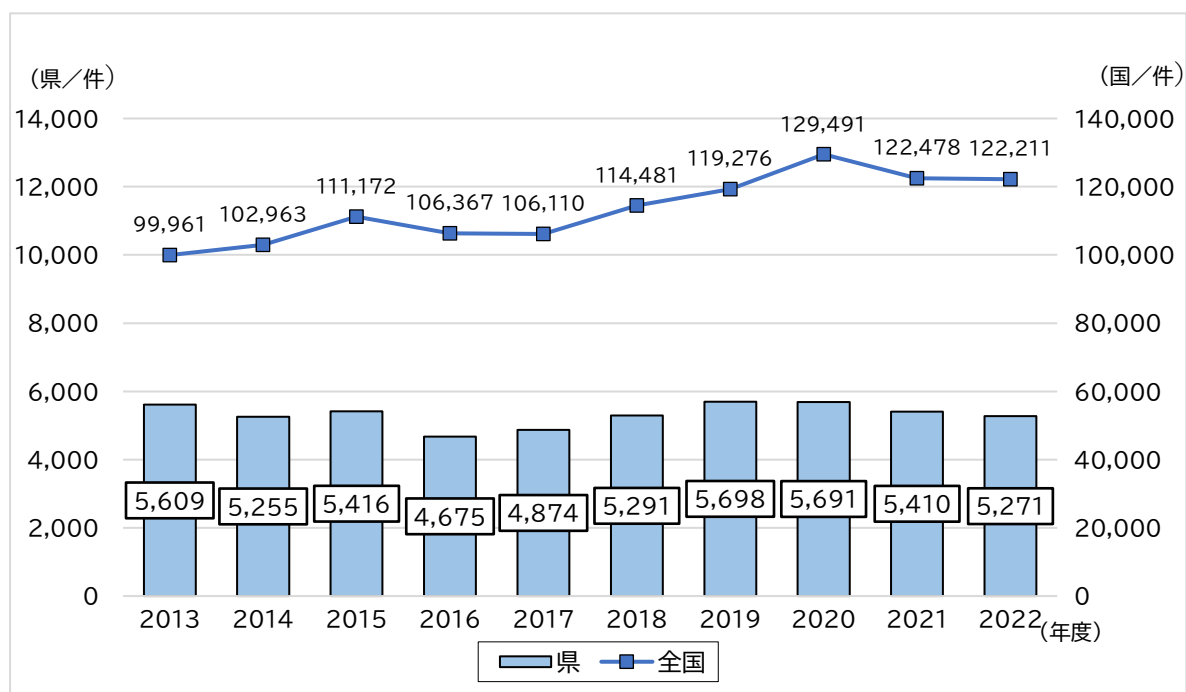
ウ 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 県配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

県ではDV相談を県配偶者暴力相談支援センター²⁸（かながわ男女共同参画センター）にて行っています。また、横浜市、川崎市、相模原市が、それぞれ配偶者暴力相談支援センターを設置し、市町村においてもDVに関する相談に対応しています。県及び市町村の相談窓口における初期対応と、警察の協力による休日夜間の緊急対応をあわせ、相談体制を整えています。

県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2022（令和4）年度までの10年間は年5,000件前後で推移しています。全国の相談件数は、新型コロナウイルス感染症まん延当初の2020（令和2）年度に129,491件と最多となり、近年は120,000件台で推移しています。

図表 参考2-7：県配偶者暴力相談支援センターの相談件数（神奈川・全国）



●出典：県共生推進本部室調べ

²⁸ 「配偶者暴力相談支援センター」

DV防止法に基づき、都道府県は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談や相談機関の紹介、医学的又は心理学的指導、緊急時の安全確保及び一時保護、自立した生活を促進するための情報提供その他の援助、保護命令制度や被害者を居住させ保護する施設についての情報提供その他の援助を行う。また、市町村も配偶者暴力相談支援センターの設置に努める。

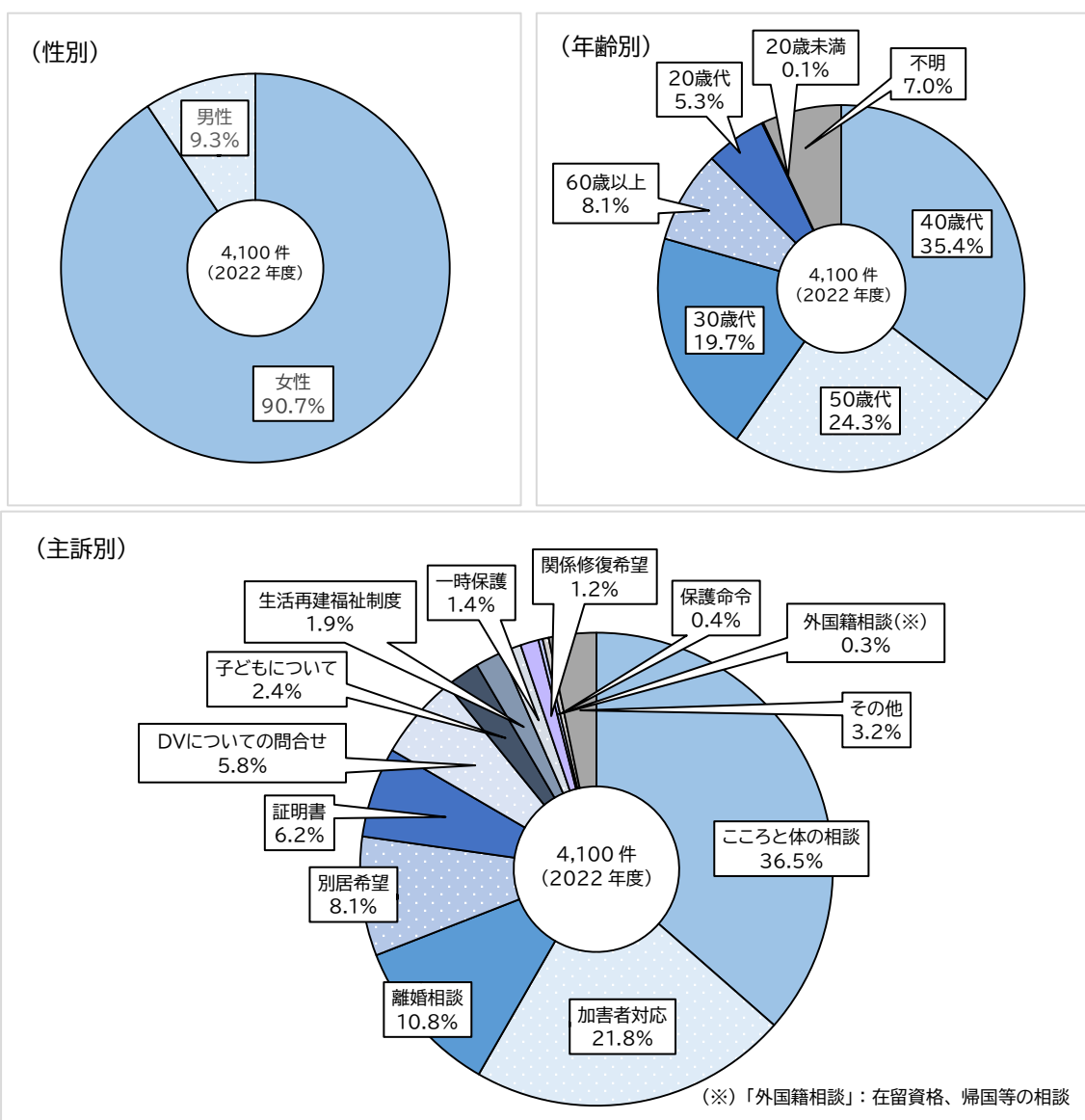
(イ) 県配偶者暴力相談支援センターにおける相談の内訳

a 性別・年齢別・主訴別

2022（令和4）年度、県配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談は、女性からの相談が9割を超えています。年齢別では、40歳代が最も多く、次いで50歳代、30歳代の順となっており、30歳代～50歳代の相談が約8割を占めています。

また、相談内容を主訴別にみると、「こころと体の相談」と「加害者対応」の2つで半数以上を占めており、加害者を生み出さないためのDV未然防止や加害行為の抑止に向けた取組みが必要です。

図表 参考2—8：県配偶者暴力相談支援センター相談内訳（性別・年齢別・主訴別）（被害者本人のみ）（神奈川）

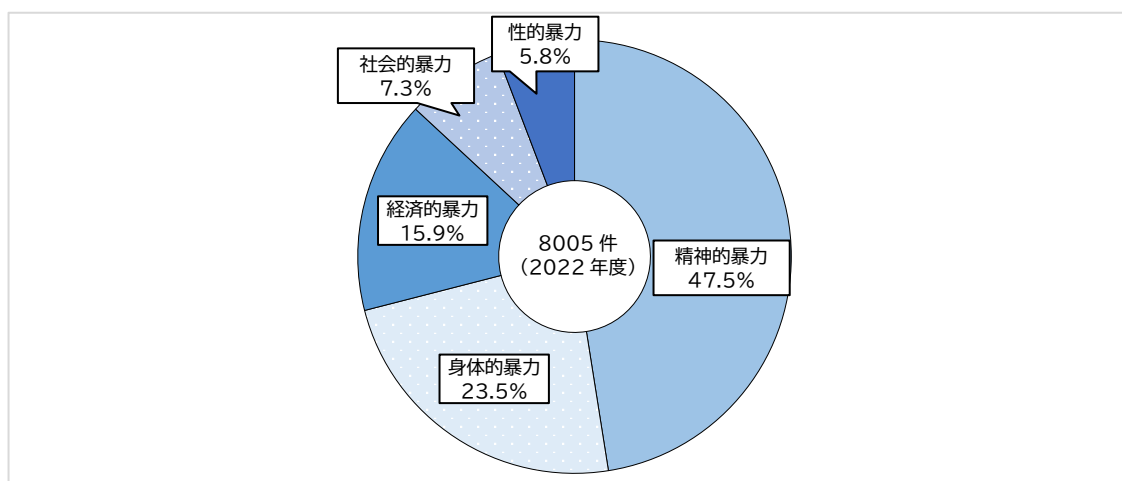


●出典：県共生推進本部室調べ

b 暴力の種類別

県配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談を、暴力の種類別に見てみると、「暴言を吐く」など、言葉などによる「精神的暴力」が最も多く約半数を占め、次いで「殴る、蹴る」などの「身体的暴力」、「生活費を渡さない」などの「経済的暴力」、「メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する」などの「社会的暴力」、「性行為を強要する」などの「性的暴力」の順に多くなっています。これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の種類に該当する場合があります。

図表 参考2—9：県配偶者暴力相談支援センター相談内訳（暴力の種類別）（被害者本人のみ・重複あり）（神奈川）

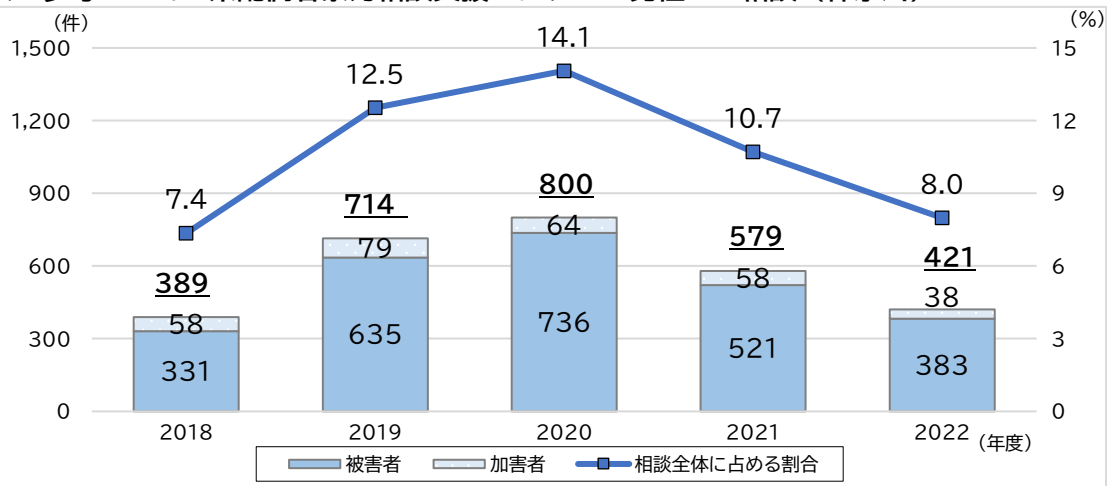


●出典：県共生推進本部室調べ

c 男性DV相談、交際相手からの暴力（デートDV）相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、女性からの相談だけでなく、男性被害者相談及びDVに悩む男性相談を実施しています。2020（令和2）年度は男性DV相談が800件となり、相談全体に占める割合は14.1%となりました。

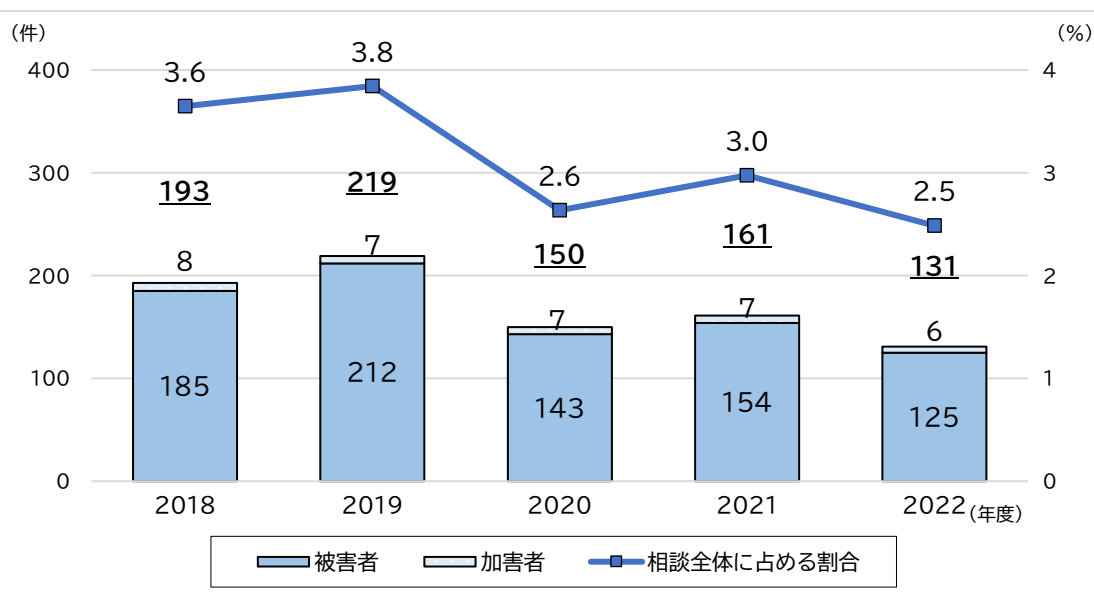
図表 参考2-10：県配偶者暴力相談支援センター 男性DV相談（神奈川）



●出典：県共生推進本部室調べ

県及び市の配偶者暴力相談支援センターでは、デートDVの相談に応じています。殴る、蹴るなどの「身体的暴力」のほか、異性と会ったり会話をすることを禁じたり、電話やメールのチェックや、交友関係を監視する「社会的暴力」など、相手の気持ちを考えずに支配したり、束縛したりすることも、デートDVに含まれます。親密な男女間における暴力は、配偶者間だけでなく、恋愛関係にある者の間でも同じように発生しており、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

図表 参考2-11：県配偶者暴力相談支援センター 交際相手からの暴力(デートDV)相談（神奈川）



●出典：県共生推進本部室調べ

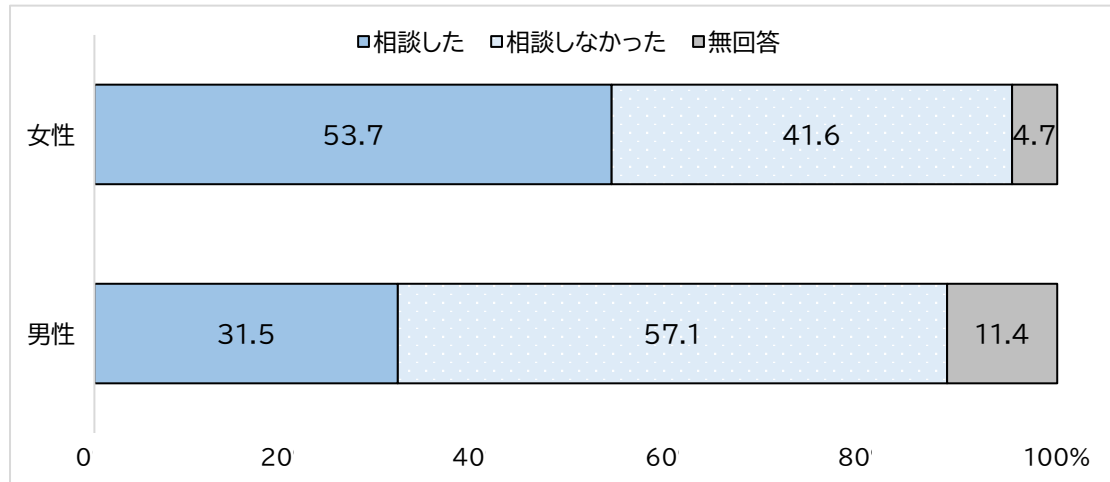
国の調査によると、配偶者や交際相手から暴力を受けた時に被害を相談した人の

参考2 支援の状況

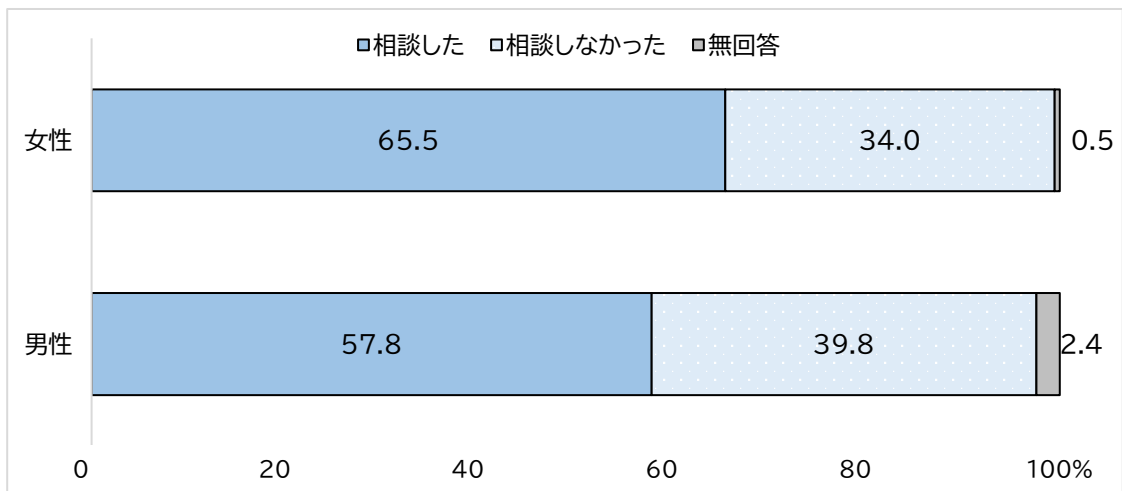
割合は、女性より男性の方が低くなっています。引き続き、男性が相談しやすい環境づくりや意識啓発が必要です。

図表 参考2—12：暴力の相談経験の男女差（全国）

（配偶者からの暴力の相談）



（交際相手からの暴力の相談）



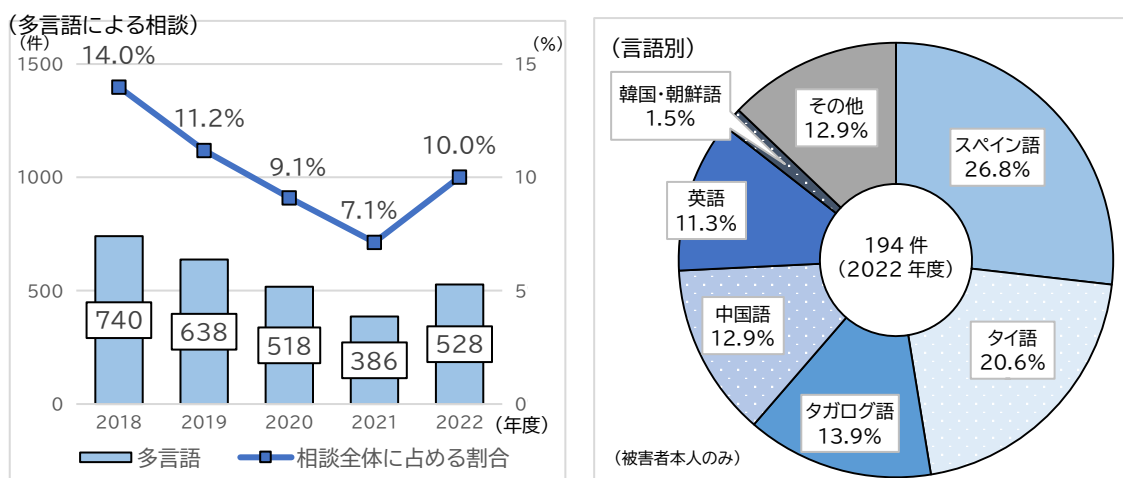
●出典：2020年「男女間における暴力に関する調査」（内閣府）

d 外国人等被害者の状況に応じた相談

県配偶者暴力相談支援センターでは、2006（平成18）年度から、母国語が日本語以外の当事者のために多言語による相談²⁹を実施しています。2022（令和4）年度相談の言語別内訳は、スペイン語 26.8%、タイ語 20.6%、タガログ語 13.9%の順で多くなっています。

外国人の当事者が、言葉や文化などの違いにより、相談がしにくい状況におかれることがないように、窓口の周知等について配慮し、様々な課題を抱えている当事者が相談しやすい環境を整える必要があります。

図表 参考2—13：県配偶者暴力相談支援センター 多言語による相談（神奈川）



●出典：県共生推進本部室調べ

²⁹ 「多言語による相談」

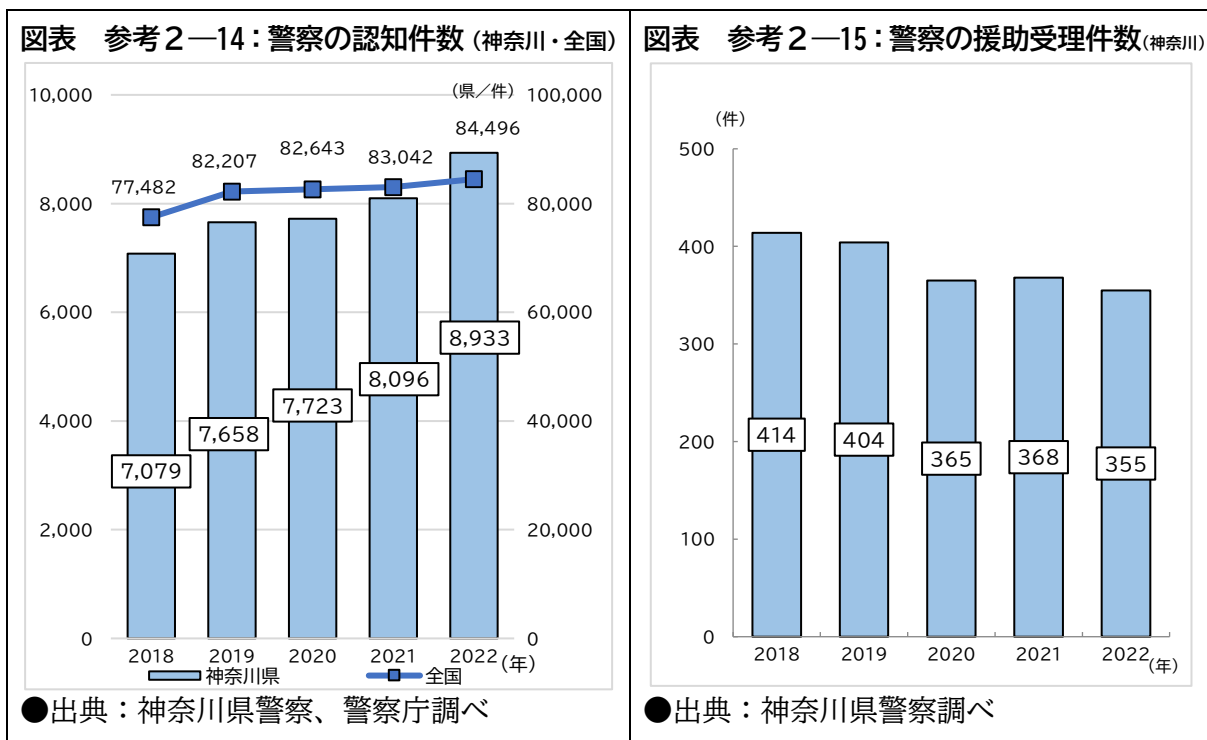
2020（令和2）年度までは、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語の7か国語による相談件数。

2021（令和3）年度からは、ベトナム語を加えた8か国語による相談件数。

工 警察

警察では、DV防止法に基づき、当事者からの相談を受けるとともに、暴力の制止や当事者の保護、被害発生防止のために必要な措置・援助を実施しています。全国及び県警のDV認知件数³⁰は近年でも増加傾向です。これは、DVに対する認識が深まったことに加えて、当事者が単に相談窓口相談するだけでなく、警察に被害を訴えるケースが増加していると考えられ、また、加害者への対応のニーズも高いと考えられます。

一方で、県警における認知件数のうち、申出により「住所又は居所を知られないようにするための措置」などの援助³¹件数は、2018（平成30）年と比較して減少傾向です。県や市町村、福祉事務所など、様々な関係機関の窓口利用が進んでいるとも考えられます。



³⁰ 「警察の認知件数」

配偶者からの「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者からの相談等（相談、援助申出、保護要求、被害届・告訴状の提出、通報等）をいう。

³¹ 「警察の援助」

DV防止法第8条の2において、警察本部長等は、身体に対する暴力を受けた被害者から「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい」旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な下記①～④の援助のうち適当なものを選択することにより行うこととされている。

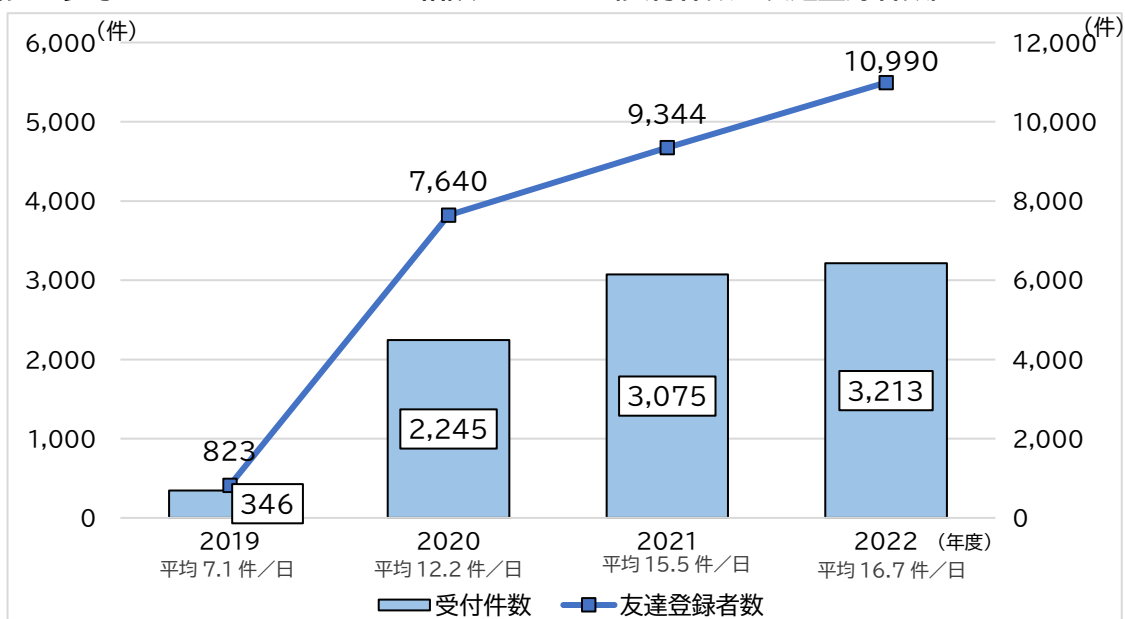
- ① 被害を自ら防止するための措置の教示
- ② 住所又は居所を知られないようにすること
- ③ 被害防止交渉を円滑に行うための助言、加害者に対する必要な事項の連絡、交渉場所としての警察施設の利用
- ④ その他被害を自ら防止するために適当と認める援助

オ SNSを活用した相談（かながわDV相談LINE）

2019（令和元）年10月から、DV、デートDVに悩む女性のためのLINE相談窓口を開設しました。殴る・蹴る、暴言を吐く、生活費を渡さない、交友関係を監視するなど、様々な暴力に関する悩みや、小さな悩みでも相談を受けております。当事者の体や命に危険があると判断した時など、緊急の場合は、警察、関係機関などに連絡して、当事者の安全を確保する場合があります。

事業開始後は、相談数・友達登録者数ともに右肩上がりで推移しています。

図表 参考2—16： かながわDV相談LINE（受付件数・友達登録者数）



●出典：県共生推進本部室調べ

(2) 一時保護の状況

ア 一時保護入所者数

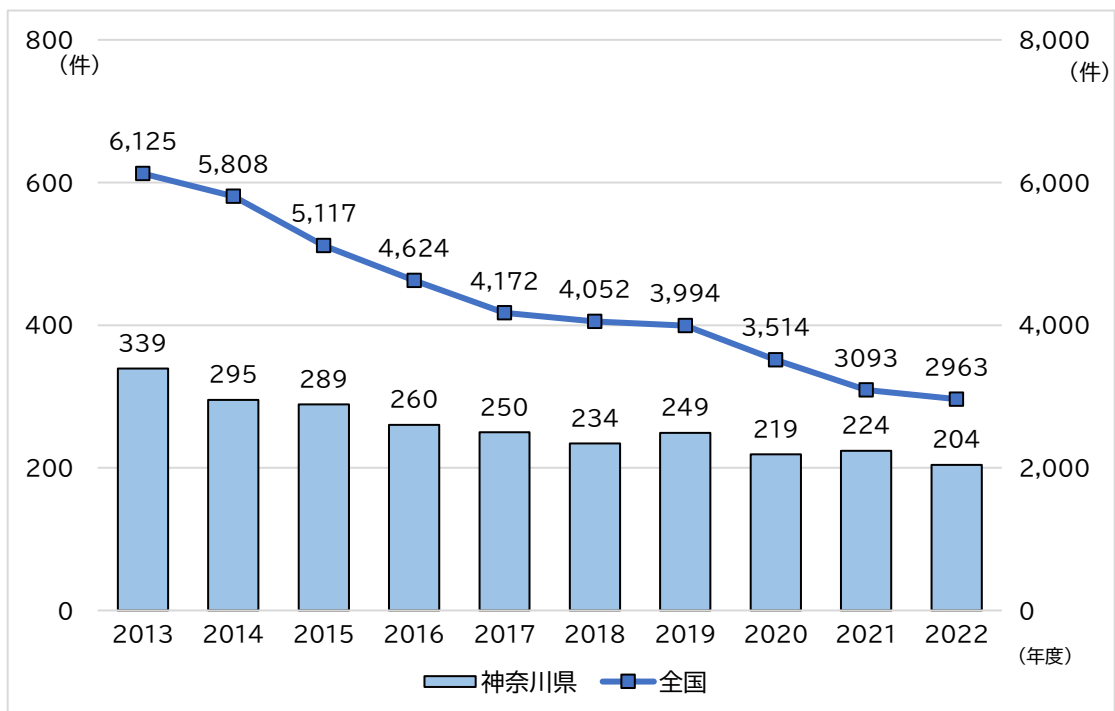
県の一時保護入所者数は、近年は 200 件台で推移しています。全国の一時保護者数は、10 年間近くでほぼ半数となっています。

県では、加害者によるさらなる暴力や追及の可能性が高い場合、DV防止法に基づく被害者の一時保護も行っています。当事者の生命を守り、安全を確保することは、何よりも優先すべきことです。市町村・福祉事務所も当事者の相談の初期段階から関わり、警察とも連携・協力しながら、一時保護に対応しています。また、民間団体等に委託した一時保護も実施しています。

神奈川県の一時保護件数は、減少傾向にあります。原因としては、早い段階で様々な相談窓口につながり、自立や避難の方法等の問題解決に結びついたことで、一時保護に至らずに済んでいる場合があると考えられます。また当事者の安全を最優先するために必要な、情報機器の利用制限や外出の制限などの保護に際してのルールを当事者が望まないため、一時保護施設の利用を躊躇する場合もあるとみられています。このような課題に対して、県として対応を考えていくことが求められています。

さらに、母国語による支援が必要なことが多い外国人をはじめ、障がい者や高齢者、性的マイノリティなど、様々な立場や状況におかれている当事者の意思を十分に理解し、必要な配慮を行いつつ、当事者が安心して生活できる環境や、一人ひとりの心身の状況に応じたケアやサポートをすることが求められています。

図表 参考2—17：一時保護件数の推移（DV以外も含む）

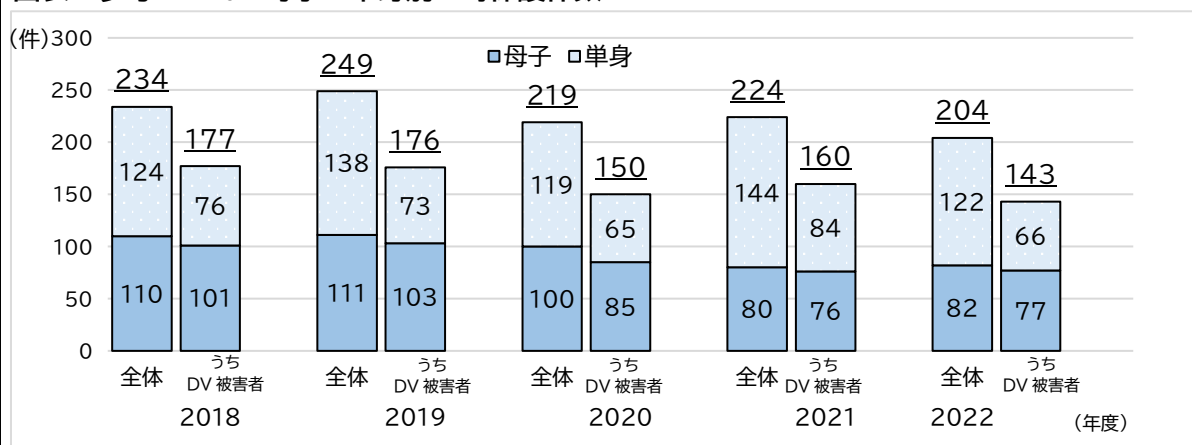


●出典：県共生推進本部室調べ

イ 一時保護所における単身・母子の取扱い件数

一時保護となった女性のうち、約4割程度が母子で、約6割程度が単身となっています。そのうち、DV被害者については、母子の割合が半数以上を占める年が多くなっています。入所者である女性への支援はもちろんのこと、母子としての支援が必要です。

図表 参考2—18：母子・単身別一時保護件数



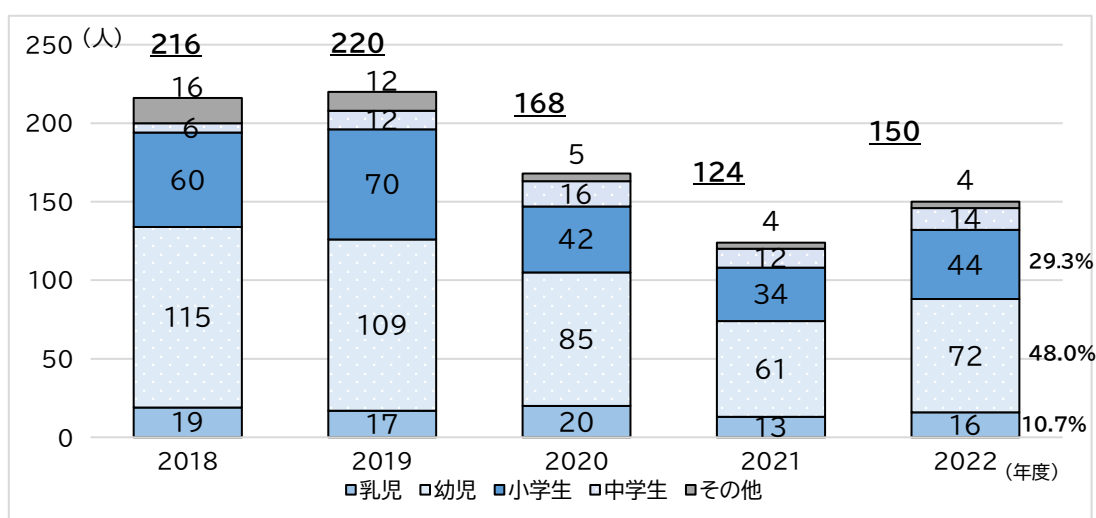
●出典：県共生推進本部室調べ

ウ 一時保護所における同伴児童・者の状況

同伴児童・者で最も多いのが、「幼児」です。2022（令和4）年度では、「幼児」がほぼ半数であり、「乳児」、「幼児」、「小学生」を合わせると全体の9割が小学生以下の同伴児童となっています。

入所の際、児童をはじめとする同伴家族がいる場合が多いことから、同伴家族の生活にも配慮した支援が必要です。

図表 参考2—19：同伴児童・者の状況（一時保護）

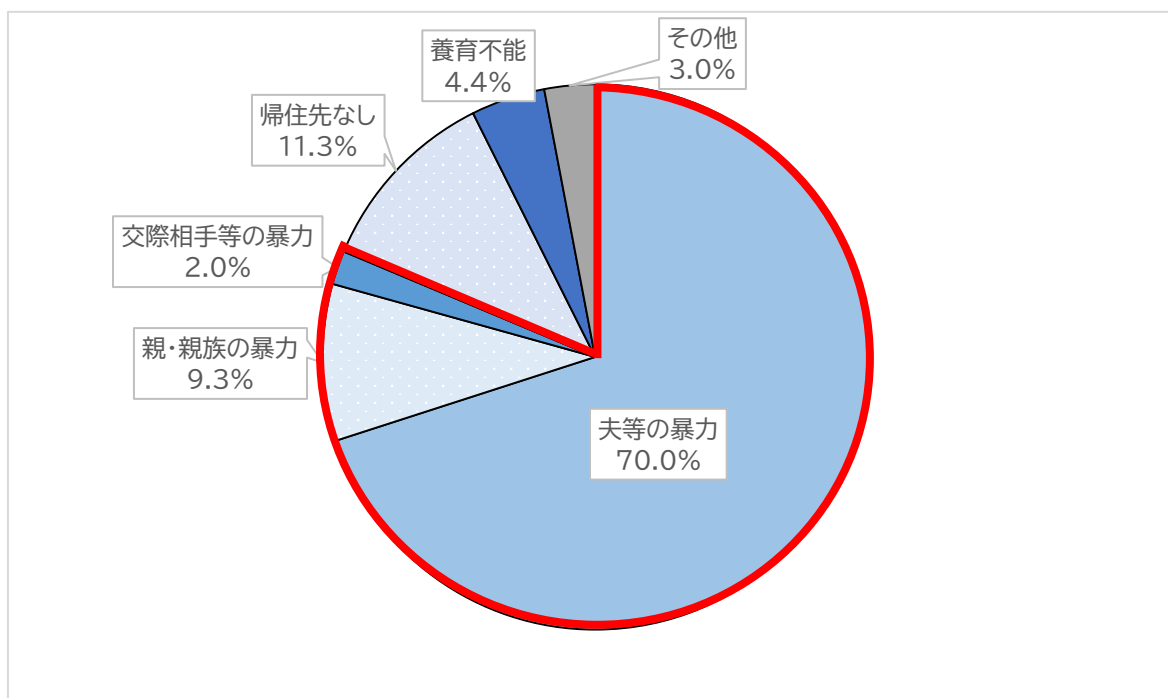


●出典：県共生推進本部室調べ

工 一時保護所における入所理由

一時保護所への入所理由で最も多いのが「夫等の暴力」です。2022(令和4)年度では、「夫等の暴力」が7割を占め、「夫」「親・親族」「交際相手等」を合わせると、全体の8割が暴力被害を理由としています。

図表 参考2—20：主な入所理由（一時保護）（2022年度）

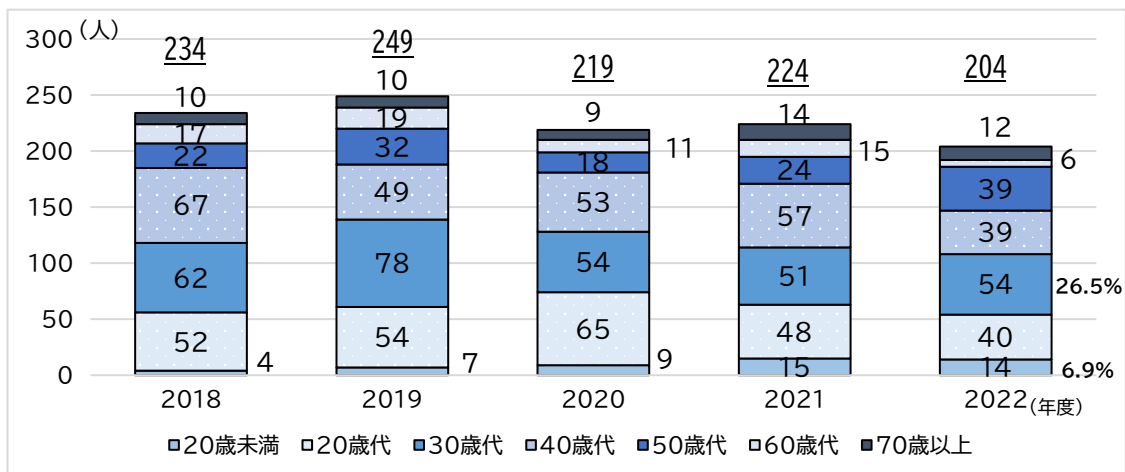


●出典：県共生推進本部室調べ

オ 一時保護所入所者の年齢

入所者を年齢別にみると、2022(令和4)年度では、30代の入所者の割合が高くなっています。2018(平成30)年度から傾向をみると、20歳未満の人数が増加傾向にあります。

図表 参考2-21：年齢別（一時保護）



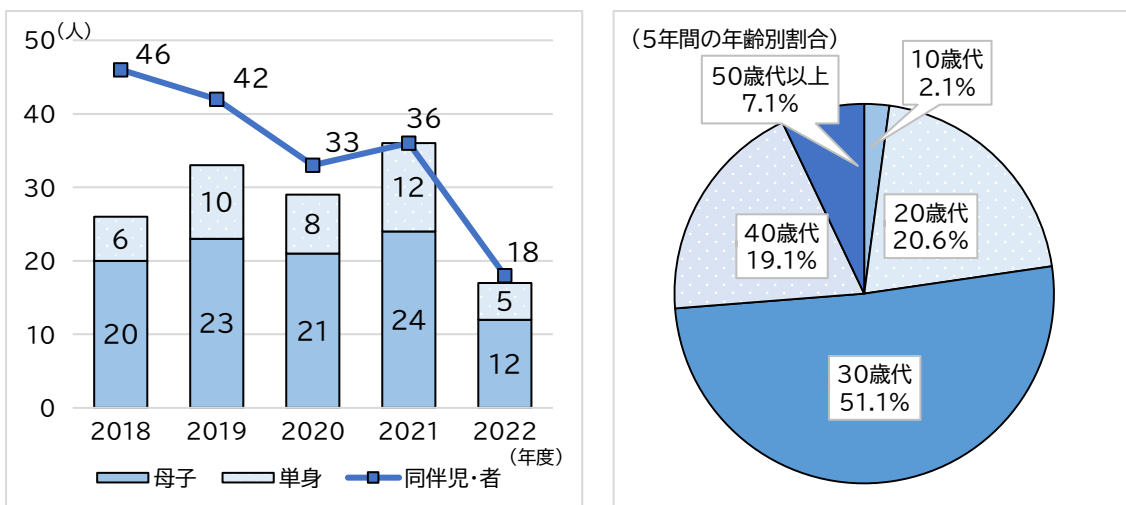
●出典：県共生推進本部室調べ

カ 一時保護所における外国人女性の状況

入所者のうち、概ね1割前後が外国人女性となっています。その特徴として、母子で入所するケースが多い傾向にあります。また、一時保護となる理由のほとんどが「夫等の暴力」となっています。

5年間の平均を年齢別にみると、30歳代がほぼ半数で、20歳代、40歳代はそれぞれ約2割となっています。

図表 参考2-22：外国人女性の状況（一時保護）

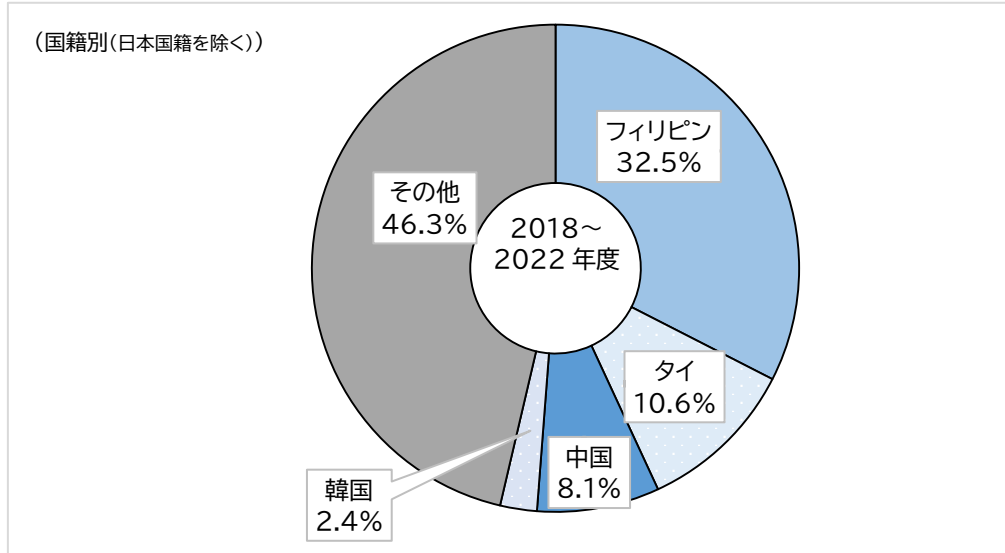


●出典：県共生推進本部室調べ

参考2 支援の状況

一時保護件数を国籍別にみると、2022（令和4）年度までの5年間の合計ではフィリピン国籍が約3割を占めています。

図表 参考2—23：一時保護内訳（国籍別）

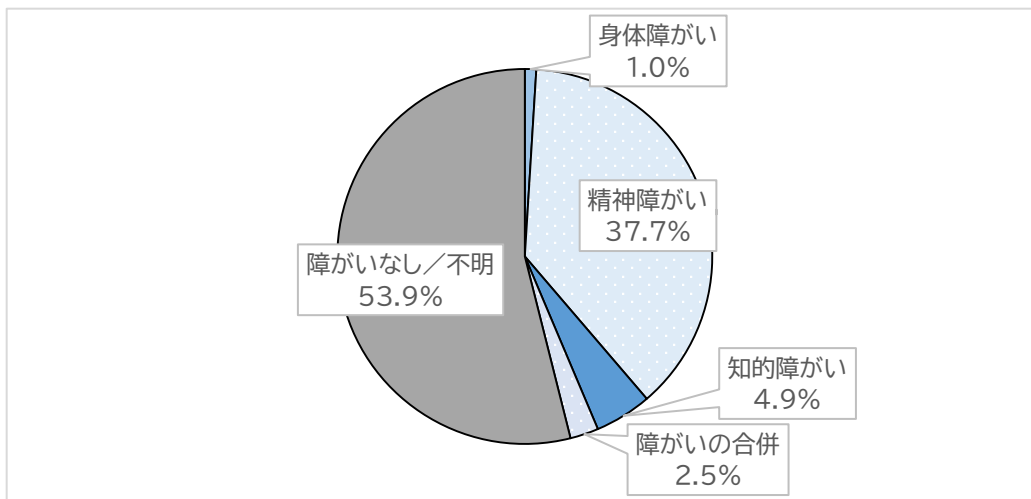


●出典：県共生推進本部室調べ

キ 一時保護所における障がいの状況

2022（令和4）年度の入所者の障がいの状況をみると、入所者の約半数が何らかの障がいがある状況となっており、その多くは精神障がいとなっています。

図表 参考2—24：障がいの状況（一時保護）（2022年度）【図表1—20の再掲】



※身体障がいについては、身体障害者手帳所持者の数

※知的障がいについては、療育手帳所持者の他、女性相談支援センターが行った医学的判定・心理学判定に基づいた数

※精神障がいについては、手帳所持の者のほか、診断名がない場合でも、精神科等への受診、入院、通院、精神科薬の服薬経過がある者も含んだ数

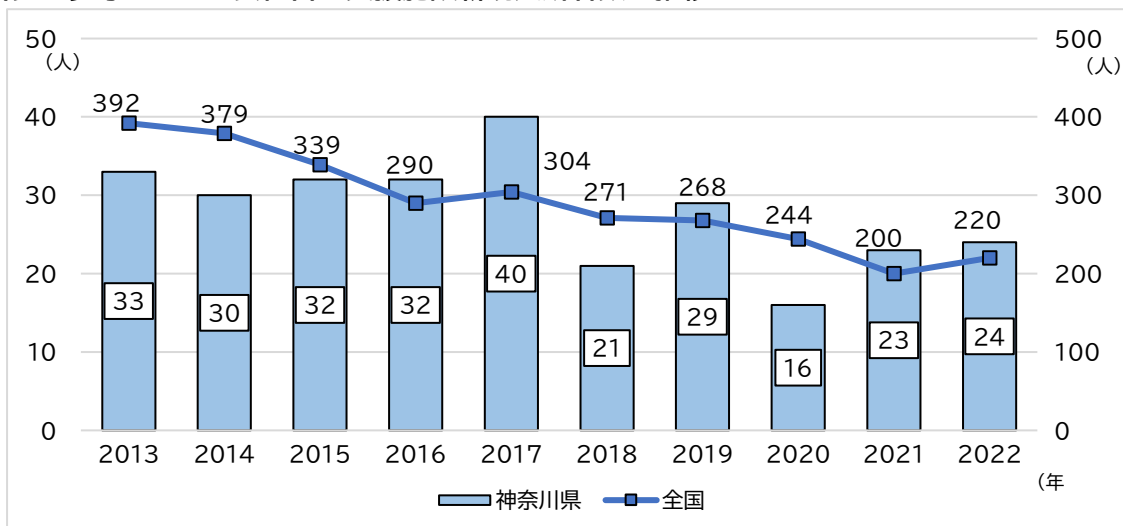
●出典：県共生推進本部室調べ

(3) 自立支援の状況

ア 女性自立支援施設における新規入所者数

県の女性自立支援施設への入所者数は、2017（平成29）年度の40件をピークに全体的に減少傾向ですが、近年は20件前後となっています。

図表 参考2—25：女性自立支援施設新規入所者数の推移

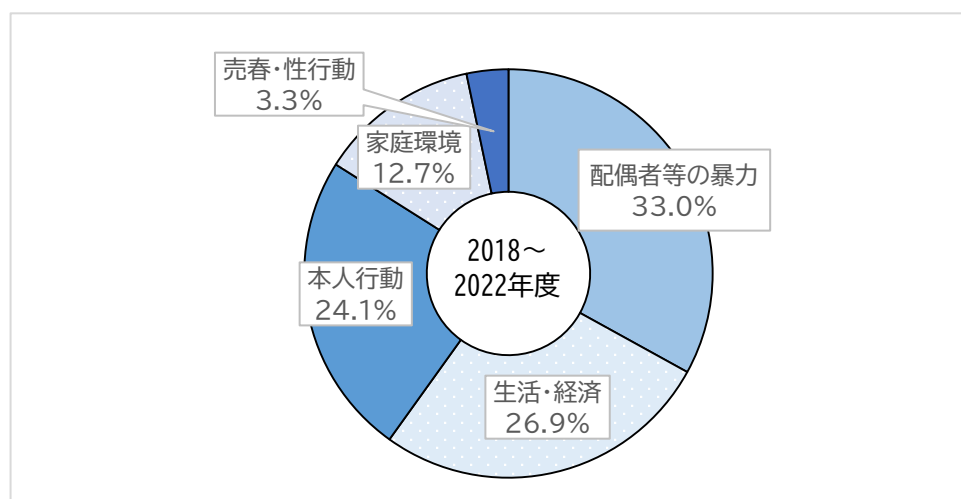


●出典：県共生推進本部室調べ、厚生労働省調べ

イ 女性自立支援施設における入所理由

女性自立支援施設への入所理由として多いのが、暴力を背景とする「配偶者等の暴力」「家庭環境」や、生活困窮・住宅問題などの「生活・経済」関係となっています。

図表 参考2—26：入所理由（女性自立支援施設）



生活・経済：生活困窮、住宅問題

本人行動：男女問題、その他の人間関係、借金、病気、精神的な問題

家庭環境：家族間の暴力、家族間の性的トラブル

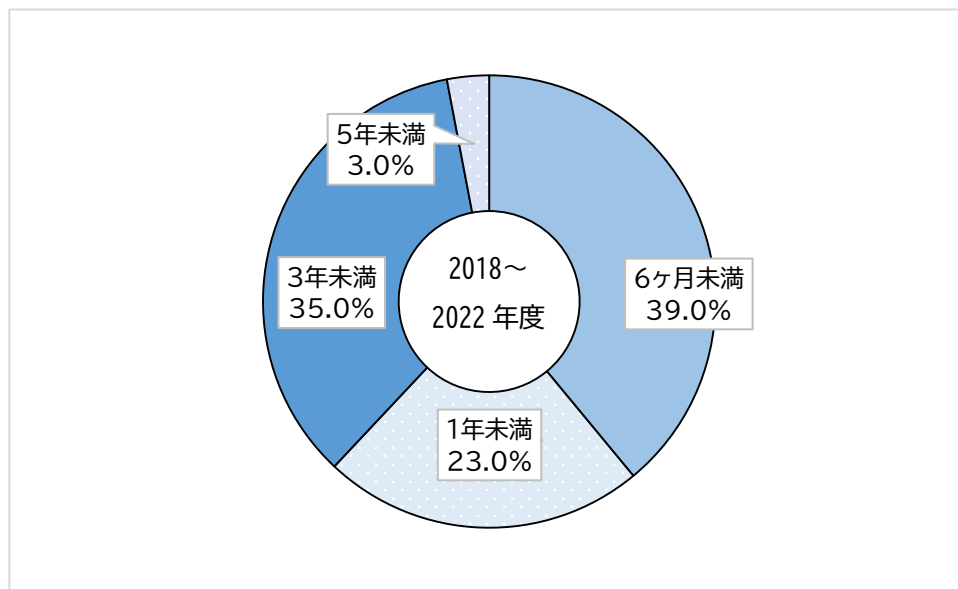
性行動：妊娠、出産婦、不純異性交遊

●出典：県共生推進本部室調べ

ウ 女性自立支援施設における入所期間

女性自立支援施設への入所期間をみると、約4割程度が6か月未満で退所していますが、3年未満の比較的長期にわたり利用者している入所者も同程度います。

図表 参考2—27：入所期間（女性自立支援施設）

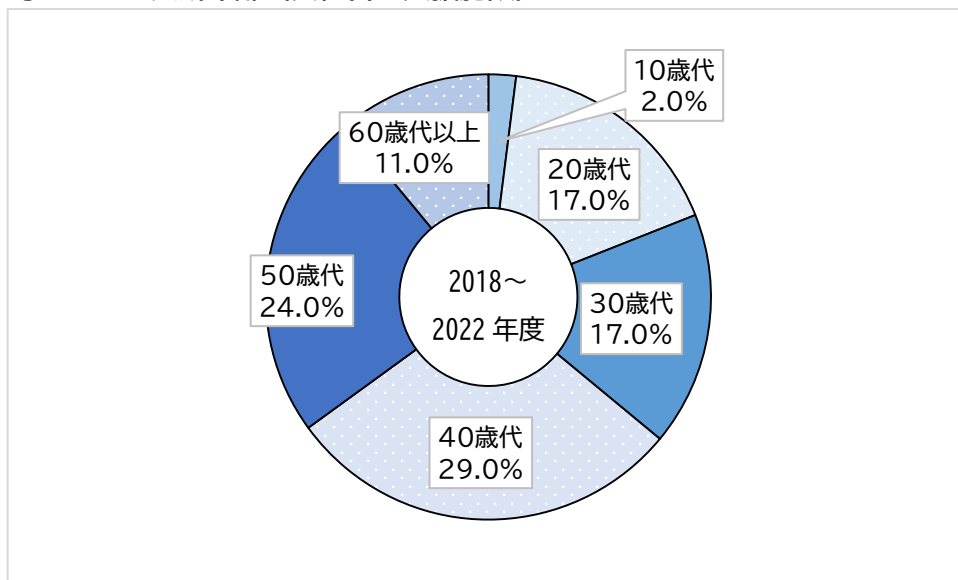


●出典：県共生推進本部室調べ

エ 女性自立支援施設における入所者年齢別

女性自立支援施設への入所者を年齢別にみると、40歳代、50歳代で全体の半数以上となっています。

図表 参考2—28：入所年齢（女性自立支援施設）



●出典：県共生推進本部室調べ

(4) DV防止法に基づく支援状況

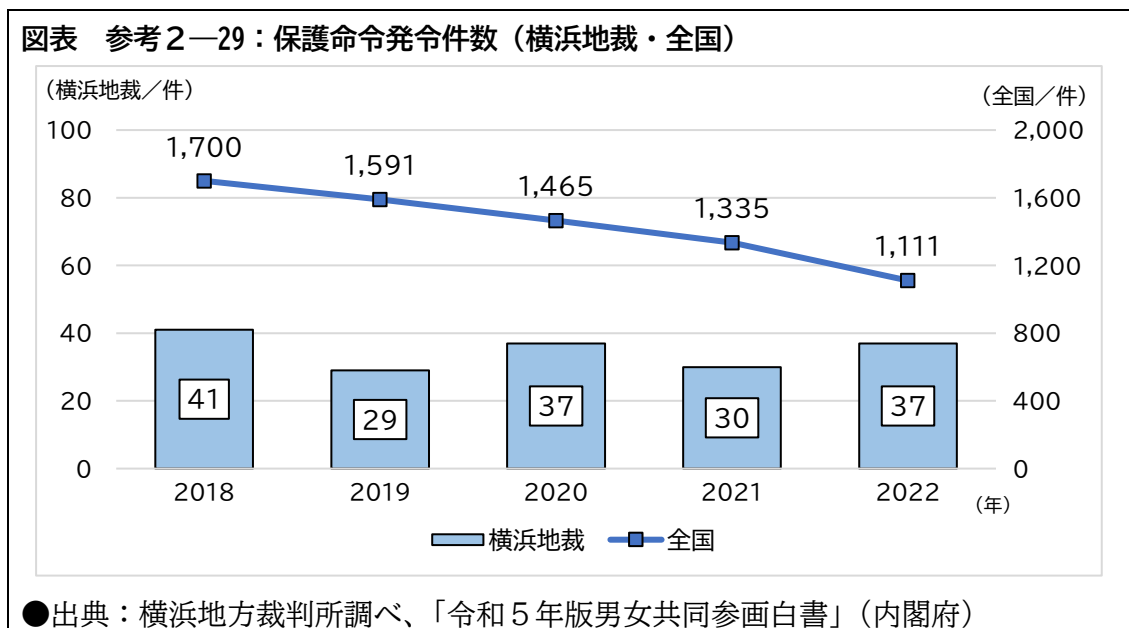
ア 保護命令³²制度

2022（令和4）年、当事者の申立てに基づき裁判所が加害者に接近等を禁止する命令を出す保護命令の認容件数は、全国では1,111件で減少傾向にあります。また、横浜地方裁判所管内における保護命令発令件数は37件で、近年は30件前後で推移しています。

また、身体に対する暴力などを受けた被害者のみを対象としている保護命令の強化や生活再建支援等の必要性が指摘されていました。

これを受け、2024（令和6）年4月1日に施行される改正DV防止法では、保護命令の拡充として、

- ・接近禁止命令等について、自由・名誉・財産への脅迫を受けた被害者による申立てを可能とし、精神への重大な危害のおそれがある場合にも拡大
- ・命令期間の伸長、電話等禁止命令等における禁止行為の拡大、子への電話等禁止命令の創設、退去等命令の期間の特例の新設、保護命令違反に関する罰則の加重を行うこととしました。



³² 「保護命令の種類」※2024（令和6）年度より

- (1) 被害者への接近禁止命令：被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令（期間は1年間）。
以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。
 - ・被害者への電話等禁止命令（期間は1年間）
 - ・被害者の子への接近禁止命令（期間は1年間）
 - ・被害者の子への電話等禁止命令（期間は1年間）
 - ・被害者の親族等への接近禁止命令（期間は1年間）
- (2) 退去等命令：被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令（期間は2か月間、※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間）。

イ 証明書の発行

配偶者暴力相談支援センターでは、社会保険に関する相談があった場合など、当事者が自立して生活することを促進するため、証明書等の発行事務を行っています。

ウ 早期発見のための通報制度

当事者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、DV防止法は、配偶者から暴力を受けている人を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないと規定しています。また、医師その他の医療関係者が、業務上、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、当事者本人の意思を尊重するよう努めた上で、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができるかと規定しています。これらの通報制度は、守秘義務に関する法律の規定により妨げられることはありません。特に医療機関は、日々の業務の中で当事者を発見しやすいことから、早期発見の役割が期待されています。

DV防止法は、医療関係者は当事者に対して、配偶者暴力相談支援センター等についての情報提供をするよう努めなければならないとも定めており、県と医療機関が連携して当事者を早期に発見することが大きな役割を果たします。このため、県では、DV相談窓口や通報制度の流れ、二次被害の防止や危険度の把握などについて、医療関係者等に理解を深めてもらうため、相談窓口等の情報提供を進めています。

3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-1【属性別】：経済的困窮感【現在の経済的な暮らし向き】

		調査数 (n)	たいへんゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	たいへん苦しい	ゆとりがある (計)	苦しい (計)
全体		1,050	1.0	9.5	34.6	36.2	18.7	10.5	54.9
年齢	20歳代以下	135	0.0	12.6	32.6	36.3	18.5	12.6	54.8
	30歳代	215	0.5	7.4	32.1	40.9	19.1	7.9	60.0
	40歳代	171	1.2	8.8	27.5	37.4	25.1	10.0	62.5
	50歳代	179	0.0	7.8	29.6	40.8	21.8	7.8	62.6
	60歳代	269	2.2	10.4	40.9	31.2	15.2	12.6	46.4
	70歳代以上	81	2.5	12.3	49.4	27.2	8.6	14.8	35.8
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	1.4	11.3	40.4	33.4	13.5	12.7	46.9
	離別	131	0.8	3.8	35.9	35.9	23.7	4.6	59.6
	死別	40	5.0	12.5	30.0	42.5	10.0	17.5	52.5
	未婚	367	0.3	8.7	26.4	39.5	25.1	9.0	64.6
家族構成	一人暮らし	224	0.9	5.4	31.7	38.8	23.2	6.3	62.0
	夫婦のみ	266	1.5	12.0	43.6	31.2	11.7	13.5	42.9
	二世帯世帯（親と同居）	129	0.8	7.8	23.3	49.6	18.6	8.6	68.2
	二世帯世帯（子と同居）	283	1.1	9.2	33.6	36.7	19.4	10.3	56.1
	その他の世帯	148	0.7	13.5	34.5	28.4	23.0	14.2	51.4
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	0.6	9.5	29.7	41.1	19.0	10.1	60.1
	うち、母子世帯	24	0.0	4.2	25.0	37.5	33.3	4.2	70.8
職業	正規の職員・従業員	200	0.5	10.0	39.0	38.0	12.5	10.5	50.5
	非正規の職員・従業員	335	0.0	8.4	28.1	41.2	22.4	8.4	63.6
	会社経営者・役員	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	66.7
	自営業主	48	0.0	14.6	29.2	37.5	18.8	14.6	56.3
	家族従業者・内職	23	4.3	21.7	26.1	26.1	21.7	26.0	47.8
	学生	19	0.0	26.3	52.6	5.3	15.8	26.3	21.1
	無職・家事専業（求職中）	98	0.0	3.1	30.6	37.8	28.6	3.1	66.4
	無職・家事専業（求職無）	311	2.9	10.3	40.8	30.5	15.4	13.2	45.9
その他	13	0.0	0.0	23.1	53.8	23.1	0.0	76.9	
世帯年収（全体）	100万円未満	77	5.2	3.9	13.0	39.0	39.0	9.1	78.0
	100～199万円	95	0.0	1.1	20.0	49.5	29.5	1.1	79.0
	200～299万円	113	0.0	1.8	31.0	38.1	29.2	1.8	67.3
	300～399万円	128	0.0	7.8	27.3	42.2	22.7	7.8	64.9
	400～499万円	79	1.3	7.6	36.7	41.8	12.7	8.9	54.5
	500～699万円	143	1.4	7.7	44.8	37.1	9.1	9.1	46.2
	700～999万円	126	0.8	16.7	45.2	28.6	8.7	17.5	37.3
	1,000～1,499万円	52	1.9	34.6	42.3	21.2	0.0	36.5	21.2
	1,500万円以上	18	11.1	50.0	27.8	5.6	5.6	61.1	11.2
わからない	219	0.0	8.7	39.7	32.9	18.7	8.7	51.6	
抱える困難数	1種類のみ	164	1.8	13.4	43.9	26.2	14.6	15.2	40.8
	2～3種類	448	0.9	9.6	35.9	38.4	15.2	10.5	53.6
	4種類以上	438	0.9	8.0	29.7	37.7	23.7	8.9	61.4

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-2【属性別】：主観的健康感【現在の心身の健康状態】

		調査数 (n)	よい	まあよい	普通	あまりよくない	よくない	よい (計)	よくない (計)
全体		1,050	2.6	11.3	29.7	42.4	14.0	13.9	56.4
年齢	20歳代以下	135	5.2	14.1	30.4	35.6	14.8	19.3	50.4
	30歳代	215	1.9	16.7	25.1	39.1	17.2	18.6	56.3
	40歳代	171	1.2	6.4	32.7	40.9	18.7	7.6	59.6
	50歳代	179	1.1	3.9	36.3	41.3	17.3	5.0	58.6
	60歳代	269	3.3	11.2	28.3	49.1	8.2	14.5	57.3
	70歳代以上	81	3.7	19.8	24.7	45.7	6.2	23.5	51.9
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	3.1	10.7	34.4	42.4	9.4	13.8	51.8
	離別	131	0.8	14.5	28.2	40.5	16.0	15.3	56.5
	死別	40	5.0	10.0	20.0	55.0	10.0	15.0	65.0
	未婚	367	2.2	11.2	24.8	41.7	20.2	13.4	61.9
家族構成	一人暮らし	224	1.3	11.2	28.6	44.2	14.7	12.5	58.9
	夫婦のみ	266	3.0	13.9	30.5	42.1	10.5	16.9	52.6
	二世帯世帯（親と同居）	129	3.1	7.8	27.1	42.6	19.4	10.9	62.0
	二世帯世帯（子と同居）	283	2.5	9.5	34.3	40.3	13.4	12.0	53.7
	その他の世帯	148	3.4	13.5	23.6	43.9	15.5	16.9	59.4
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	3.2	10.8	36.7	35.4	13.9	14.0	49.3
	うち、母子世帯	24	4.2	16.7	37.5	16.7	25.0	20.9	41.7
職業	正規の職員・従業員	200	0.5	13.0	35.0	37.5	14.0	13.5	51.5
	非正規の職員・従業員	335	3.0	11.9	29.9	44.2	11.0	14.9	55.2
	会社経営者・役員	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	自営業主	48	4.2	10.4	35.4	39.6	10.4	14.6	50.0
	家族従業者・内職	23	4.3	17.4	30.4	26.1	21.7	21.7	47.8
	学生	19	10.5	31.6	21.1	36.8	0.0	42.1	36.8
	無職・家事専業（求職中）	98	2.0	11.2	32.7	40.8	13.3	13.2	54.1
	無職・家事専業（求職無）	311	2.6	8.4	25.1	45.7	18.3	11.0	64.0
その他	13	7.7	0.0	15.4	61.5	15.4	7.7	76.9	
世帯年収（全体）	100万円未満	77	2.6	5.2	28.6	39.0	24.7	7.8	63.7
	100～199万円	95	2.1	11.6	28.4	37.9	20.0	13.7	57.9
	200～299万円	113	5.3	9.7	28.3	46.9	9.7	15.0	56.6
	300～399万円	128	3.1	12.5	32.0	33.6	18.8	15.6	52.4
	400～499万円	79	2.5	12.7	30.4	43.0	11.4	15.2	54.4
	500～699万円	143	3.5	8.4	32.9	46.9	8.4	11.9	55.3
	700～999万円	126	1.6	15.1	32.5	41.3	9.5	16.7	50.8
	1,000～1,499万円	52	3.8	21.2	28.8	40.4	5.8	25.0	46.2
	1,500万円以上	18	5.6	11.1	27.8	44.4	11.1	16.7	55.5
	わからない	219	0.5	10.5	26.5	46.1	16.4	11.0	62.5
抱える困難数	1種類のみ	164	6.7	12.2	30.5	40.9	9.8	18.9	50.7
	2～3種類	448	2.2	11.2	35.3	43.1	8.3	13.4	51.4
	4種類以上	438	1.4	11.2	23.7	42.2	21.5	12.6	63.7

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

図表参考3-3【属性別】：ストレス〔現在、ストレスを感じているか〕

		調査数 (n)	とても強く感 じている	やや感じて いる	どちらともい えない	あまり感じて いない	全く感じて いない	感じている (計)	感じて いない (計)
全 体		1,050	38.4	45.4	9.5	6.1	0.6	83.8	6.7
年 齢	20歳代以下	135	40.0	45.2	8.1	5.9	0.7	85.2	6.6
	30歳代	215	47.4	40.0	8.8	3.7	0.0	87.4	3.7
	40歳代	171	46.2	41.5	7.6	3.5	1.2	87.7	4.7
	50歳代	179	41.9	43.6	9.5	5.0	0.0	85.5	5.0
	60歳代	269	29.4	52.8	9.3	7.4	1.1	82.2	8.5
	70歳代以上	81	17.3	48.1	18.5	16.0	0.0	65.4	16.0
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	34.4	47.7	11.3	5.9	0.8	82.1	6.7
	離別	131	35.1	45.8	9.2	9.2	0.8	80.9	10.0
	死別	40	27.5	45.0	17.5	10.0	0.0	72.5	10.0
	未婚	367	46.3	42.2	6.3	4.9	0.3	88.5	5.2
家 族 構 成	一人暮らし	224	36.2	47.3	10.7	4.9	0.9	83.5	5.8
	夫婦のみ	266	33.5	45.5	11.7	9.0	0.4	79.0	9.4
	二世世代世帯（親と同居）	129	45.0	43.4	5.4	6.2	0.0	88.4	6.2
	二世世代世帯（子と同居）	283	39.6	44.9	9.2	5.3	1.1	84.5	6.4
	その他の世帯	148	42.6	45.3	8.1	4.1	0.0	87.9	4.1
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	158	44.9	40.5	10.1	3.2	1.3	85.4	4.5
	うち、母子世帯	24	41.7	41.7	8.3	8.3	0.0	83.4	8.3
職 業	正規の職員・従業員	200	42.5	47.5	6.0	4.0	0.0	90.0	4.0
	非正規の職員・従業員	335	38.2	46.6	9.3	6.0	0.0	84.8	6.0
	会社経営者・役員	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	自営業主	48	43.8	37.5	14.6	2.1	2.1	81.3	4.2
	家族従業者・内職	23	39.1	34.8	13.0	13.0	0.0	73.9	13.0
	学生	19	36.8	47.4	10.5	5.3	0.0	84.2	5.3
	無職・家事専業（求職中）	98	38.8	41.8	14.3	3.1	2.0	80.6	5.1
	無職・家事専業（求職無）	311	35.4	46.0	9.0	8.7	1.0	81.4	9.7
	その他	13	38.5	46.2	7.7	7.7	0.0	84.7	7.7
世帯 年 収 （ 全 体 ）	100万円未満	77	45.5	36.4	10.4	7.8	0.0	81.9	7.8
	100～199万円	95	34.7	43.2	13.7	7.4	1.1	77.9	8.5
	200～299万円	113	34.5	47.8	9.7	8.0	0.0	82.3	8.0
	300～399万円	128	42.2	43.0	6.3	7.0	1.6	85.2	8.6
	400～499万円	79	36.7	48.1	10.1	2.5	2.5	84.8	5.0
	500～699万円	143	35.0	50.3	10.5	3.5	0.7	85.3	4.2
	700～999万円	126	38.1	42.9	11.1	7.9	0.0	81.0	7.9
	1,000～1,499万円	52	30.8	59.6	3.8	5.8	0.0	90.4	5.8
	1,500万円以上	18	33.3	61.1	5.6	0.0	0.0	94.4	0.0
	わからない	219	42.5	42.5	9.1	5.9	0.0	85.0	5.9
抱える 困難数	1種類のみ	164	27.4	45.1	15.2	11.0	1.2	72.5	12.2
	2～3種類	448	33.9	49.3	9.8	6.5	0.4	83.2	6.9
	4種類以上	438	47.0	41.6	7.1	3.9	0.5	88.6	4.4

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-4【属性別】：生きづらさ [現在、生きづらさを感じているか]

		調査数 (n)	とても強く感 じている	やや感じてい る	どちらともい えない	あまり感じて いない	全く感じてい ない	感じている (計)	感じて いない (計)
全 体		1,050	30.2	38.8	17.0	11.9	2.2	69.0	14.1
年 齢	20歳代以下	135	35.6	40.7	8.9	14.1	0.7	76.3	14.8
	30歳代	215	37.7	39.1	13.5	9.3	0.5	76.8	9.8
	40歳代	171	40.9	33.9	14.6	8.2	2.3	74.8	10.5
	50歳代	179	33.0	37.4	20.7	8.4	0.6	70.4	9.0
	60歳代	269	19.3	40.5	21.6	14.5	4.1	59.8	18.6
	70歳代以上	81	8.6	42.0	21.0	22.2	6.2	50.6	28.4
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	23.0	38.5	21.7	13.9	2.9	61.5	16.8
	離別	131	34.4	31.3	18.3	13.0	3.1	65.7	16.1
	死別	40	22.5	50.0	17.5	10.0	0.0	72.5	10.0
	未婚	367	39.5	40.6	9.8	9.0	1.1	80.1	10.1
家 族 構 成	一人暮らし	224	32.1	44.2	13.4	8.0	2.2	76.3	10.2
	夫婦のみ	266	25.2	36.5	19.5	15.8	3.0	61.7	18.8
	二世帯世帯（親と同居）	129	38.0	41.9	9.3	10.9	0.0	79.9	10.9
	二世帯世帯（子と同居）	283	27.6	35.7	21.9	12.7	2.1	63.3	14.8
	その他の世帯	148	34.5	37.8	14.9	10.1	2.7	72.3	12.8
子 育 て 世 帯	子育て世帯（全体）	158	31.0	34.8	19.0	13.3	1.9	65.8	15.2
	うち、母子世帯	24	45.8	8.3	20.8	25.0	0.0	54.1	25.0
職 業	正規の職員・従業員	200	36.0	35.5	15.5	12.0	1.0	71.5	13.0
	非正規の職員・従業員	335	27.5	43.0	16.7	11.3	1.5	70.5	12.8
	会社経営者・役員	3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	66.6	33.3
	自営業主	48	20.8	33.3	27.1	12.5	6.3	54.1	18.8
	家族従業者・内職	23	39.1	30.4	13.0	13.0	4.3	69.5	17.3
	学生	19	21.1	47.4	5.3	26.3	0.0	68.5	26.3
	無職・家事専業（求職中）	98	34.7	45.9	12.2	4.1	3.1	80.6	7.2
	無職・家事専業（求職無）	311	28.6	35.7	19.0	14.1	2.6	64.3	16.7
	その他	13	46.2	23.1	23.1	7.7	0.0	69.3	7.7
世 帯 年 収 （ 全 体 ）	100万円未満	77	48.1	33.8	9.1	9.1	0.0	81.9	9.1
	100～199万円	95	37.9	42.1	10.5	8.4	1.1	80.0	9.5
	200～299万円	113	28.3	40.7	17.7	10.6	2.7	69.0	13.3
	300～399万円	128	27.3	41.4	14.8	13.3	3.1	68.7	16.4
	400～499万円	79	26.6	41.8	19.0	8.9	3.8	68.4	12.7
	500～699万円	143	26.6	39.2	21.0	10.5	2.8	65.8	13.3
	700～999万円	126	26.2	37.3	17.5	15.1	4.0	63.5	19.1
	1,000～1,499万円	52	17.3	40.4	15.4	26.9	0.0	57.7	26.9
	1,500万円以上	18	16.7	33.3	38.9	11.1	0.0	50.0	11.1
わからない	219	33.3	36.1	18.3	11.0	1.4	69.4	12.4	
抱 え る 困 難 数	1種類のみ	164	15.9	36.6	26.8	15.2	5.5	52.5	20.7
	2～3種類	448	24.1	40.4	18.3	15.4	1.8	64.5	17.2
	4種類以上	438	41.8	37.9	11.9	7.1	1.4	79.7	8.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

図表参考3-5【属性別】：メンタルヘルスの状態評価[得点]

		調査数 (n)	(%)				平均 (点)
			0～4点	5～8点 (軽度)	9～12 点(中程 度)	13点以 上(重 度)	
全体		1,050	20.2	19.3	19.7	40.8	11.10
年齢	20歳代以下	135	7.4	14.1	19.3	59.3	14.38
	30歳代	215	9.3	15.8	21.4	53.5	13.35
	40歳代	171	16.4	14.0	22.2	47.4	12.09
	50歳代	179	25.7	19.0	14.5	40.8	10.45
	60歳代	269	28.3	25.3	21.2	25.3	8.71
	70歳代以上	81	39.5	29.6	17.3	13.6	6.89
婚姻 状況	既婚（事実婚含む）	512	25.0	21.9	19.5	33.6	9.80
	離別	131	23.7	22.1	15.3	38.9	10.26
	死別	40	22.5	25.0	37.5	15.0	8.80
	未婚	367	12.0	14.2	19.6	54.2	13.45
家族 構成	一人暮らし	224	13.4	23.7	19.2	43.8	11.80
	夫婦のみ	266	25.9	21.4	18.4	34.2	9.94
	二世帯世帯（親と同居）	129	16.3	9.3	18.6	55.8	13.35
	二世帯世帯（子と同居）	283	24.7	18.7	21.2	35.3	10.07
	その他の世帯	148	14.9	18.9	20.9	45.3	12.10
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	158	19.6	13.9	22.8	43.7	11.27
	うち、母子世帯	24	29.2	4.2	20.8	45.8	11.13
職業	正規の職員・従業員	200	13.0	14.5	21.5	51.0	12.74
	非正規の職員・従業員	335	21.8	19.4	19.4	39.4	10.79
	会社経営者・役員	3	33.3	0.0	33.3	33.3	9.67
	自営業主	48	20.8	20.8	16.7	41.7	10.42
	家族従業者・内職	23	21.7	4.3	21.7	52.2	12.70
	学生	19	5.3	15.8	36.8	42.1	13.32
	無職・家事専業（求職中）	98	16.3	19.4	21.4	42.9	11.58
	無職・家事専業（求職無）	311	25.1	23.5	18.0	33.4	9.97
その他	13	15.4	23.1	7.7	53.8	13.54	
世帯 年収 （全 体）	100万円未満	77	10.4	18.2	14.3	57.1	13.55
	100～199万円	95	17.9	22.1	14.7	45.3	11.92
	200～299万円	113	22.1	23.0	15.0	39.8	10.56
	300～399万円	128	15.6	21.9	21.1	41.4	11.51
	400～499万円	79	27.8	16.5	21.5	34.2	9.78
	500～699万円	143	17.5	18.2	24.5	39.9	10.72
	700～999万円	126	27.0	15.9	27.0	30.2	10.03
	1,000～1,499万円	52	34.6	15.4	15.4	34.6	9.96
	1,500万円以上	18	27.8	27.8	16.7	27.8	8.44
	わからない	219	17.4	19.2	18.7	44.7	11.74
抱える 困難数	1種類のみ	164	29.3	22.6	21.3	26.8	8.99
	2～3種類	448	23.2	22.8	21.2	32.8	9.95
	4種類以上	438	13.7	14.6	17.6	54.1	13.06

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-6【属性別】：社会的孤独・孤立感の状態評価[得点の分布]

(%)

		調査数 (n)	～3点	4～6点	7～9点	10～12点	平均 (点)
全体		1,050	4.4	17.7	47.5	30.4	8.46
年齢	20歳代以下	135	6.7	7.4	56.3	29.6	8.59
	30歳代	215	2.3	12.6	47.9	37.2	8.94
	40歳代	171	3.5	11.1	43.9	41.5	9.08
	50歳代	179	4.5	16.2	40.2	39.1	8.78
	60歳代	269	4.1	27.9	49.8	18.2	7.80
	70歳代以上	81	8.6	32.1	48.1	11.1	7.14
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	5.1	21.3	48.0	25.6	8.16
	離別	131	4.6	24.4	42.7	28.2	8.13
	死別	40	2.5	22.5	50.0	25.0	8.23
	未婚	367	3.5	9.8	48.2	38.4	9.02
家族構成	一人暮らし	224	2.7	16.1	48.2	33.0	8.72
	夫婦のみ	266	5.3	21.4	47.0	26.3	8.11
	二世帯世帯（親と同居）	129	4.7	10.9	43.4	41.1	9.01
	二世帯世帯（子と同居）	283	5.3	19.4	48.4	26.9	8.24
	その他の世帯	148	3.4	16.2	49.3	31.1	8.64
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	3.8	13.9	51.3	31.0	8.61
	うち、母子世帯	24	8.3	29.2	45.8	16.7	7.42
職業	正規の職員・従業員	200	6.0	14.5	54.5	25.0	8.33
	非正規の職員・従業員	335	3.9	17.6	47.8	30.7	8.52
	会社経営者・役員	3	0.0	33.3	66.7	0.0	7.67
	自営業主	48	10.4	14.6	45.8	29.2	8.02
	家族従業者・内職	23	13.0	26.1	21.7	39.1	8.09
	学生	19	0.0	15.8	57.9	26.3	8.79
	無職・家事専業（求職中）	98	4.1	12.2	43.9	39.8	8.89
	無職・家事専業（求職無）	311	2.9	21.2	46.6	29.3	8.38
その他	13	0.0	23.1	15.4	61.5	9.38	
世帯年収（全体）	100万円未満	77	7.8	16.9	35.1	40.3	8.61
	100～199万円	95	3.2	15.8	44.2	36.8	8.78
	200～299万円	113	3.5	20.4	53.1	23.0	8.19
	300～399万円	128	7.8	15.6	41.4	35.2	8.48
	400～499万円	79	6.3	22.8	43.0	27.8	7.99
	500～699万円	143	2.1	19.6	49.0	29.4	8.45
	700～999万円	126	4.0	14.3	54.0	27.8	8.48
	1,000～1,499万円	52	5.8	23.1	51.9	19.2	8.02
	1,500万円以上	18	0.0	33.3	55.6	11.1	8.00
	わからない	219	3.2	15.1	49.3	32.4	8.69
抱える困難数	1種類のみ	164	6.7	23.8	50.6	18.9	7.82
	2～3種類	448	2.9	21.2	50.0	25.9	8.32
	4種類以上	438	5.0	11.9	43.8	39.3	8.84

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-7【属性別】：親しく話ができる人（複数回答）

		調査数 (n)	同居の家族	友人・知人	同居して いない家族・ 親せき	職場の人	近所の人・ 自治会等の 地域の人	交際相手	SNSやイン ターネット上 の友人	学校の先生	その他	いない
全体		1,050	48.8	43.6	32.4	14.4	7.9	6.9	5.7	0.5	1.2	17.8
年齢	20歳代以下	135	43.7	53.3	19.3	14.1	1.5	23.7	8.9	3.0	2.2	13.3
	30歳代	215	45.6	38.1	26.5	14.9	2.8	8.4	7.4	0.0	1.9	23.3
	40歳代	171	52.6	31.0	29.8	16.4	2.9	5.3	6.4	0.0	1.2	23.4
	50歳代	179	48.6	37.4	30.2	16.2	7.8	4.5	6.7	0.6	1.1	21.2
	60歳代	269	51.7	49.8	40.5	13.4	9.3	1.5	1.9	0.0	0.7	12.6
	70歳代以上	81	48.1	61.7	53.1	8.6	38.3	1.2	4.9	0.0	0.0	8.6
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	62.7	41.6	39.8	10.9	10.2	1.0	4.9	0.2	0.6	13.3
	離別	131	35.1	51.9	35.1	21.4	9.9	13.0	3.1	0.0	0.8	13.7
	死別	40	30.0	55.0	50.0	10.0	17.5	0.0	5.0	0.0	0.0	10.0
	未婚	367	36.2	42.2	19.1	17.2	3.0	13.6	7.9	1.1	2.5	26.4
家族構成	一人暮らし	224	0.0	47.3	37.5	16.5	6.3	10.3	7.6	0.0	0.4	27.7
	夫婦のみ	266	62.4	44.0	42.9	8.3	9.8	5.3	4.1	0.0	0.8	12.8
	二世帯世帯（親と同居）	129	58.1	38.8	15.5	17.1	4.7	11.6	4.7	2.3	4.7	23.3
	二世帯世帯（子と同居）	283	64.7	41.3	35.3	13.8	10.2	1.1	5.3	0.4	0.0	13.4
	その他の世帯	148	59.5	45.9	14.9	20.9	5.4	11.5	7.4	0.7	2.7	15.5
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	54.4	38.6	31.0	13.3	7.0	2.5	7.6	0.6	0.0	14.6
	うち、母子世帯	24	50.0	45.8	20.8	20.8	4.2	8.3	4.2	0.0	0.0	20.8
職業	正規の職員・従業員	200	39.0	41.5	25.0	24.5	2.0	13.5	10.0	0.5	1.5	20.5
	非正規の職員・従業員	335	45.7	43.6	31.3	26.6	5.4	8.7	4.8	0.0	0.3	17.9
	会社経営者・役員	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
	自営業主	48	35.4	50.0	35.4	14.6	14.6	6.3	10.4	0.0	2.1	18.8
	家族従業者・内職	23	65.2	17.4	39.1	0.0	8.7	4.3	8.7	0.0	0.0	4.3
	学生	19	57.9	78.9	10.5	10.5	5.3	15.8	10.5	15.8	0.0	5.3
	無職・家事専業（求職中）	98	48.0	38.8	38.8	1.0	4.1	3.1	3.1	1.0	3.1	23.5
	無職・家事専業（求職無）	311	59.8	44.7	36.7	0.3	15.1	1.6	3.9	0.0	1.3	15.4
	その他	13	30.8	53.8	38.5	15.4	0.0	7.7	0.0	0.0	7.7	23.1
世帯年収（全体）	100万円未満	77	19.5	28.6	23.4	5.2	6.5	7.8	7.8	0.0	1.3	33.8
	100～199万円	95	26.3	46.3	33.7	17.9	11.6	10.5	3.2	0.0	1.1	20.0
	200～299万円	113	38.1	46.9	31.0	16.8	9.7	9.7	4.4	0.0	1.8	16.8
	300～399万円	128	46.1	46.9	37.5	14.8	7.8	8.6	7.8	0.0	0.8	13.3
	400～499万円	79	50.6	44.3	35.4	21.5	15.2	5.1	8.9	1.3	0.0	12.7
	500～699万円	143	61.5	40.6	37.1	16.1	7.0	6.3	9.1	0.0	0.7	14.0
	700～999万円	126	66.7	47.6	31.0	13.5	7.9	3.2	2.4	0.8	0.0	11.9
	1,000～1,499万円	52	59.6	50.0	42.3	9.6	7.7	3.8	3.8	1.9	1.9	13.5
	1,500万円以上	18	61.1	38.9	22.2	33.3	5.6	11.1	0.0	0.0	5.6	11.1
わからない	219	53.0	42.5	27.9	11.0	4.1	5.9	5.0	0.9	2.3	23.7	
抱える困難数	1種類のみ	164	56.1	46.3	38.4	13.4	7.3	6.1	4.3	0.0	0.0	14.6
	2～3種類	448	53.1	42.9	35.9	13.6	8.9	6.7	3.6	0.7	0.4	16.3
	4種類以上	438	41.6	43.4	26.5	15.5	7.1	7.3	8.4	0.5	2.5	20.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-8【属性別】：不安・悩みの相談相手（複数回答）

		(%)													
		調査数 (n)	同居の家 族	友人・知人	同居してい ない家族・ 親せき	職場の人	病院関係 者や福祉 サービス事 業者等	交際相手	SNSやイン ターネット上 の友人	公的な相 談窓口 (県や市 町村等の 相談員)	近所の人・ 自治会等 の地域の人	学校の先 生	民間の相 談窓口 (NPO等 の民間団 体・ボラン ティア団体 等の相談 員)	その他	誰にも相談 しない
全 体		1,050	35.0	34.3	24.1	6.8	6.2	5.5	3.9	2.2	1.6	0.6	0.6	0.7	30.2
年 齢	20歳代以下	135	31.1	43.7	16.3	8.9	3.7	17.0	5.2	1.5	0.0	3.0	1.5	0.0	25.2
	30歳代	215	34.9	32.6	23.7	8.8	7.0	8.4	5.6	1.4	1.9	0.0	0.5	2.3	28.8
	40歳代	171	36.3	24.6	17.5	7.0	6.4	2.9	4.7	1.8	0.0	0.0	0.0	0.6	37.4
	50歳代	179	30.7	30.2	22.3	10.6	8.4	3.9	3.4	1.7	0.0	1.1	0.0	0.0	35.2
	60歳代	269	37.2	36.4	29.7	2.6	5.2	1.5	2.2	1.9	2.6	0.0	0.7	0.4	29.4
	70歳代以上	81	42.0	45.7	37.0	2.5	6.2	1.2	2.5	8.6	7.4	0.0	1.2	0.0	18.5
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	49.6	33.8	30.7	6.3	6.4	1.0	4.3	2.3	2.0	0.0	0.4	0.6	22.5
	離婚	131	22.1	45.0	24.4	6.9	7.6	8.4	3.1	3.8	3.1	0.8	0.0	0.8	29.8
	未婚	367	21.3	31.9	14.2	7.9	6.0	11.4	3.8	1.6	0.8	1.4	1.1	0.8	40.1
家 族 構 成	一人暮らし	224	0.0	32.1	23.7	6.3	4.5	8.0	4.0	1.3	1.8	0.0	0.0	0.9	45.1
	夫婦のみ	266	53.4	32.0	32.7	5.3	6.4	4.1	2.6	1.5	1.5	0.0	0.4	0.4	21.1
	二世帯世帯（親と同居）	129	34.9	31.8	11.6	8.5	11.6	9.3	3.9	1.6	0.8	1.6	1.6	1.6	33.3
	二世帯世帯（子と同居）	283	45.6	36.4	29.0	6.0	4.9	1.1	4.9	3.2	1.8	0.4	0.4	0.4	24.7
その他の世帯	148	35.1	39.9	10.8	10.1	6.1	9.5	4.1	3.4	2.0	2.0	1.4	0.7	31.8	
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	158	36.7	33.5	25.9	7.0	6.3	2.5	7.0	3.2	1.3	0.0	0.0	0.6	25.9
	うち、母子世帯	24	20.8	29.2	25.0	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.7
職 業	正規の職員・従業員	200	26.0	36.0	20.0	15.0	3.5	11.5	6.5	1.5	0.5	1.0	0.0	1.0	32.0
	非正規の職員・従業員	335	33.4	37.0	22.4	10.1	5.4	6.6	4.5	1.8	0.9	0.0	0.6	0.9	30.4
	会社経営者・役員	3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	自営業主	48	29.2	31.3	25.0	6.3	4.2	4.2	2.1	2.1	2.1	2.1	0.0	2.1	29.2
	家族従業者・内職	23	47.8	21.7	21.7	0.0	0.0	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.7
	学生	19	47.4	57.9	10.5	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	15.8	0.0	0.0	26.3
	無職・家事専業（求職中）	98	31.6	32.7	32.7	2.0	6.1	2.0	1.0	2.0	1.0	0.0	2.0	2.0	30.6
	無職・家事専業（求職無）	311	43.1	31.2	26.4	0.0	10.3	1.9	3.2	3.2	3.5	0.0	0.6	0.3	29.9
その他	13	23.1	23.1	38.5	7.7	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	30.8	
世帯 年 収 （全 体）	100万円未満	77	13.0	18.2	19.5	5.2	6.5	7.8	3.9	3.9	5.2	0.0	1.3	0.0	42.9
	100～199万円	95	18.9	38.9	23.2	7.4	11.6	6.3	2.1	1.1	1.1	0.0	0.0	2.1	30.5
	200～299万円	113	23.9	33.6	22.1	7.1	5.3	6.2	3.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	38.1
	300～399万円	128	30.5	34.4	28.9	7.0	6.3	7.8	3.1	4.7	3.1	0.0	0.8	1.6	31.3
	400～499万円	79	39.2	29.1	25.3	10.1	2.5	3.8	7.6	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	24.1
	500～699万円	143	47.6	31.5	24.5	7.0	5.6	5.6	7.7	1.4	0.7	0.0	0.7	0.7	23.8
	700～999万円	126	50.8	40.5	29.4	8.7	6.3	3.2	0.8	1.6	1.6	0.8	0.0	0.0	23.0
	1,000～1,499万円	52	46.2	50.0	32.7	7.7	5.8	3.8	3.8	0.0	0.0	1.9	3.8	1.9	19.2
	1,500万円以上	18	33.3	55.6	11.1	11.1	5.6	5.6	0.0	5.6	5.6	5.6	0.0	0.0	33.3
わからない	219	37.0	32.9	19.6	3.7	5.9	5.0	3.7	1.8	1.4	1.4	0.5	0.5	33.8	

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

図表参考3-9【属性別】：相談することについての考え（複数回答）

		調査数 (n)	相談すること で解決しな くとも気持ち が楽になる	相談しても 無駄である (相談して も解決しな い)	相談すると 相手の負担 になる	相談すること で解決でき る、又は解 決の手がか りが得られる	相手に連絡 を取ること や、不安や 悩みを説明 するのが面 倒である	相談すること が恥ずかし い	その他
全 体		1,050	56.1	33.4	22.3	21.0	15.8	10.7	0.9
年 齢	20歳代以下	135	56.3	34.1	32.6	20.0	18.5	15.6	0.7
	30歳代	215	50.2	37.7	22.8	20.5	22.8	15.8	0.9
	40歳代	171	43.9	38.0	27.5	21.6	17.5	15.8	1.2
	50歳代	179	52.5	36.9	25.7	19.0	11.7	5.6	0.6
	60歳代	269	65.1	29.4	14.5	22.3	11.5	5.9	0.7
	70歳代以上	81	75.3	17.3	11.1	23.5	12.3	4.9	1.2
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	61.9	28.9	21.9	22.1	16.2	10.5	0.6
	離別	131	59.5	32.1	14.5	22.9	11.5	6.1	0.8
	死別	40	52.5	35.0	17.5	22.5	17.5	7.5	2.5
	未婚	367	47.1	40.1	26.2	18.8	16.6	12.8	1.1
家 族 構 成	一人暮らし	224	50.9	40.2	22.8	17.0	15.2	10.3	1.3
	夫婦のみ	266	64.7	28.9	24.4	22.6	15.0	9.4	1.1
	二世帯世帯（親と同居）	129	41.1	34.9	21.7	24.8	16.3	10.9	1.6
	二世帯世帯（子と同居）	283	57.2	29.7	20.1	23.0	16.3	11.3	0.4
	その他の世帯	148	59.5	37.2	22.3	17.6	16.9	12.2	0.0
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	158	50.0	32.9	23.4	17.7	24.7	17.7	0.0
	うち、母子世帯	24	37.5	37.5	20.8	25.0	20.8	16.7	0.0
職 業	正規の職員・従業員	200	51.0	35.0	26.5	23.5	17.5	17.5	0.5
	非正規の職員・従業員	335	59.1	33.7	21.5	18.8	13.7	10.7	0.6
	会社経営者・役員	3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
	自営業主	48	64.6	27.1	14.6	27.1	8.3	8.3	0.0
	家族従業者・内職	23	52.2	21.7	30.4	17.4	26.1	8.7	4.3
	学生	19	63.2	42.1	21.1	21.1	26.3	5.3	0.0
	無職・家事専業（求職中）	98	52.0	32.7	25.5	20.4	17.3	11.2	1.0
	無職・家事専業（求職無）	311	55.9	33.8	20.3	22.2	16.4	7.1	0.6
	その他	13	61.5	38.5	23.1	7.7	7.7	0.0	15.4
世 帯 年 収 （ 全 体 ）	100万円未満	77	35.1	44.2	16.9	14.3	15.6	7.8	0.0
	100～199万円	95	49.5	35.8	26.3	24.2	14.7	7.4	3.2
	200～299万円	113	59.3	31.9	16.8	20.4	12.4	8.0	0.0
	300～399万円	128	53.9	31.3	21.1	22.7	11.7	7.8	1.6
	400～499万円	79	65.8	30.4	22.8	22.8	12.7	13.9	0.0
	500～699万円	143	67.8	28.0	21.0	23.8	17.5	14.0	0.0
	700～999万円	126	55.6	34.1	27.0	23.0	22.2	17.5	0.8
	1,000～1,499万円	52	57.7	40.4	30.8	21.2	21.2	17.3	0.0
	1,500万円以上	18	72.2	33.3	16.7	27.8	5.6	0.0	0.0
	わからない	219	53.4	33.3	22.4	17.4	16.4	8.2	1.4
抱える 困難数	1種類のみ	164	61.0	23.2	12.8	22.6	10.4	7.3	0.0
	2～3種類	448	56.9	32.4	22.1	21.9	13.4	10.5	0.4
	4種類以上	438	53.4	38.4	26.0	19.6	20.3	12.1	1.6

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-10【属性別】：抱える困難の状況（年齢、婚姻状況別）

		(%)								
		調査数 (n)	健康に関わ る不安や問 題を抱えたこ とがある	家庭に係る 問題を抱え たことがある	経済的な困 りごと（仕事 のこごとを含 む）を抱え たことがある	職場や学 校、地域で の人間関係 等に係る問 題を抱えたこ とがある	配偶者・パ ートナー・恋人か ら、精神・身 体・社会・経 済・性的暴力 （DV・ デートDV）を 受けたことが ある	配偶者・ パートナー以 外の家族・ 親せきから、 精神・身体・ 社会・経済・ 性的暴力を 受けたことが ある	住まいや居 場所に係る 問題を抱え たことがある	性的な被害 や問題を抱 えたことが ある
全体		1,050	76.2	62.4	56.5	40.8	31.2	28.6	22.4	21.8
年齢	20歳代以下	135	71.1	54.1	54.1	50.4	30.4	31.1	30.4	29.6
	30歳代	215	75.8	67.0	63.3	50.2	28.8	28.8	29.8	28.4
	40歳代	171	71.9	59.1	58.5	43.3	30.4	31.6	25.7	21.1
	50歳代	179	74.9	60.9	66.5	34.6	28.5	30.7	22.9	21.8
	60歳代	269	80.7	66.9	47.2	35.3	34.2	25.7	12.6	16.7
	70歳代以上	81	82.7	59.3	46.9	25.9	37.0	22.2	13.6	9.9
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	72.5	67.6	51.8	36.1	35.5	25.8	16.0	19.5
	離別	131	81.7	70.2	67.2	40.5	54.2	28.2	27.5	24.4
	死別	40	80.0	52.5	65.0	40.0	27.5	37.5	20.0	20.0
	未婚	367	79.0	53.4	58.3	47.4	17.4	31.6	29.7	24.3
家族構成	一人暮らし	224	78.6	54.5	61.6	46.9	25.4	30.8	29.5	23.7
	夫婦のみ	266	74.8	66.2	51.5	41.7	28.2	26.3	16.9	20.7
	二世帯世帯（親と同居）	129	83.7	57.4	56.6	42.6	16.3	31.8	25.6	16.3
	二世帯世帯（子と同居）	283	71.4	67.8	57.2	33.6	45.6	26.5	18.4	20.5
	その他の世帯	148	77.7	61.5	56.1	41.9	31.1	30.4	26.4	28.4
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	63.3	70.9	67.1	35.4	47.5	32.3	23.4	24.7
	うち、母子世帯	24	54.2	79.2	83.3	37.5	62.5	37.5	29.2	29.2
職業	正規の職員・従業員	200	68.5	60.0	49.0	46.0	31.0	28.0	31.5	26.0
	非正規の職員・従業員	335	73.4	60.0	64.5	41.5	32.2	26.0	20.9	21.2
	会社経営者・役員	3	100.0	33.3	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	33.3
	自営業主	48	75.0	66.7	68.8	33.3	31.3	31.3	22.9	37.5
	家族従業者・内職	23	65.2	65.2	52.2	47.8	39.1	56.5	26.1	30.4
	学生	19	73.7	63.2	21.1	52.6	36.8	31.6	26.3	15.8
	無職・家事専業（求職中）	98	81.6	60.2	76.5	45.9	26.5	34.7	19.4	16.3
	無職・家事専業（求職無）	311	83.0	65.9	46.6	34.1	29.6	26.4	17.0	17.7
	その他	13	84.6	76.9	61.5	53.8	53.8	38.5	46.2	46.2
世帯年収（全体）	100万円未満	77	84.4	57.1	67.5	35.1	26.0	32.5	35.1	20.8
	100～199万円	95	81.1	58.9	67.4	47.4	35.8	32.6	30.5	26.3
	200～299万円	113	77.0	61.1	63.7	47.8	27.4	25.7	24.8	18.6
	300～399万円	128	82.0	63.3	72.7	43.0	37.5	28.1	24.2	26.6
	400～499万円	79	75.9	69.6	62.0	32.9	38.0	27.8	25.3	26.6
	500～699万円	143	71.3	59.4	55.9	39.2	30.1	26.6	13.3	19.6
	700～999万円	126	68.3	66.7	47.6	42.9	27.0	32.5	17.5	19.0
	1,000～1,499万円	52	75.0	67.3	28.8	30.8	38.5	32.7	28.8	23.1
	1,500万円以上	18	72.2	50.0	22.2	33.3	22.2	11.1	11.1	16.7
	わからない	219	75.8	62.6	47.5	40.6	29.2	26.9	19.2	20.5

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

図表参考3-11【属性別】：抱える困難の数

		調査数 (n)	(%)			平均 (困難数)
			1種類のみ	2～3種類	4種類以上	
全 体		1,050	15.6	42.7	41.7	3.40
年 齢	20歳代以下	135	16.3	37.0	46.7	3.51
	30歳代	215	14.9	35.3	49.8	3.72
	40歳代	171	12.9	49.1	38.0	3.42
	50歳代	179	12.3	47.5	40.2	3.41
	60歳代	269	19.0	41.3	39.8	3.19
	70歳代以上	81	18.5	51.9	29.6	2.98
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	16.4	46.5	37.1	3.25
	離別	131	12.2	32.8	55.0	3.94
	死別	40	20.0	30.0	50.0	3.43
	未婚	367	15.3	42.2	42.5	3.41
家 族 構 成	一人暮らし	224	16.5	38.4	45.1	3.51
	夫婦のみ	266	16.9	45.1	38.0	3.26
	二世帯世帯（親と同居）	129	15.5	47.3	37.2	3.30
	二世帯世帯（子と同居）	283	13.4	45.6	41.0	3.41
	その他の世帯	148	16.2	35.1	48.6	3.53
子 育 て 世 帯	子育て世帯（全体）	158	12.0	43.7	44.3	3.65
	うち、母子世帯	24	12.5	29.2	58.3	4.13
職 業	正規の職員・従業員	200	19.5	39.0	41.5	3.40
	非正規の職員・従業員	335	13.1	44.2	42.7	3.40
	会社経営者・役員	3	33.3	0.0	66.7	5.00
	自営業主	48	12.5	41.7	45.8	3.67
	家族従業者・内職	23	13.0	39.1	47.8	3.83
	学生	19	15.8	52.6	31.6	3.21
	無職・家事専業（求職中）	98	13.3	38.8	48.0	3.61
	無職・家事専業（求職無）	311	17.7	45.0	37.3	3.20
その他	13	0.0	38.5	61.5	4.62	
世 帯 年 収 (全体)	100万円未満	77	18.2	37.7	44.2	3.58
	100～199万円	95	16.8	32.6	50.5	3.80
	200～299万円	113	11.5	47.8	40.7	3.46
	300～399万円	128	13.3	34.4	52.3	3.77
	400～499万円	79	10.1	46.8	43.0	3.58
	500～699万円	143	14.0	50.3	35.7	3.15
	700～999万円	126	19.0	44.4	36.5	3.21
	1,000～1,499万円	52	13.5	50.0	36.5	3.25
	1,500万円以上	18	44.4	33.3	22.2	2.39
	わからない	219	16.9	42.5	40.6	3.22

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-13【属性別】：困難への対応状況《公的窓口の相談・支援は受けずに対応（計）の割合》

	① DV被害		② 暴力被害		③ 性被害		④ 生活困窮・就労問題		⑤ 健康問題		
	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	
全体	328	33.6	300	29.4	229	34.1	593	51.7	800	66.2	
年齢	20歳代以下	41	46.3	42	35.7	40	52.5	73	56.1	96	62.5
	30歳代	62	46.8	62	35.4	61	45.9	136	58.0	163	60.7
	40歳代	52	34.5	54	29.7	36	27.8	100	51.0	123	57.7
	50歳代	51	27.5	55	23.7	39	28.1	119	42.0	134	62.7
	60歳代	92	25.0	69	24.6	45	15.5	127	52.8	217	74.1
	70歳代以上	30	23.3	18	27.8	8	12.5	38	47.4	67	80.6
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	182	31.3	132	31.8	100	27.0	265	49.0	371	67.7
	離別	71	32.4	37	29.7	32	34.4	88	55.7	107	64.5
	死別	11	45.5	15	13.3	8	12.5	26	53.8	32	68.8
	未婚	64	39.1	116	28.4	89	43.8	214	52.7	290	64.6
家族構成	一人暮らし	57	28.1	69	20.2	53	32.1	138	55.8	176	65.4
	夫婦のみ	75	29.3	70	30.0	55	29.1	137	43.0	199	70.9
	二世帯世帯（親と同居）	21	52.3	41	36.6	21	71.4	73	46.5	108	63.9
	二世帯世帯（子と同居）	129	34.9	75	36.0	58	31.0	162	60.6	202	65.4
	その他の世帯	46	34.7	45	24.5	42	28.6	83	45.8	115	62.6
子育て世帯	子育て世帯（全体）	75	41.3	51	41.2	39	35.9	106	54.7	100	50.0
	うち、母子世帯	15	26.7	9	22.2	7	42.9	20	50.0	13	53.9

	⑥ 家庭問題		⑦ 職場・地域等との関係		⑧ 住まい・居場所に関する問題		⑨ その他の問題		
	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	調査数 (n)	回答比率 (%)	
全体	655	53.8	428	47.9	235	48.6	671	41.4	
年齢	20歳代以下	73	49.3	68	61.7	41	51.2	79	34.1
	30歳代	144	56.3	108	55.5	64	56.2	117	44.4
	40歳代	101	47.6	74	32.5	44	38.7	112	33.9
	50歳代	109	50.5	62	43.5	41	41.4	117	38.5
	60歳代	180	57.2	95	46.3	34	52.9	181	46.5
	70歳代以上	48	60.5	21	38.1	11	45.5	65	49.2
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	346	57.5	185	46.5	82	55.0	345	38.0
	離別	92	57.6	53	50.9	36	50.1	95	51.6
	死別	21	61.9	16	18.8	8	37.5	27	55.5
	未婚	196	44.4	174	51.1	109	44.0	204	40.6
家族構成	一人暮らし	122	45.9	105	43.8	66	45.4	139	46.7
	夫婦のみ	176	59.7	111	52.2	45	48.9	169	43.8
	二世帯世帯（親と同居）	74	44.7	55	52.7	33	39.4	74	43.3
	二世帯世帯（子と同居）	192	59.4	95	43.2	52	59.6	192	36.4
	その他の世帯	91	48.4	62	50.0	39	46.2	97	38.1
子育て世帯	子育て世帯（全体）	112	57.2	56	44.7	37	56.7	108	34.3
	うち、母子世帯	19	57.9	9	55.5	7	28.6	17	41.1

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-16【属性別】：希望する相談方法（複数回答）

		調査数 (n)	電話で	相談窓口 で(対 面)	電子メール で	チャットで	SNSで	気軽に立ち 寄れる居場 所等で (対面)	自宅に来て もらって (対面)	オンラインの ビデオ通話 で	その他	どこにも相 談したくない	わからない
全 体		1,050	31.7	28.9	27.5	20.6	19.1	18.9	4.9	4.1	0.4	12.8	13.5
年 齢	20歳代以下	135	25.2	17.0	23.7	42.2	38.5	12.6	5.2	5.9	0.7	18.5	5.2
	30歳代	215	25.1	24.7	33.0	34.4	30.7	17.2	10.2	4.7	0.0	11.6	10.7
	40歳代	171	26.9	22.8	33.9	19.3	25.1	12.9	1.8	4.1	0.0	12.9	17.5
	50歳代	179	34.6	26.3	25.7	14.5	12.3	23.5	3.4	4.5	0.0	15.1	15.6
	60歳代	269	36.4	38.7	24.2	8.2	5.9	21.9	3.3	3.0	1.1	11.2	16.7
	70歳代以上	81	48.1	45.7	21.0	4.9	2.5	25.9	4.9	2.5	0.0	6.2	11.1
婚 姻 状 況	既婚（事実婚含む）	512	34.2	29.7	24.8	18.4	18.9	19.5	5.7	5.1	0.4	12.1	13.7
	離別	131	37.4	36.6	26.0	12.2	9.9	17.6	6.1	3.1	0.8	8.4	13.7
	死別	40	47.5	42.5	30.0	7.5	0.0	27.5	2.5	0.0	0.0	10.0	15.0
	未婚	367	24.5	23.4	31.6	28.1	24.8	17.4	3.5	3.5	0.3	15.5	13.1
家 族 構 成	一人暮らし	224	31.7	31.3	29.9	22.8	15.2	17.9	4.0	3.1	0.4	10.7	13.8
	夫婦のみ	266	32.7	32.0	28.9	23.7	20.7	21.8	4.9	4.9	0.8	10.5	12.4
	二世帯世帯（親と同居）	129	20.9	21.7	28.7	21.7	26.4	20.9	2.3	1.6	0.8	14.7	20.2
	二世帯世帯（子と同居）	283	36.7	28.3	23.7	13.8	18.0	19.1	7.4	3.9	0.0	13.1	13.1
	その他の世帯	148	29.7	27.0	27.7	23.6	18.2	12.8	3.4	6.8	0.0	17.6	10.1
子育て 世帯	子育て世帯（全体）	158	36.1	21.5	24.1	20.3	28.5	17.7	10.1	5.7	0.0	15.2	9.5
	うち、母子世帯	24	54.2	25.0	25.0	20.8	25.0	16.7	12.5	4.2	0.0	4.2	8.3
抱える 困難数	1種類のみ	164	29.3	25.6	22.6	20.7	17.1	13.4	3.7	1.8	0.0	15.2	18.3
	2～3種類	448	29.0	26.3	25.7	16.5	16.3	14.5	3.1	3.8	0.0	16.5	14.3
	4種類以上	438	35.4	32.6	31.3	24.7	22.8	25.3	7.1	5.3	0.9	8.0	11.0

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-17【属性別】：困難を解決するために必要な環境・支援（複数回答3つまで）

(%)

	調査数 (n)	利用できる 支援制度 の情報提 供	自分の困り ごとをなん でも相談で き、支援に つながること ができる窓 口（相談 窓口等に 一緒に行っ てくれる 等）	気軽に話を 聞いてもら えるSNSな どの相談窓 口	生活のため の経済的 援助	カウンセリ ング等の心理 学的支援	同じような 悩みをもつ 人と出会え る場所	自分の困り ごと気づ いて声をか けてくれる 人や支援 機関	弁護士等 による法的 支援	就労の支 援（資格 取得等の 働くための 支援や就 職先を採す サポート）	相談・支援 を受けてい る間の寄り 添いや見守 り	その他	
全体	1,050	36.8	36.6	31.0	29.2	25.0	18.0	14.6	13.9	10.7	9.5	2.8	
年齢	20歳代以下	135	22.2	32.6	45.2	34.1	25.9	22.2	26.7	3.7	12.6	8.9	2.2
	30歳代	215	33.5	35.8	38.1	33.5	26.0	18.1	17.2	10.7	12.1	12.1	1.9
	40歳代	171	33.9	32.7	33.9	31.6	28.1	13.5	11.7	15.2	13.5	7.6	2.3
	50歳代	179	39.7	39.1	25.1	33.0	25.1	15.6	12.3	12.3	12.3	6.1	5.0
	60歳代	269	43.5	35.3	23.4	23.4	24.9	19.0	10.4	19.0	7.4	7.8	2.6
	70歳代以上	81	46.9	51.9	21.0	16.0	14.8	22.2	12.3	23.5	4.9	21.0	2.5
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	35.0	36.5	33.4	21.9	29.3	18.8	12.7	16.2	6.3	9.8	3.1
	離別	131	45.8	43.5	22.1	34.4	19.1	16.0	13.0	15.3	13.0	12.2	0.8
	死別	40	35.0	45.0	17.5	40.0	17.5	20.0	5.0	22.5	10.0	5.0	5.0
	未婚	367	36.2	33.2	32.4	36.5	22.1	17.4	18.8	9.3	16.1	8.7	2.7
家族構成	一人暮らし	224	37.1	38.8	25.0	36.2	23.2	14.7	14.3	17.0	10.7	9.8	1.8
	夫婦のみ	266	36.5	39.5	34.6	22.2	28.2	19.5	14.3	17.7	6.0	8.6	3.0
	二世世代世帯（親と同居）	129	38.0	31.0	28.7	30.2	22.5	21.7	14.7	5.4	21.7	10.9	4.7
	二世世代世帯（子と同居）	283	38.2	36.0	31.4	26.5	24.7	18.7	12.0	14.5	7.8	9.9	2.5
	その他の世帯	148	33.1	33.8	35.1	35.8	25.0	15.5	20.3	8.8	14.9	8.8	2.7
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	29.7	35.4	38.6	28.5	26.6	18.4	17.1	12.7	8.9	7.6	1.9
	うち、母子世帯	24	50.0	25.0	33.3	37.5	12.5	20.8	12.5	16.7	16.7	4.2	0.0
世帯年収（全体）	100万円未満	77	35.1	24.7	22.1	35.1	18.2	19.5	10.4	14.3	6.5	9.1	6.5
	100～199万円	95	47.4	48.4	20.0	42.1	22.1	9.5	14.7	10.5	12.6	7.4	1.1
	200～299万円	113	34.5	38.9	29.2	44.2	23.0	20.4	13.3	15.0	15.0	4.4	0.0
	300～399万円	128	41.4	34.4	28.9	30.5	21.1	20.3	18.0	13.3	13.3	9.4	1.6
	400～499万円	79	49.4	34.2	35.4	30.4	16.5	20.3	11.4	13.9	12.7	6.3	2.5
	500～699万円	143	31.5	32.9	31.5	24.5	28.0	18.9	19.6	12.6	11.2	11.9	2.1
	700～999万円	126	38.1	41.3	34.9	21.4	32.5	13.5	13.5	17.5	5.6	16.7	0.8
	1,000～1,499万円	52	19.2	40.4	38.5	19.2	42.3	19.2	3.8	19.2	1.9	9.6	3.8
	1,500万円以上	18	22.2	38.9	38.9	0.0	16.7	16.7	22.2	11.1	5.6	5.6	0.0
	わからない	219	34.7	35.2	34.7	25.1	25.6	19.6	15.1	12.8	11.9	9.1	5.9
抱える困難数	1種類のみ	164	36.0	36.6	31.7	20.1	28.7	20.1	7.9	6.1	5.5	11.0	4.9
	2～3種類	448	35.7	34.6	29.7	27.0	22.3	17.2	15.4	15.4	9.6	8.5	2.0
	4種類以上	438	38.1	38.6	32.2	34.9	26.5	18.0	16.2	15.3	13.7	10.0	2.7

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-18【属性別】：DV等の解決のために必要な環境・支援（複数回答3つまで）

		調査数 (n)	加害者に完全 に情報が秘匿され、 安心して避難 できる施設	生活全般に ついて手厚 い支援を受け ながら自立が めざせる施設	数時間程度 休憩し、安 心して過ご せる場所	住まい探し の補助・支 援	同じような悩 みをもつ人 と出会える場 所	ゆるやかな 支援・見守 りを受けなが ら自立がめ ざせる施設	仕事探しの 補助・支援	1泊程度休 息し、今後 について考 えることが できる場所	在宅で受け られる見守 り支援	加害者への 教育プログラ ムの実施	その他
全体		1,050	43.6	28.3	22.5	21.6	21.5	21.1	20.8	16.9	13.3	13.0	3.5
年齢	20歳代以下	135	49.6	28.1	31.1	22.2	21.5	23.0	15.6	21.5	12.6	11.1	2.2
	30歳代	215	46.5	32.1	27.0	21.9	16.7	21.9	25.1	23.3	9.3	15.3	1.9
	40歳代	171	42.7	28.7	24.0	23.4	25.7	21.1	23.4	12.3	13.5	9.9	2.3
	50歳代	179	38.0	25.7	20.1	26.3	16.8	20.7	21.2	14.0	14.5	12.3	6.1
	60歳代	269	40.5	26.4	14.5	19.3	24.9	19.3	21.2	13.8	15.6	13.4	4.5
	70歳代以上	81	50.6	29.6	24.7	13.6	24.7	23.5	9.9	18.5	14.8	17.3	3.7
	70歳代以上	81	50.6	29.6	24.7	13.6	24.7	23.5	9.9	18.5	14.8	17.3	3.7
婚姻状況	既婚（事実婚含む）	512	40.6	26.8	23.2	19.3	22.9	19.5	20.3	17.0	13.5	13.3	3.7
	離別	131	44.3	32.8	14.5	27.5	22.9	22.9	23.7	13.7	14.5	16.8	0.8
	死別	40	47.5	20.0	15.0	20.0	20.0	25.0	15.0	12.5	25.0	10.0	7.5
	未婚	367	47.1	29.7	25.1	22.9	19.3	22.3	21.0	18.3	11.4	11.7	3.8
家族構成	一人暮らし	224	47.3	35.3	16.1	22.8	17.9	25.0	19.6	14.3	14.3	15.2	4.5
	夫婦のみ	266	45.1	29.3	20.7	21.4	22.9	19.2	19.9	17.3	12.8	12.8	3.4
	二世帯世帯（親と同居）	129	44.2	24.0	28.7	19.4	26.4	21.7	18.6	18.6	9.3	12.4	3.1
	二世帯世帯（子と同居）	283	38.9	24.4	24.4	19.1	23.7	20.5	20.5	16.3	14.8	12.7	3.2
	その他の世帯	148	43.9	27.0	26.4	27.0	16.2	19.6	26.4	19.6	13.5	11.5	3.4
子育て世帯	子育て世帯（全体）	158	34.8	26.6	27.8	20.3	22.2	22.8	21.5	18.4	13.9	12.0	3.8
	うち、母子世帯	24	45.8	37.5	25.0	29.2	16.7	20.8	20.8	16.7	12.5	4.2	0.0
世帯年収（全体）	100万円未満	77	33.8	26.0	18.2	19.5	24.7	19.5	22.1	9.1	13.0	11.7	3.9
	100～199万円	95	42.1	31.6	15.8	31.6	17.9	24.2	24.2	18.9	13.7	11.6	4.2
	200～299万円	113	39.8	31.0	18.6	23.9	16.8	26.5	23.9	18.6	12.4	8.0	3.5
	300～399万円	128	42.2	29.7	27.3	23.4	25.0	24.2	18.0	20.3	14.1	14.1	1.6
	400～499万円	79	45.6	24.1	19.0	24.1	19.0	20.3	20.3	15.2	13.9	13.9	5.1
	500～699万円	143	51.0	28.0	24.5	19.6	23.1	23.8	14.0	18.2	13.3	12.6	3.5
	700～999万円	126	46.0	31.0	22.2	13.5	23.8	26.2	18.3	19.0	14.3	18.3	0.0
	1,000～1,499万円	52	40.4	28.8	26.9	21.2	17.3	5.8	28.8	19.2	19.2	9.6	3.8
	1,500万円以上	18	38.9	22.2	27.8	11.1	22.2	11.1	22.2	0.0	11.1	5.6	16.7
	わからない	219	44.7	26.0	24.7	21.9	21.9	16.0	22.8	15.1	11.4	14.6	4.6
抱える困難数	1種類のみ	164	42.1	26.8	25.0	14.0	25.6	18.9	18.3	11.6	14.0	12.2	3.7
	2～3種類	448	43.8	26.6	21.4	20.1	22.1	21.0	21.0	12.7	13.6	12.3	4.7
	4種類以上	438	44.1	30.6	22.6	26.0	19.4	22.1	21.5	23.1	12.8	14.2	2.3

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

参考3 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況（クロス集計データ）

図表参考3-19：【再掲】抱える困難や希望する支援に対する要望等（自由記述）

悩みや困りごとについて	分類	件数	備考
		配偶者・パートナー以外の家族に関する問題	28
	心身不調や健康に関する悩み	26	
	生活困窮や収入に関する悩み	21	
	介護・看護や子育ての悩み	15	
	配偶者・パートナーに関する問題	11	モラハラや暴力、不仲・離婚問題、問題行動（浪費、働かない等） など
	仕事に関する悩み	10	
	孤独・孤立	9	
	職場や地域での人間関係等の悩み	7	パワハラ、不仲、地域トラブル等
	その他の悩み・困りごと	17	性被害、住まい・居場所、将来への不安 など

希望する支援等について	分類	件数	備考
		親身に寄り添ってくれる相談窓口がほしい	35
	気軽に何でも相談できる相談窓口がほしい	34	
	適切な相談につないでほしい	30	自分にあつた相談先がわからない、必要な支援につないでくれる窓口がほしい
	相談しても解決できないと思っている	28	相談では解決できないと思っている、相談を諦めている、支援はもらえない（自分で頑張る） など
	相談窓口での情報保護を徹底してほしい	21	個人情報保護、守秘義務の徹底、匿名で利用できる相談窓口
	居場所の提供や住まいの確保を支援してほしい	20	一時的な宿泊ができる居場所や避難場所の提供、住まい確保の支援
	息抜きや悩みを話せる場所がほしい	19	息抜きやストレス解消ができる場所、自然に悩みを話せる場所、同じ悩みを抱える人と話せる場所
	経済的援助がほしい	19	
	とにかく話を聞いてほしい	16	つらさを理解してほしい、話を聞いてもらうだけでよい
	就労支援をしてほしい	16	職業紹介、職業訓練、就労継続支援 など
	いつでもすぐに利用できる相談窓口がほしい	14	24時間対応の相談窓口、電話やLINE、チャットによる相談
	相談・支援の利便性や質の向上に取り組んでほしい	14	相談員の資質向上、対面やオンライン等による多様な相談手法・機会の充実、支援の利用条件の緩和 など
	無料で利用できる相談窓口や支援がほしい	13	
	DV対策を充実してほしい	13	DVに関する相談・支援、DV加害者への教育、DVに関する広報啓発 など
	相談・支援内容をしっかり周知してほしい	11	相談窓口や支援内容等の広報・周知、必要な人に情報が届く仕組みづくり
	保健・医療・福祉に係る相談・支援がほしい	10	がんや障害等に関する相談・支援、家事をはじめとした日常生活の支援 など
	専門家による相談・支援を受けたい	9	法律相談、福祉・医療の専門相談 など
	相談することをためらっている	9	相談するには勇気がいる、恥ずかしい、敷居が高い など
	必要な支援がわからない	8	
	自立生活のための総合的な支援をしてほしい	7	住まい確保から就労支援まで、自立生活のための総合的な支援
	問題解決まで継続して支援してほしい	5	
	その他相談・支援への要望等	12	
	その他の意見・要望	29	

●出典：2023年「困難を抱える女性に係る実態調査」（神奈川県）

資料編

1	計画の策定経過	124
2	神奈川県男女共同参画審議会委員	125
3	神奈川県DV対策推進会議構成員	126
4	県民意見募集（パブリック・コメント）の概要	127
5	女性支援に関する歩み（年表）	128
6	売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を求める意見書	132
7	関係法令	133
	（1）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	133
	（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	137
	（3）売春防止法	147
	（4）人身取引対策行動計画 2022（抄）	156
	（5）ストーカー行為等の規制等に関する法律	157
	（6）児童福祉法（抄）	161
	（7）児童の虐待の防止に関する法律（抄）	162
	（8）神奈川県立女性相談支援センター条例（案）	164
	（9）神奈川県女性自立支援施設条例（案）	165
	（10）女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）	167
	（11）神奈川県男女共同参画推進条例	170
	（12）神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関する要綱	172
8	神奈川における女性支援の流れ	174
9	相談窓口一覧	175

1 計画の策定経過

年月		経過
2022（令和4）年	11月	・（国）第1、2回「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」の開催
	12月	・市町村へのヒアリングを開始 ・民間団体へのヒアリングを開始 ・関係機関へのヒアリングを開始 ・（国）第3、4回「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」の開催
2023（令和5）年	1月	・（国）第5回「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」の開催
	3月	・（国）困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針の告示
	5月	・女性支援に係る有識者に対して意見を聴取 ・市町村施策状況調査を実施
	8月	・第11期第7回神奈川県男女共同参画審議会 「計画骨子案」を議論 ・困難を抱える女性に係る実態調査を実施 ・市町村に「計画骨子案」について意見照会
	9月	・第2回県議会に「計画骨子案」を報告
	11月	・第11期第8回神奈川県男女共同参画審議会 「計画素案」を議論 ・第10期第1回神奈川県DV対策推進会議 「計画素案」を議論
	12月	・第3回県議会に計画素案を報告 ・県民意見募集（パブリック・コメント）の開始 ・市町村に「計画素案」について意見照会
2024（令和6）年	1月	・第11期第9回神奈川県男女共同参画審議会 県民意見募集の結果概要の報告及び「計画案」を議論 ・第10期第2回神奈川県DV対策推進会議（書面開催） 県民意見募集の結果概要の報告及び「計画案」を議論
	2月	・第1回県議会に「計画案」を報告
	3月	・県民意見募集の結果及び県の考え方を公表 ・計画策定

2 神奈川県男女共同参画審議会委員

第11期神奈川県男女共同参画審議会委員
(任期 2022年6月1日～2024年5月31日)

氏名	職業・役職等
井上 匡子 いのうえ まさこ	特定非営利活動法人かながわ女性会議副理事長 (特定非営利活動法人かながわ女性会議推薦)
◎ 岩田 喜美枝 いわた きみえ	住友商事株式会社社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役 味の素株式会社社外取締役
太田 バークレイ 結斐 おおた バークレイ ゆい	公募委員
川島 高之 かわしま たかゆき	NPO法人ファザリング・ジャパン理事 株式会社川島製作所代表取締役社長
○ 白河 桃子 しらかわ とうこ	相模女子大学大学院特任教授
鈴木 紀子 すずき のりこ	日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員
仁平 純一 にへい じゅんいち	株式会社横浜銀行人財部長 (一般社団法人神奈川県経営者協会推薦)
野村 浩子 のむら ひろこ	東京家政学院大学特別招聘教授
萩原 周子 はぎわら ちかこ	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会推薦)
橋本 陽子 はしもと ようこ	弁護士 (神奈川県弁護士会推薦)
矢作 拓 やへぎ ひらく	鎌倉市共生共創部地域共生課担当課長
湯澤 直美 ゆざわ なおみ	立教大学コミュニティ福祉学部 学部長・教授・立教学院理事

◎は会長、○は副会長

3 神奈川県DV対策推進会議構成員

第10期DV対策推進会議委員構成員
(任期 2023年6月1日～2024年5月31日)

委員	横浜地方法務局人権擁護課長
	横浜市DV対策所管課長
	川崎市DV対策所管課長
	相模原市DV対策所管課長
	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長
	神奈川県立かながわ男女共同参画センター相談課長
	神奈川県立女性相談所長
	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長
	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長
	神奈川県教育委員会教育局行政部行政課専任主幹(人権教育担当)
	神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課長
	DV被害者支援に係る民間団体の代表者
	その他のDV対策に係る関係団体の代表者
	その他の市町村(DV対策所管課)の代表者

4 県民意見募集（パブリック・コメント）の概要

かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）素案に関する県民意見募集の結果について

1 募集概要

(1) 意見募集期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月14日（日）まで

(2) 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む、）ファクシミリ

2 募集結果の概要

(1) 提出された意見の件数 245件

(2) 意見内容の概要

区分	件数
1 第1章「女性支援事業の経緯と今日的意義」に関する意見	7
2 第2章「計画の基本的な考え方」に関する意見	4
3 第3章「困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項」に関する意見	7
4 第4章「計画の内容」に関する意見	190
5 第5章「推進体制」に関する意見	10
6 参考資料に関する意見	2
7 計画全体に関する意見	27
8 その他	7
計	254

(3) 県の考え方の概要

区分	件数
A 計画案に反映しました。（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	124
B 計画案には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	17
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	76
D 計画案には反映できません。	22
E その他（感想・質問等）	15
計	254

5 女性支援に関する歩み

年	国等	神奈川県
1952（昭和27）年		・婦人相談所設置
1956（昭和31）年	・「売春防止法」制定	
1982（昭和57）年		・婦人総合センター（後のかながわ女性センター、現かながわ男女共同参画センター）が開館し、相談事業開始
1991（平成3）年		・県内の一時保護施設運営団体で構成する「女性の一時保護連絡会」を婦人相談所が事務局となり設置
1997（平成9）年		・かながわ女性センターで、国・県・市町村の相談機関で構成する「女性への暴力相談等関係機関連絡会」を設置し、県内の連携を推進 ・市町村担当職員研修及び県・市の女性相談員研修実施 ・かながわ女性センターにおいて、女性総合相談窓口を開始
1999（平成11）年	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・「女性への暴力相談“週末ホットライン”」開始 ・女性の一時保護連絡会を設置し、定期的に県内の女性の一時保護機関の情報交換と連携の強化 ・かながわ女性センターにおいて、「女性への暴力に関する調査研究」を実施
2000（平成12）年	・「児童虐待の防止等に関する法律」制定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」制定	・県警察本部に「女性・子どものための相談電話」を設置し、電話相談を実施 ・県警察本部に「ストーカー対策室」設置 ・被害者向け「相談窓口情報カード」を作成し、関係機関に配布 ・かながわ女性センターにおいて、DVを理解するための県民向け冊子「ドメスティック・バイオレンスをなくすために」や外国籍被害者向けリーフレット「夫からの暴力に悩むあなたへ」を作成、配布 ・かながわ女性センターにおいて、女性への暴力相談窓口を設置
2001（平成13）年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）制定	・「かながわボランティア活動推進基金21」において、民間団体との協働事業により外国籍被害者の支援を実施（～平成17年度） ・かながわ女性センターにてメンタルケア開始 ・県・市町村・民間団体との協働による一時保護施設を運営
2002（平成14）年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）全面施行	・被害者向け「相談窓口情報カード」を多言語（6言語）で作成し、関係機関に配布 ・「神奈川県男女共同参画推進条例」制定 ・市町村担当職員研修及び県・市の女性相談員研修の実施 ・被害者向けのリーフレット「シェルター利用のごあんない」を日本語及び多言語（5言語）で作成し、県・市町村に配布 ・婦人相談所及びかながわ女性センターに配偶者暴力相談支援センター設置 ・被害者及び同伴家族の確実な一時保護に向け、保護を開始し、一時保護施設を設置

年	国等	神奈川県
2002(平成14)年		<ul style="list-style-type: none"> ・警察との連携・協力のもとに、婦人相談所で休日夜間の一時保護を実施 ・医師会、弁護士会、市町村代表及び県で構成する「神奈川県DV対策関係行政機関等連絡会議」を設置し、県内の連携を推進 ・婦人相談所と一時保護を委託する民間団体との定期的な連絡会議を開催
2003(平成15)年		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所から女性相談所へ名称変更 ・かながわ女性センターにおいて、DV自助グループ立上げ支援事業を実施 ・かながわ女性センターにおいて、民間団体の設置する被害者への貸付基金活用支援を開始 ・地域の市町村、警察、児童相談所等の関係機関で構成する「地区DV対応情報交換会議」を、政令市・中核市を除く県内8地区で開催し、地域での連携を推進。政令市・中核市は独自に同様の会議を開催 ・女性相談所による民間委託施設スタッフへの研修を実施
2004(平成16)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第一次改正 ・「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第一次改正法の施行 ・「犯罪被害者等基本法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口において、男性被害者の相談を試験的に実施 ・一時保護施設を10施設に拡充し、各施設の特色を生かし、被害者の個々の状況に応じた一時保護を実施 ・首都圏(4都県)での連絡会議を開催 ・人身取引の被害者の一時保護を開始
2005(平成17)年		<ul style="list-style-type: none"> ・暴力防止啓発用のチラシ「ストップ!暴力」を作成、配布 ・女性相談所において、被害者の就労支援方策を検討するためのモデル事業を実施 ・「神奈川県DV対策関係行政機関等連絡会議」を廃止し、新たに民間団体代表を加えた「神奈川県DV対策推進会議」を設置し、DV被害者に対する総合的な支援策やDVの防止について協議
2006(平成18)年		<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協働事業により、「外国籍被害者のための多言語相談シート(7言語)」を作成、配布 ・「かながわDV被害者支援プラン」策定 ・配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口において、自立サポート相談、外国籍被害者のための多言語相談(6言語、民間委託)、男性被害者相談及び夜間緊急対応を開始 ・民間団体に対し、被害者自立支援活動への補助事業開始 ・一時保護施設に対し、女性相談所の心理判定員を派遣 ・被害者及び同伴児童の健康管理の対応のため、女性相談所に看護師を配置 ・同伴児童の保育体制の充実のため、女性相談所に保育士を配置

資料編5 女性支援に関する歩み【調整中】

年	国等	神奈川県
2007(平成19)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第二次改正 ・全国知事会による配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設を活用して、一時保護後の自立に向けた訪問支援型のステップハウス事業(3戸)を開始 ・配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口において、法律相談を開始
2008(平成20)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第二次改正法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センターにおいて、デートDV防止啓発用リーフレット「デートDVってなに?」を作成、県内高校生向けに配布 ・暴力防止啓発用のチラシ「ストップ!暴力」を改訂、配布 ・かながわ女性センターにおいて、「デートDV(交際相手からの暴力)防止に関する調査研究」を実施
2009(平成21)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「医療関係者向け DV対応の手引き」を作成、医療機関に配布 ・「かながわDV被害者支援プラン」改定 ・多言語相談に中国語を加え7言語で実施 ・「かながわボランティア活動推進基金21」において、民間団体及び教育局との協働事業によりデートDV防止のためのシステム構築事業を実施(～平成25年度) ・かながわ女性センターにおいて、大学生向けデートDV防止啓発講座を開始
2010(平成22)年		<ul style="list-style-type: none"> ・被害者向け「相談窓口カード」を多言語(7言語)で作成
2011(平成23)年		<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市がDV相談支援センターを設置 ・かながわ女性センターにおいて、高校生を対象としたデートDV予防啓発冊子を全面的に見直し、「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成 ・かながわ女性センターにおいて、DV気づき講座を開始
2012(平成24)年		<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センターにおいて、県民向け啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」を作成、配布 ・相模原市が配偶者暴力相談支援センターを設置
2013(平成25)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第三次改正 ※法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められる ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正、施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」策定 	
2014(平成26)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第三次改正法の施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察本部に「人身安全事態対処室」設置 ・「かながわDV被害者支援プラン」を改定し、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を策定 ・DVに悩む男性のための相談を試験的に実施

年	国等	神奈川県
2015(平成27)年		<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センターを県藤沢合同庁舎に移転し、「かながわ男女共同参画センター」(かなテラス)に名称変更 ・DV相談窓口をかながわ男女共同参画センターに集約し、相談窓口を再編 ・DVに悩む男性のための相談を開始 ・国に対し売春防止法の抜本的な改正等を要望
2016(平成28)年 2017(平成29)年		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市がDV相談支援センターを設置 ・県警察本部に「人身安全対策課」設置 ・「医療関係者向け DV対応の手引き」を改訂、医療機関に配布
2018(平成30)年	・「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の開催	・「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」を策定し、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を構成事業に位置付け
2019(平成31)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV等の被害者のための民間シェルター等に関する支援の在り方に関する検討会」設置 ・「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」中間まとめの公表 ・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等に関する緊急対策」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が抱える悩みのための「LINE相談」を試験的に実施 ・「かながわDV防止・被害者支援プラン」を改定 ・かながわDV相談LINEの本格実施
2020(令和2)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「若年被害女性等支援モデル事業」を実施 ・啓発冊子「DVまんが この日常は、異常でした」を作成
2021(令和3)年		・「かながわ女性の不安・困りごと相談室」を大船に開設
2022(令和4)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が成立 ・「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」の開催 ・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(AV出演被害防止・救済法)が成立、施行 	
2023(令和5)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」公布 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)の改正 <ul style="list-style-type: none"> ①保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 ②基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 ③協議会の法定化 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」一部改正 	・「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」を策定し、「かながわDV防止・被害者支援プラン」及び「困難を抱えた女性等に対する支援」を構成事業に位置付け
2024(令和6)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)の施行 ・悪質ホストクラブ対策への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定 ※かながわDV防止・被害者支援プランの内容を包含した形で策定

6 売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を求める意見書

売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を求める意見書

生活困窮や家庭環境の破綻などにより正常な生活を営むことが困難であるなど、保護、援助が必要で、かつ他法で支援できない女性やDV被害者への支援は、女性相談所等の女性保護事業が担っている。このような支援対象のほとんどは、施設設置の根拠法である売春防止法が当初想定していた「売春」とは関わりないが、同法は昭和31年の制定以来抜本的に改正されることなく現在に至っている。

女性の貧困や性被害が大きな社会問題となる中で、女性保護事業の果たす役割はますます大きく、重要になっている。女性を人権侵害から守り、自立に向けて適切な支援を行うため、その根拠となる売春防止法の改正又は新たな法整備を行うことが必要である。また、施設職員の配置基準の見直しや、支援に当たる相談員等の専門職としての明確な位置付け、国や地方自治体の責務の明確化などを行い、国庫負担金の拡充等の財源措置を含めた抜本的な改善が必要である。

よって国会及び政府は、女性を人権侵害から守り、自立に向けて適切な支援を行えるよう、次の事項について所要の措置を講じられることを強く要望する。

- 1 女性保護事業が、困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正又は新たな法整備を行うこと。
- 2 「女性相談所」や「女性保護施設」、「女性相談員」が、女性を人権侵害から守り、自立支援機能を十分に果たせるものとなるよう、財源措置を講じるとともに、職員の配置基準を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 7 月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

殿

神奈川県議会議長

7 関係法令等

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

令和6年4月1日施行
 設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよ

う努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象

となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への

同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三條 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 略

三 略

四 略

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 略

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章 補導処分(第十七条-第三十三条)

第四章 保護更生(第三十四条-第四十条)

附則」を

「附則」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「とともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずる」を削る。

第三章及び第四章を削る。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の收容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第52号)

令和6年4月1日施行

令和5年法律第30号による改正

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則**(定義)**

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等**(基本方針)**

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町

村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等**(配偶者暴力相談支援センター)**

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能

を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、

内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止する

ための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下こ

の項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限る、することができる。

- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

- 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な

危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の

長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明

らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命

令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条

第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面	その他これに類する書面

	又は電磁的記録	
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則

で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用

のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用す

る第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経

過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）抄 （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑

法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(3) 売春防止法(昭和31年法律第108号)

令和6年4月1日施行
令和4年法律第52号による改正

改正後の売春防止法(令和6年4月から)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることに鑑み、売春を助長する行為等を処罰することによって、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
 - 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
 - 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
 - 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、そ

改正前の売春防止法(令和6年3月まで)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
 - 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
 - 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
 - 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、そ

の売春の対償の全部若しくは一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

の売春の対償の全部若しくは一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

第三章 補導処分

(補導処分)

第十七条 第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその刑の全部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

- 2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(地方条例との関係)

- 4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- 5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなった場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則 略**附 則 (令和四年五月二日法律第五二号) 抄 (施行期日)**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に收容されたものについては、この法律の施行の時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

- 2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪につき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によつ

- 2 補導処分に付された者は、婦人補導院に收容し、その更生のために必要な補導を行う。

(補導処分の期間)

第十八条 補導処分の期間は、六月とする。

(保護観察との関係)

第十九条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条の二第一項の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

(補導処分の言渡)

第二十条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

(勾留状の効力)

第二十一条 補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法（昭和三十二年法律第三十一号）第三百四十三条から第三百四十五条までの規定を適用しない。

(收容)

第二十二条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、收容のため必要があるときは、検察官は、收容状を発することができる。

- 2 收容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、收容すべき婦人補導院その他收容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。
- 3 收容状は、検察官の指揮によつて、検察事務官、警察官又は婦人補導院の長若しくはその指名する婦人補導院の職員若しくは刑事施設の長若しくはその指名する刑事施設の職員が執行する。收容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。
- 4 收容状については、刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の規定を準用する。

5 收容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

6 検察官は、收容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

(補導処分の競合)

第二十三条 補導処分に付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があることとなつた日以後に一の補導処分について執行（執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む。）が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

(生活環境の調整)

第二十四条 保護観察所の長は、婦人補導院に收容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

- 2 前項の規定による措置については、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十一条第一項及び第八十二条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同項において準用する同法第三

て処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

（婦人相談所に関する経過措置等）

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

（旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置）

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 略

十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替えるものとする。

（仮退院を許す処分）

第二十五条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、補導処分に付された者について、相当と認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すことができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、速やかに、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

3 婦人補導院の長は、補導処分の執行のため収容している者について、仮退院を許すのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

4 第一項の仮退院については、更生保護法第三条、第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第三十五条第一項中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五条第三項」と、同条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三十七条第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「売春防止法第二十四条第一項」と、同法第三十九条第三項中「第五十一条第二項第五号」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十一条第二項第五号」と、「第八十二条第一項」とあるのは「同法第二十四条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項」と、「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替えるものとする。

（仮退院中の保護観察）

第二十六条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2 前項の保護観察については、更生保護法第三条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで、第五十八条、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条にお

いて「被害者」という。)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九条第一項中「第五十七条及び」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項(第五号に係る部分を除く。)及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十条第一項第二号ハ中「、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号中「第三十九条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。)又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項(第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。)又は第六十八条の七第一項(第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。)」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。)により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分執行のため収容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項の決定により、補導処分執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項(その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。)が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満

了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定又は第七十五条第一項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と、同法第六十五条の三第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

(仮退院の取消し)

第二十七条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、決定をもつて、仮退院を取り消すことができる。

2 更生保護法第三条の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第六十八条の三第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三条第一項の規定による留置について、同法第七十三条（第四項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第七十三条第一項中「第六十三条第二項又は第三項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第六十三条第二項又は第三項」と、「同条の規定による申請」とあるのは「同法第二十七条第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

3 仮退院中の者が前項において準用する更生保護法第七十三条第一項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。

4 仮退院が取り消されたときは、検察官は、収容のため再収容状を発することができる。

5 再収容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければならない。

6 再収容状については、第二十二條第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

(行政手続法の適用除外)

第二十七条の二 第二十四条から前条までの規定及び

第二十九条において準用する更生保護法の規定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章から第四章の二までの規定は、適用しない。

(審査請求)

第二十八条 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてした処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については更生保護法第九十三条から第九十五条までの規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては同法第九十六条の規定を準用する。この場合において、同法第九十三条第一項中「少年院に」とあるのは「少年院若しくは婦人補導院に」と、同条中「又は少年院の長」とあるのは「、少年院の長又は婦人補導院の長」と、同法第九十五条中「六十日」とあるのは「三十日」と読み替えるものとする。

(更生保護法の準用)

第二十九条 更生保護法第九十六条の二第一項の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定による地方委員会又は保護観察所の長の処分又はその不作為についての審査請求について、更生保護法第九十七条の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記録について、更生保護法第九十八条第一項の規定は第二十六条第二項において準用する同法第六十一条第二項の規定による委託及び第二十六条第二項において準用する同法第六十二条第二項の規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。

(仮退院の効果)

第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終わったものとする。

(更生緊急保護等)

第三十一条 婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者については、更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなし、同条から同法第八十七条まで並びに同法第八十八条の二及び第九十八条の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項及び第四項並びに第八十六条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「補導処分」と、同条第一項及び第二項中「収容中の者」とあるのは「婦人補導院に収容中の者」と、同項中「検察官、刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同条第三項中「の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年院の長」とあるのは「が収容されていた婦人補導院の長」と、同項ただし書中「仮釈放の期間の満了によって前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者」とあるのは「売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者」とする。

(執行猶予期間の短縮)

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終つたとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終つたとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

(補導処分の失効)

第三十三条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

第四章 保護更生**(婦人相談所)**

第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、婦人相談所を設置することができる。

3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

4 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第三十五条 都道府県知事(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。)は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長(婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

(婦人保護施設)

第三十六条 都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女

子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

（民生委員等の協力）

第三十七条 民生委員法（昭和三十二年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、保護司法（昭和三十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和三十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第三十八条 都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、次に掲げる費用（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）

二 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用

三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用

四 都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市（婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。）は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県の補助）

第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第四十条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第五号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号及び第四号に掲げるもの（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。）

二 市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2～5 略

附 則 略

(4) 人身取引対策行動計画2022(抄)

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。また、人身取引はしばしば国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、人身取引の防止・対策の強化は国際社会が取り組むべき喫緊かつ共通の課題である。

人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以下「人身取引議定書」という。)第3条は、次のとおり定義している。

第3条

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a) に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

政府は、こうした被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、平成16年4月には人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、同年12月に同会議において「人身取引対策行動計画」を、平成21年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」を、また、平成26年12月には同会議において「人身取引対策行動計画2014」(以下「行動計画2014」という。)を策定したほか、関係閣僚を構成員とする人身取引対策推進会議を設置し、平成27年以降毎年開催するなど、一体となってその対策を推進してきた。また、我が国自身の取組の強化と国際社会の一致した協力を促進するため、平成29年には、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び人身取引議定書を締結したところである。

こうした取組の結果、我が国の人身取引対策は着実に前進し、一定の成果を上げてきたと言える。しかし、人身取引は非常に潜在性が強いものであることから、全ての被害者を認知できているものではないということ念頭に、引き続き、その認知・保護に積極的に取り組むとともに、加害者の摘発等を強力に推進していく必要がある。

また、外国人材の適切な受入れに際しての人権保護

令和4年12月20日 犯罪対策閣僚会議決定の強化も念頭に人身取引対策に積極的に取り組んでいくことは外国人との共生社会の実現に資するものであるほか、これまで我が国で保護された人身取引の被害者は女性がその多くを占めているところ、その対策は女性への暴力根絶、ひいては全ての人が生きがいを感じられる社会の実現にも資するものとなる。

そこで、行動計画2014が、既に終了した2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を視野に入れて策定されたものであること、人身取引議定書第9条第1項の規定も踏まえ、この際、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、新たに「人身取引対策行動計画2022」を策定し、人身取引の根絶を目指すこととする。

3. 人身取引被害者の認知の推進

(1) 「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進

(略)

警察相談専用電話(＃9110)や匿名通報ダイヤル等の警察の窓口、各地方出入国在留管理局・支局、外国人在留総合インフォメーションセンターにおける相談窓口や人権擁護に関する相談窓口、技能実習生からの相談を受ける外国人技能実習機構の相談窓口、労働基準監督署、婦人相談所や児童相談所等の性的搾取、労働搾取等を受けている女性、児童及び外国人からの相談や被害申告、通報等を受けることとなる各種窓口において、人身取引が疑われる事案を見逃すことのないよう、関係行政機関において、各窓口の役割、対応等を把握した上で連携を図り、事案に応じた適切な対応に努める。

相談には、できる限り母国語で対応するとともに、相談者等が同性を希望する場合には同性の職員が対応するなど、相談者等が相談しやすい環境を作るよう努める。

5. 人身取引被害者の保護・支援

(3) 被害者への支援

② 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実

婦人相談所等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うとともに、外国人被害者である場合には、出身国の大使館や外国人支援を行う民間団体、IOM等の関係機関等と連携・協力を図りながら、言葉の問題や生活習慣、食事の違いにも適切に対応し、きめ細かい支援を図る。

⑥ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援

本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、国際移住機関(IOM)、被害者出身国の在京大使館、婦人相談所、民間シェルター等との情報交換と連携を一層密にしながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組むとともに、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図る。また、出身国大使館等から帰国用渡航文書が速やかに発給されるよう関係各国との情報交換を推進する。

(5) ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成 12 年法律第 81 号)

令和 6 年 4 月 1 日施行

令和 4 年法律第 52 号による改正

を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第一項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。））に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう。

(つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされたとして当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をすることができない。

- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
- 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令(以下「禁止命令等」という。)をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、前項及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により(当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で)、禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内(当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあつては、当該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内)に行わなければならない。
- 4 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは「速やかに」と、同法第二十六条中「不利益処分を決定するとき」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第五条第三項後段の規定による意見の聴取を行ったとき」と、「参酌してこれを行わなければならない」とあるのは「考慮しなければ」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 5 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。
- 6 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた

場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

- 7 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
 - 8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。
 - 9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
 - 10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは「当該処分の」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。
 - 11 禁止命令等又は第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。
 - 12 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該禁止命令等又は当該処分をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。
 - 13 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。
 - 14 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。
 - 15 前各項に定めるもののほか、禁止命令等、第三項後段の規定による意見の聴取及び第十一項の規定による送達の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
- (ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)**
- 第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。
- (警察本部長等の援助等)**
- 第七条 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出

を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカ―行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカ―行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（職務関係者による配慮等）

第八条 ストーカ―行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、当該ストーカ―行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカ―行為等の相手方の人権、ストーカ―行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカ―行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカ―行為等の相手方に対する女性相談支援センターその他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

- 2 ストーカ―行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカ―行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカ―行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
- 3 ストーカ―行為等が行われている場合には、当該ストーカ―行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカ―行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十条 国及び地方公共団体は、ストーカ―行為等をした者を更生させるための方法、ストーカ―行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

（ストーカ―行為等の防止等に資するためのその他の措置）

第十一条 国及び地方公共団体は、ストーカ―行為等の防止及びストーカ―行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 ストーカ―行為等の実態の把握
- 二 人材の養成及び資質の向上
- 三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発
- 四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

（支援等を図るための措置）

第十二条 国及び地方公共団体は、第九条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告徴収等）

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等（第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。）をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

（禁止命令等を行う公安委員会等）

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等及び同項の聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

一 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

- 3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

（方面公安委員会への権限の委任）

第十五条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

（方面本部長への権限の委任）

第十六条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長

に行わせることができる。

（公安委員会の事務の委任）

第十七条 この法律により公安委員会の権限に属する事務は、警察本部長等に行わせることができる。

2 方面公安委員会は、第十五条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができる。

（罰則）

第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第二十条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（適用上の注意）

第二十一条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

(6) 児童福祉法 (抄) (昭和 22 年法律第 164 号)

令和 6 年 4 月 1 日施行

令和 5 年法律第 63 号による改正

営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第二章 福祉の保障**第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等**

第二十三条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

② 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十条の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県等は、第一項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運

(7) 児童の虐待の防止に関する法律(抄) (平成12年法律第82号)

令和6年4月1日施行

令和4年法律第102号による改正

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。)、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の

職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ

ることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(8) 神奈川県立女性相談支援センター条例(案) (昭和39年神奈川県条例第26号)

令和6年4月1日施行
令和6年神奈川県条例第X号による改正

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県立女性相談支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)第2条に規定する困難な問題を抱える女性に対し、法第9条第3項に規定する相談、一時保護等を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項(同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する相談、一時保護等を行うため、神奈川県立女性相談支援センター(以下「センター」という。)を横浜市に設置する。

2 センターは、法第9条第1項に基づく女性相談支援センターとする。

(一時保護施設の入所の承認)

第3条 センターの一時保護施設に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 伝染性の疾患があつて、他の入所者に影響を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又はセンターにおいて適切な支援を行うことができない者
- (3) その他入所させることがセンターの管理上支障があると認められる者

(退所)

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、一時保護施設から退所を命ずることができる。

- (1) 一時保護の必要がなくなつたと認められる者
- (2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至つた者

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(9) 神奈川県女性自立支援施設条例 (案) (昭和 39 年神奈川県条例第 27 号)

令和 6 年 4 月 1 日施行

令和 6 年神奈川県条例第 X 号による改正

(趣旨)

第 1 条 この条例は、神奈川県女性自立支援施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和 4 年法律第 52 号。以下「法」という。) 第 12 条第 1 項の規定に基づき、女性自立支援施設として、神奈川県女性自立支援施設 (以下「女性自立支援施設」という。) を横浜市に設置する。

(指定管理者による管理)

第 3 条 女性自立支援施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務 (以下「指定管理業務」という。) は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により、知事が指定する者 (以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性 (法第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。) の女性自立支援施設への入所及び保護に関する業務
- (2) 女性自立支援施設に入所した者 (以下「入所者」という。) の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助に関する業務
- (3) 入所者の自立の促進のための生活の支援に関する業務
- (4) 女性自立支援施設を退所した者についての援助に関する業務
- (5) 入所者が同伴する児童への学習及び生活の支援に関する業務
- (6) 女性自立支援施設の施設及び設備 (以下「施設等」という。) の維持管理に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法人の定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書
 - (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人の事業及び経営の状況を明らかにする書類
 - (3) 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
 - (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (6) 指定の申請に関する法人の意思の決定を証する書類
 - (7) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により女性自立支援施設の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人であること。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。

(4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

(5) 安定した経営基盤を有していること。

(6) 第 8 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

第 6 条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第 7 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第 8 条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。

(2) 第 5 条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第 1 項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(入所できる者)

第 9 条 女性自立支援施設に入所することができる者は、神奈川県立女性相談支援センター所長が保護し、及び自立支援 (法第 12 条第 1 項に規定する自立支援をいう。) を行うことを適当と判断した困難な問題を抱える女性で入所することに本人が同意したもの

とする。

(入所の承認)

第 10 条 女性自立支援施設に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 伝染性の疾患があつて、他の入所者に影響を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は女性自立支援施設において適切な支援を行うことができない者
- (3) その他女性自立支援施設の管理上支障があると認められる者

(退所)

第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、退所を命ずることができる。

- (1) 保護の必要がなくなつたと認められる者
- (2) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するに至つた者

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、女性自立支援施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(10)女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (案) (平成 25 年神奈川県条例第 2 号)

令和 6 年 4 月 1 日施行

令和 6 年神奈川県条例第 X 号による改正

のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、女性自立支援施設の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと知事が認めるときは、当該女性自立支援施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1)居室
- (2)事務室
- (3)相談室
- (4)宿直室
- (5)集会室兼談話室
- (6)静養室
- (7)医務室
- (8)作業室
- (9)食堂
- (10)調理室
- (11)洗面所
- (12)浴室
- (13)便所
- (14)洗濯室
- (15)消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

5 前項第 1 号、第 3 号、第 7 号、第 9 号及び第 10 号に掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。

- (1)居室
 - ア 入所者 1 人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、おおむね 9.9 平方メートル以上とすること。
 - イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、入所者ごとに身の回り品を収納することができる設備を設けること。ただし、寝台を設ける場合は、寝具を収納するための設備を設けることを要しない。
- (2)相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3)医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- (4)食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他常に食堂及び調理室の清潔を保持するために必要な措置を講じること。

6 前各項に規定するもののほか、女性自立支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1)廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 65 条第 1 項の規定に基づき、女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 4 年法律第 52 号)第 12 条第 1 項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(設備及び運営の向上)

第 3 条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(職員配置の基準)

第 4 条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第 3 号の職員を置かないことができる。

- (1)施設長 1
- (2)入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「法」という。)第 12 条第 1 項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2 以上
- (3)栄養士又は調理員 1 以上
- (4)看護師又は心理療法担当職員 1 以上
- (5)事務員 1 以上
- (6)施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数
- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第 5 条 施設長は、女性自立支援施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1)社会福祉事業の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは法第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に 3 年以上従事した者であること。
- (2)罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3)心身ともに健全な者であること。

(構造設備の一般原則)

第 6 条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の基準)

第 7 条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活

(2)火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所定員)

第 8 条 一の居室に入所させる定員は、原則 1 人とする。

2 女性自立支援施設への入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を 2 人以上とすることができる。

(自立支援等)

第 9 条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第 10 条 女性自立支援施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮しなければならない。

2 女性自立支援施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 11 条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2)入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3)入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4)当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関等との連携)

第 12 条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所(社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)第 2 条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)第 13 条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(非常災害対策)

第 13 条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画(第 15 条第 4 項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練を毎月 1 回以上、救出訓練その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 14 条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び次条第 4 項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第 16 条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない

ように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(秘密保持等)

第 17 条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 18 条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第 19 条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(電磁的記録)

第 20 条 女性自立支援施設は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(11) 神奈川県男女共同参画推進条例(平成14年神奈川県条例第8号)

令和3年10月1日施行
令和3年3月30日条例第25号による改正

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(男女共同参画を推進するための理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する理念(以下「条例の理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
 - (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
 - (3) 常時使用する従業員の数及びその職務区分別の数並びにそれらの男女別の数
 - (4) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
 - (5) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
 - (6) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
 - (7) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
 - (8) その他規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第 11 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第 1 項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第 12 条 知事は、第 10 条第 1 項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第 13 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第 14 条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

- 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(審議会への諮問)

第 15 条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則**(施行期日)**

- この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の次に次のように加える。

審議会	神奈川県男女共同参画	男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成 14 年神奈川県条例第 8 号）第 14 条第 1 項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12 人以内
-----	------------	--	--------

(検討)

- 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検

討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号抄）**(施行期日)**

- この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日条例第 25 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 1 項の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(12) 神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関する要綱**(趣旨)**

第1条 この要綱は、神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及、人権行政、男女共同参画社会の形成、当事者目線に立った障がい福祉など、共生社会の実現に向けた取組を総合的に推進するため、神奈川県共生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 推進本部は、共生社会の実現に向けた取組に係る重要事項の総合的推進及び調整に関することを所掌する。

(組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長及び副本部長は、それぞれ知事、副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 推進本部は、本部長が必要に応じて、全部又は一部の構成員を招集し、これを主宰する。
- 5 本部長は、必要に応じ、関係局長等の出席又は関係部課長等の陪席を求めすることができる。
- 6 推進本部は、必要に応じ、外部有識者等の意見を聴取することができる。

(推進会議)

第5条 推進本部に共生社会施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、次の事項を所掌する。
 - (1) 第3条に規定する推進本部の所掌事項の調整に関すること。
 - (2) その他、共生社会施策に係る事項の総合的推進に関すること。
- 3 推進会議は、別表第2に掲げる職にあるものをもって構成する。
- 4 共生推進本部室長は、必要に応じ関係職員の出席又は陪席を求めすることができる。

(部会)

第6条 推進会議は、推進本部の所掌事項に係る必要な検討を行うため、部会を置くことができる。

(局等における推進体制)

第7条 本部員は、推進本部の定めた方針等に基づき、又は自主的に、本部員が掌理する事務を分掌する局等（以下「局等」という。）における共生社会の実現に必要な方策について調査、検討し、その推進を図るものとする。

- 2 本部員は、前項の推進に当たり、必要に応じて、他の本部員と随時協議するものとする。
- 3 本部員は、局等における共生社会施策の推進の状況に関して、随時、推進本部に報告する。
- 4 局等における共生社会施策の推進に必要な事項は、当該本部員が定めることができる。

(人権男女共同参画に係る推進)

第8条 局等の人権施策及び男女共同参画施策に係る推進体制の整備を図るため、局等に人権男女共同参画施策統括責任者（以下「人権男女統括者」という。）

及び人権男女共同参画施策推進責任者（以下「人権男女責任者」という。）を置き、各所属に人権男女共同参画施策推進主任者兼研修指導者（以下「人権男女主任者」という。）を置く。

- 2 人権男女統括者は、別表第1の職にある者を充てる。ただし、理事（政策推進担当）、広報戦略担当局長、デジタル行政担当局長、共生担当局長、福祉子どもみらい局参事監（福祉企画担当）、企業庁長、及び教育長は除く。
- 3 人権男女統括者は、推進本部の決定を受けて、局等における人権施策及び男女共同参画施策について、統括的な責任者として、推進を図る。
- 4 人権男女責任者は、別表第3の職にある者を充てる。
- 5 人権男女責任者は、人権男女統括者の指揮監督の下、局等における人権施策及び男女共同参画施策について、各所属と調整し推進を図る。
- 6 人権男女主任者は、各所属の職員のうちから、所属長が指名する者とする。ただし、各地域県政総合センターの人権男女主任者は、各部の職員から各地域県政総合センター所長が指名する者とする。
- 7 人権男女主任者は、人権男女統括者の指揮監督の下、人権男女責任者と調整を行い、所属における人権施策及び男女共同参画施策の推進を図るとともに、人権及び男女共同参画についての研修を実施する。

(当事者目線の障がい福祉に係る推進)

第9条 別表第1に掲げる局等（以下「局」という。）

- の当事者目線の障がい福祉に係る推進体制の整備を図るため、局に当事者目線の障がい福祉施策推進統括者（以下「当事者目線推進統括者」という。）及び当事者目線の障がい福祉施策推進責任者（以下「当事者目線推進責任者」という。）を置き、各所属に当事者目線の障がい福祉施策推進主任者兼研修指導者（以下「当事者目線推進主任者」という。）を置く。
- 2 当事者目線推進統括者は、別表第1の職にある者を充てる。ただし、「企業庁長」とあるのは「企業庁企業局長」と、「教育長」とあるのは「教育委員会教育局長」と読み替え、また「共生担当局長」及び「福祉子どもみらい局参事監（福祉企画担当）」は除く。
 - 3 当事者目線推進統括者は、推進本部の決定を受けて、局における当事者目線の障がい福祉施策について、統括的な責任者として、推進を図る。
 - 4 当事者目線推進責任者は、別表第3の職にある者を充てる。
 - 5 当事者目線推進責任者は、当事者目線推進統括者の指揮監督のもと、局における当事者目線の障がい福祉施策について、各所属と調整し推進を図る。
 - 6 当事者目線推進主任者は、各所属において、所属長が指名する職員を充てる。ただし、各地域県政総合センターの当事者目線推進主任者は、各地域県政総合センター所長が各部署ごとに指名する職員を充てる。
 - 7 当事者目線推進主任者は、当事者目線推進統括者の指揮監督のもと、当事者目線推進責任者と調整を行い、所属における当事者目線の障がい福祉施策の推進を図るとともに、当事者目線の障がい福祉についての研修を実施する。

(庶務)

第 10 条 推進本部の庶務は、共生推進本部室で処理する。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 3 (第 8 条関係)

職
政策局総務室企画調整担当課長
総務局総務室企画調整担当課長
くらし安全防災局総務室企画調整担当課長
国際文化観光局総務室企画調整担当課長
スポーツ局総務室管理担当課長
環境農政局総務室企画調整担当課長
福祉子どもみらい局総務室企画調整担当課長
健康医療局総務室企画調整担当課長
産業労働局総務室企画調整担当課長
県土整備局総務室企画調整担当課長
会計局会計課副課長
地域県政総合センター総務部長
企業庁企業局総務室企画調整担当課長
議会局総務課副課長
教育委員会教育局行政部行政課専任主幹
人事委員会事務局総務課副課長
監査事務局総務課副課長
労働委員会事務局審査調整課副課長
警察本部警務部警務課企画室長

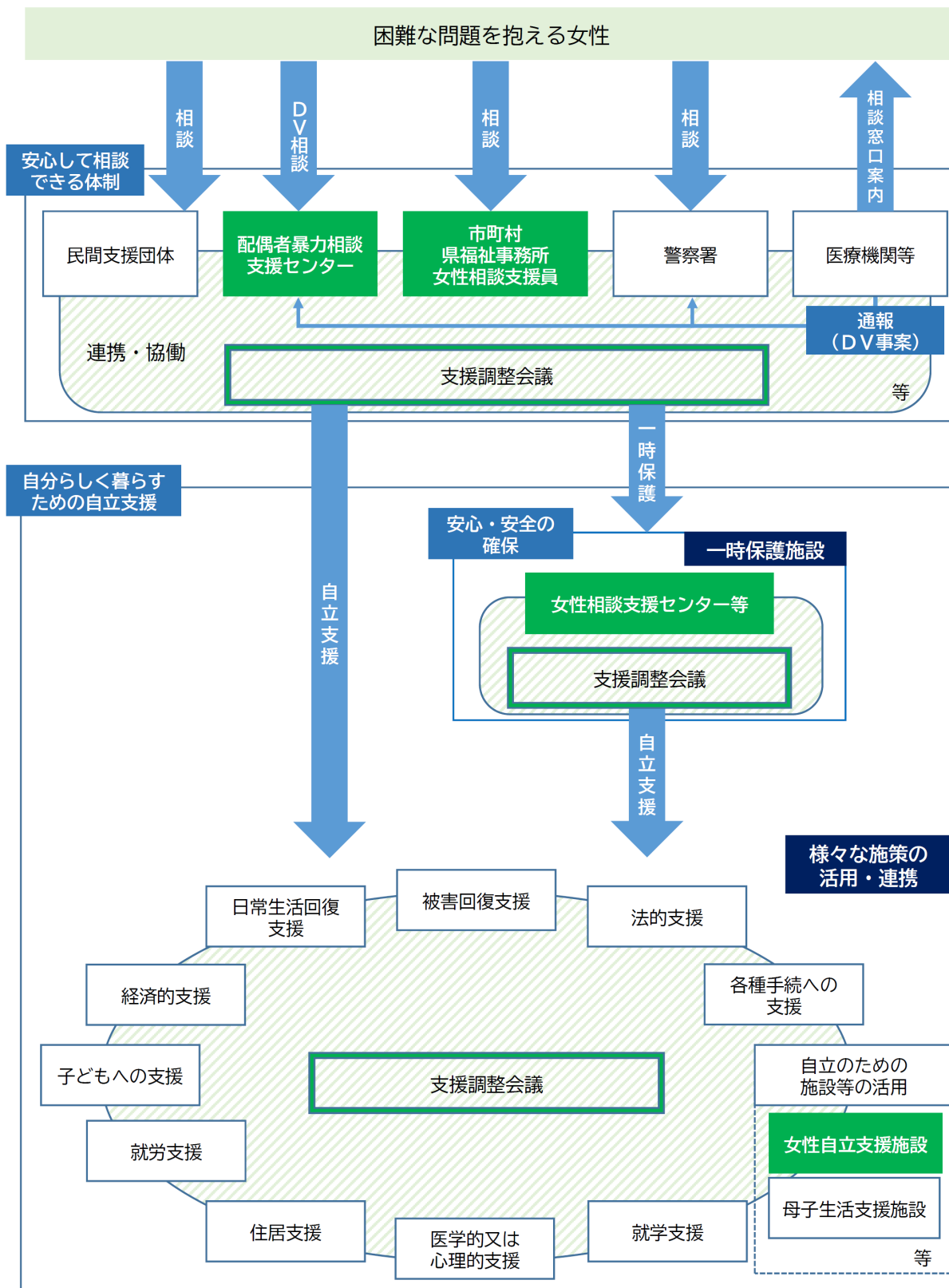
別表第 1 (第 4 条関係)

職
理事 (政策推進担当)
広報戦略担当局長
デジタル行政担当局長
共生担当局長
政策局長
総務局長
くらし安全防災局長
国際文化観光局長
スポーツ局長
環境農政局長
福祉子どもみらい局長
福祉子どもみらい局参事監 (福祉企画担当)
健康医療局長
産業労働局長
県土整備局長
会計局長
横須賀三浦地域県政総合センター所長
県央地域県政総合センター所長
湘南地域県政総合センター所長
県西地域県政総合センター所長
企業庁長
企業局長
議会局長
教育長
教育局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
労働委員会事務局長
警察本部長

別表第 2 (第 5 条関係)

職
別表第 1 の局における副局長、副所長又はそれに準ずる者

8 神奈川県における女性支援の流れ



9 相談窓口一覧（令和6年4月1日現在）<調整中>

県内のどこにお住まいでも構いません。最寄りの相談窓口にご相談ください。

公表時、最新データに差し替えます。

神奈川県 女性相談

検索

ドメスティック・バイオレンス（DV）についての相談窓口


■神奈川県配偶者暴力相談支援センター

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
女性のためのDV相談 【かながわ男女共同参画センター (かなテラス)】 ※面接相談は要予約	月～金（祝日除く）	9:00～21:00	0466-26-5550
	土・日（祝日除く）	9:00～17:00	
女性への暴力相談 【週末ホットライン】	土・日（祝日除く）	17:00～21:00	045-451-0740
	祝日	9:00～21:00	
多言語による相談（女性向け） （英語、中国語、韓国・朝鮮語、 スペイン語、ポルトガル語、 タガログ語、タイ語、ベトナム語） ※面接相談は要予約	月～土	10:00～17:00	090-8002-2949
男性被害者相談 ※面接相談は要予約	月～金（祝日除く）	9:00～21:00	045-662-4530
DVに悩む男性のための相談	月・木（祝日除く）	18:00～21:00	045-662-4531

■県共生推進本部室

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわDV相談LINE	月・火・木・土 (祝日除く)	14:00～21:00	

■横浜市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
横浜市DV相談支援センター (電話相談)	月～金（祝日除く）	9:30～16:30	045-671-4275
	月～金（祝日除く）	9:30～20:00	045-865-2040
	土・日・祝日 (第4木曜除く)	9:30～16:00	

■川崎市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
川崎市DV相談支援センター (電話相談)	月～金（祝日除く）	9:30～16:30	044-200-0845

■相模原市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
相模原市DV相談支援センター (電話相談)	毎日（第4月曜除く）	10:00～17:00 (火・木は18:00まで)	042-882-5990

■国の相談窓口

実施機関名	窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
内閣府 ※電話の他、メールやチャットでの相談も可	DV相談+（プラス）	毎日	24時間	0120-279-889 （電話以外のご相談はこちら） 
	横浜地方方法務局 人権擁護課	女性の人権ホットライン インターネット人権相談受付窓口（メール相談） SNS（LINE）による人権相談	月～金（祝日・年末年始除く） 毎日 月～金	8:30～17:15 24時間 8:30～17:15

■神奈川県警察 ※緊急の場合は、110番してください
最寄りの警察署又は相談室にご相談ください。

加賀町	045-641-0110	泉	045-805-0110	大船	0467-46-0110
山手	045-623-0110	瀬谷	045-366-0110	藤沢	0466-24-0110
磯子	045-761-0110	横浜水上	045-212-0110	藤沢北	0466-45-0110
金沢	045-782-0110	川崎	044-222-0110	茅ヶ崎	0467-82-0110
南	045-742-0110	川崎臨港	044-266-0110	平塚	0463-31-0110
伊勢佐木	045-231-0110	幸	044-548-0110	大磯	0463-72-0110
戸部	045-324-0110	中原	044-722-0110	小田原	0465-32-0110
神奈川	045-441-0110	高津	044-822-0110	松田	0465-82-0110
鶴見	045-504-0110	宮前	044-853-0110	秦野	0463-83-0110
保土ヶ谷	045-335-0110	多摩	044-922-0110	伊勢原	0463-94-0110
旭	045-361-0110	麻生	044-951-0110	厚木	046-223-0110
港南	045-842-0110	横須賀	046-822-0110	大和	046-231-0110
港北	045-546-0110	田浦	046-861-0110	座間	046-256-0110
緑	045-932-0110	横須賀南	046-835-0110	海老名	046-232-0110
青葉	045-972-0110	三崎	046-881-0110	相模原	042-754-0110
都筑	045-949-0110	葉山	046-876-0110	相模原南	042-749-0110
戸塚	045-862-0110	逗子	046-871-0110	相模原北	042-700-0110
栄	045-894-0110	鎌倉	0467-23-0110	津久井	042-780-0110

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
警察総合相談室	毎日	24時間	#9110 又は 045-664-9110

女性のための県内の相談窓口

※受付日は年末年始を除きます。

実施機関名	名称	受付曜日	受付時間	電話番号	
県立女性相談支援センター	女性電話相談室 (一般相談)	月～金(祝日除く)	9:00～16:40	0570-550-594	
共生推進本部室	かながわ女性の不安・困りごと相談室	電話	月～金(祝日除く)	9:00～17:00	0467-46-2110 
		LINE	月・火(祝日除く)	10:00～13:00	
			木・金(祝日除く)	13:00～16:00	
男女共同参画センター横浜	心と体と生き方の電話相談	火・水・金・土 金(祝日除く)	9:30～16:00 18:00～20:00	045-871-8080	
	男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度	月～土(木曜除く)	9:30～16:00	045-862-5063	
川崎市男女共同参画センター<すくらむ21>	女性のための総合相談	月～木(祝日除く)	10:00～15:00	044-811-8600 (ハロー・ウィメンズ110番)	
		金(祝日除く)	15:00～20:00		
		日(祝日除く)	12:00～17:00		
川崎市人権オンブズパーソン	男女平等にかかわる人権侵害に対する相談	月・水・金(祝日除く)	13:00～19:00	044-813-3111	
		土(祝日除く)	9:00～15:00		
相模原市人権・男女共同参画課	ソレイユさがみ女性相談室	毎日(第4月曜除く)	10:00～17:00	042-775-1777 (面接は要予約)	
相模原市緑子育て支援センター	女性相談	月～金(祝日除く)	9:00～17:00	042-775-8815	
中央子育て支援センター				042-769-9221	
南子育て支援センター				042-701-7700	
横須賀市こども家庭支援課	女性のためのDV相談	月～金(祝日除く)	10:00～16:00	046-822-8307	
デュオよこすか	女性のための相談室(一般相談)	月・水・金	9:00～16:00	046-828-8177	
平塚市人権・男女共同参画課	女性のための相談窓口	月～金(祝日除く)	9:30～16:00	0463-21-9611	
鎌倉市地域共生課	女性相談(電話・面接)	月～金(祝日除く)	10:00～13:00 14:00～16:30	0467-23-9311 (面接は要予約)	
藤沢市生活援護課	女性相談	月～金(祝日除く)	8:30～12:00 13:00～17:00	0466-50-3572	
小田原市人権・男女共同参画課	女性相談(DV相談)	月～金(祝日除く)	9:30～11:30 13:00～16:30	0465-33-1737 (面接は要予約)	
茅ヶ崎市多様性社会推進課	女性のための相談室	電話	月～金(祝日除く)	10:00～16:00	0467-84-4772 (面接は要予約)
		面接	月～金(祝日除く)	10:00～16:00 (第2・第4水曜日13:00～16:00除く)	
逗子市市民協働課	女性相談	月～金(祝日除く)	9:30～12:00 13:30～16:00	046-873-5531	

※受付日は年末年始を除きます。

実施機関名	名称	受付曜日	受付時間	電話番号
三浦市市民協働課	女性相談	第2水曜 (祝日の場合は前日火曜日)	9:00～16:40	0570-550-594 (内線311)で予約
秦野市市民相談人権課	女性のための悩み相談	月～木・第2土 (土曜日は電話面接 とともに完全予約制)	10:00～12:00 13:00～15:00	0463-83-1812 電話・面接の予約は 0463-82-5128
厚木市家庭相談課	DV相談	月～金(祝日除く)	9:00～17:00	046-221-0181 046-221-0182
	女性のための相談室 (一般相談)	月～金(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～17:00	046-221-0123
大和市福祉事務所	DV相談	月～金(祝日除く)	9:30～16:30	046-260-5638
大和市市民相談課	女性の市民相談員 による心配ごと相談	月～金(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	046-260-5104
伊勢原市福祉総務課	DV相談	月～金(祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:00	0463-91-9237
海老名市市民相談課	女性相談(DV相談)	月～金(祝日除く)	9:15～12:00 13:00～17:15	046-231-2224
座間市 人権男女共同参画課	女性相談(DV相談)	月～金(祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:15	046-252-8483
南足柄市女性センター	女性相談 (一般・DV相談)	月・火・木・金 (祝日除く)	10:00～12:00 13:00～17:00	0465-73-8211
綾瀬市市民課	DV相談	月～金(祝日除く)	10:00～12:15 13:00～16:45	0467-70-5605
葉山町町民健康課	DV相談	月～金(祝日除く)	14:00～17:00	046-877-1199 (専用電話)
寒川町町民窓口課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0467-74-1111 (代表)
大磯町町民課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0463-61-4100 (代表)
二宮町福祉保険課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0463-75-9289
中井町福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-81-5548
大井町協働推進課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-85-5004
松田町子育て健康課	女性相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-84-5544
山北町福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-75-3644
開成町福祉介護課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-84-0316
箱根町町民課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0460-85-7160
真鶴町福祉課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-68-1131
湯河原町地域政策課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-63-2111
愛川町生涯学習課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	046-285-2111
清川村保健福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	046-288-3861

■県保健福祉事務所

受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時30分～17時15分です。

名称	電話番号	受付時間	電話番号
平塚保健福祉事務所 生活福祉課	0463-32-0130	平塚保健福祉事務所 茅ヶ崎支所生活福祉課	0467-85-1173
鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課	0467-24-3900	厚木保健福祉事務所 生活福祉課	046-224-1111
小田原保健福祉事務所 生活福祉課	0465-32-8000	小田原保健福祉事務所 足柄上センター生活福祉課	0465-83-5111

■横浜市福祉保健センター

受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時45分～17時です。

名称	電話番号	受付時間	電話番号
鶴見福祉保健センター	045-510-1840	金沢福祉保健センター	045-788-7772
神奈川福祉保健センター	045-411-7113	港北福祉保健センター	045-540-2319
西福祉保健センター	045-320-8402	緑福祉保健センター	045-930-2432
中福祉保健センター	045-224-8171	青葉福祉保健センター	045-978-2457
南福祉保健センター	045-341-1152	都筑福祉保健センター	045-948-2321
港南福祉保健センター	045-847-8410	戸塚福祉保健センター	045-866-8468
保土ヶ谷福祉保健センター	045-334-6352	栄福祉保健センター	045-894-8959
旭福祉保健センター	045-954-6117	泉福祉保健センター	045-800-2419
磯子福祉保健センター	045-750-2436	瀬谷福祉保健センター	045-367-5703

■川崎市区役所地域見守りセンター等



受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時30分～17時です。

名称	電話番号	受付時間	電話番号
川崎区役所地域みまもり支援センター	044-201-3206	高津区役所地域みまもり支援センター	044-861-3259
大師地区健康福祉ステーション	044-271-0145	宮前区役所地域みまもり支援センター	044-856-3308
田島地区健康福祉ステーション	044-322-1978	多摩区役所地域みまもり支援センター	044-935-3101
幸区役所地域みまもり支援センター	044-556-6693	麻生区役所地域みまもり支援センター	044-965-5160
中原区役所地域みまもり支援センター	044-744-3268		

女性支援施策と関係が深い相談窓口

54 ページに掲載した「ウ 女性支援施策と関係が深い相談支援の推進」に記載している相談窓口です。

(生活困窮者支援)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
さぼなびかながわ ※各相談窓口をまとめたポータルサイトであり、直接の相談窓口ではありません。	—	—	
生活困窮者自立相談支援	※お住まいの地域により異なります。 詳しくはこちら。		

(犯罪被害者、性犯罪・性暴力被害者支援)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわ犯罪被害者サポートステーション	月～土 (祝休日、年末年始、県民センターの休館日を除く)	9:00～17:00	045-311-4727
かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	毎日	24 時間	#8891 (通話料無料) (NTT ひかり電話からは) 0120-8891-77 又は 045-322-7379
男性及び LGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル	火 (祝休日、年末年始除く)	16:00～20:00	045-548-5666


(妊娠、出産)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
妊娠 SOS かながわ	電話	月、水、金 (年末年始除く)	16:00～21:00 045-212-1051
	LINE	毎日 (年末年始除く)	16:00～21:00 
不妊・不育専門相談	※相談日による (相談日はこちら) 	9:00～11:30	045-212-1052
婦人科医師、臨床心理士による面接相談	同上	—	045-210-4786 (前日の 12 時までには要予約)
産婦人科医・助産師によるオンライン相談	←レビュー事業のため詳細はこれから？		

(アルコールや薬物、ギャンブル等依存症)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
依存症電話相談	月・火 (祝日、年末年始除く)	13:30～16:30	045-821-6937
依存症面接相談	金 (祝日、年末年始除く)	9:00～16:30	045-821-8822 (面接は要予約)



(ひとり親家庭)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわひとり親家庭相談 LINE	火・木・土 (祝休日、年末年始除く)	14:00～21:00	

(子ども・若者、ひきこもり)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわ子ども・若者総合相談センター	電話 面接	火～日 (年末年始を除く)	9:00～12:00 13:00～16:00 045-242-8201
	LINE	火・木・土 (祝休日、年末年始除く)	14:00～21:00 
神奈川県ひきこもり地域支援センター	電話 面接	火～日 (年末年始を除く)	9:00～12:00 13:00～16:00 045-242-8205
	LINE	火・木・土 (祝休日、年末年始除く)	14:00～21:00 


(外国籍県民)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
外国籍県民相談窓口	※言語等により異なります。 詳しくはこちら。		
外国人労働相談	※言語等により異なります。 詳しくはこちら。		

(障がい)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
神奈川県障がい者差別相談窓口	月～金 (祝日、年末年始除く)	9:30～12:00 13:00～16:00	045-514-4772
かながわ医療的ケア 児支援センター	電話	※お住まいの地域により異なります。 詳しくはこちら。	
	LINE	月～金 (祝日、年末年始除く)	9:30～12:00 13:00～16:00 

(ケアラー)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわケアラー電話相談	水・金 (祝休日、年末年始除く)	10:00～20:00	045-212-0581
	日 (祝休日、年末年始除く)	10:00～16:00	
かながわヤングケアラー等 相談 LINE	月・火・木・土 (祝休日、年末年始除く)	14:00～21:00	

(性的マイノリティ)

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわ SOGI 派遣相談	月～金 (祝日、年末年始除く)	8:30～17:15(予約) 10:00～17:00(相談)	045-210-3637 (派遣相談は要予約)



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs



神奈川県

福祉子どもみらい局共生推進本部室

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話(045)210-3640(直通) FAX(045)210-8832